

平成 16 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 16 年 3 月 5 日 開会

平成 16 年 3 月 12 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 5 日 (金)

(第 1 日)

平成16年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成16年3月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

2 番 白石 博昭君

3 番 山室 克尋君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成16年3月 5日

至 平成16年3月12日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 5日（金）	本会議	提案・説明
3月 6日（土）	休 会	休 日
3月 7日（日）	〃	休 日
3月 8日（月）	本会議	質疑・付託
3月 9日（火）	本会議	一般質問
3月10日（水）	休 会	各常任委員会
3月11日（木）	〃	各常任委員会
3月12日（金）	本会議	討論・採決

日程第 3 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 4 議案第 5号 高森町生活安全条例の制定について

日程第 5 議案第 6号 高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 7号 工事請負契約の変更について

- 日程第 7 議案第 8 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 平成 15 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 11 号 平成 15 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 12 号 平成 15 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 13 号 平成 15 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 15 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 15 号 平成 15 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 15 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 16 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 16 年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 16 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 16 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 16 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 25 号 高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	廣木富八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成16年第1回定例会を開くことに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。すなわち、平成16年度予算をはじめ、各般にわたる議案のご審議を願うことでございます。その所信の一端を申し上げたいと思います。議員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

さて、昨年4月の30日付けをもって高森町町政を預かることになりまして、約1年を迎えようとしております。私は、町民の皆様への負託に応えるために、大いなる使命感を抱き、力の及ぶ限り、その任に当たってまいりましたが、この間、議員の各位をはじめ、町民の皆様方に温かいご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして、町政が順調に進展しつつあることに対しまして、心から厚くお礼を申し上げるところでございます。

ところで、平成16年度国家予算は、現在、審議中の最中ではありますが、我が国の台所事情は平成16年度末の公債残高が483兆円となり、地方財政を含めると、約687兆円の程度に達する見込みであるなど、大変厳しい状況になっております。この国家予算の中身として、構造改革、効率化、活力、安心に向けたメリハリ、国債発行の額の抑制の4つが重点のポイントとなっております。

町としましては、このような国の基本方針や諸施策、また県と密接な連帯を保ちながら、昨年見直しを願っていただきました総合計画を基調とし、清らかな高原、豊かな森に抱かれたやすらぎの美しい町を基本コンセプトとして、豊かな自然と共存した風薫る郷づくりの推進、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの推進、時代の変化に対応した産業のまちづくりの推進、一人一人が輝く創造性豊かなまちづくりの推進、協働のまちづくりの推進、5つの基本目標を掲げ、政策を推進してまいりたいと考えております。

次に、高齢少子化、また過疎化の波が押し寄せてくる中、若者が定住できるような雇用の確保や自主財源の確保などを求めて、議員の皆様とご相談を申し上げながら、公的機関及び公的施設の誘致をすべく努力を重ねているところでもございます。このことから、本町にとりまして、発展必要不可欠であるかと思っております。

す。その点、何とぞよろしくお願いを申し上げるところでございます。

次に、町村合併についてでございますが、来年の3月の市町村合併特例法期限を約1年後に控え、全国で合併協議が進んでいるところでもございます。ご案内のとおりであります。本町としましては、隣接する町村の動向を重視しながら、将来の高森町がどのような枠組みでいくのが一番いいのか、議会の皆様方と十分協議を申し上げながら、また、執行部におきましても、内部検討会でさらに検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、高森町保育園統合につきましては、昨年11月17日に保育園統合推進協議会を設立し、関係議員、駐在嘱託員、民生児童委員、保育園保護者、行政を含めた委員構成で5回の協議を重ねてまいりました。また、その間、産山への保育園の視察等も行っております。この結果、山東部の保育園の統合を可とする、ただし、統合については、新園舎の建築を前提とするという意見に達しました。これを踏まえまして、統合の時期を平成18年4月とし、4園合同とする旨の調査検討委員会の報告をいただいております。町といたしましても、この結果の報告を重視し、今後の保育園統合について進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご配慮の方、お願いを申し上げたいと思います。

つきましては、本定例会に上程しております議案は、人事案件同意1件、条例案件6件、予算案件14件、その他議決を求めるもの1件、合計22件でございます。

以上、平成16年度を迎えるに当たり、所信の一端を述べましたが、議員各位のご理解とご指導を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。先に申しましたように、22件の議案につきましては、後ほど説明を申し上げますので、十分なるご審議を賜りまして、適切な議決をいただきますようお願いを申し上げまして、本会議の招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成16年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

農業委員会の村嶋事務局長が病気入院ということで、3月1日付けで農林振興課長が農業委員会事務局長を兼務することになりましたので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 白石博昭君、3番 山室克尋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成16年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月5日から3月12日までの8日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月5日から3月12日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第3 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

草村秀章氏は、資質温厚誠実にて、品行方正な見識はもとより高く評価され、信頼とその徳望は衆人の認めているところでございます。同氏は、これまで農業委員会などを歴任され、その手腕の期待するところでもあります。

同意案につきまして、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第4 議案第5号及び日程第5 議案第6号については、本日は提案のみといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号及び議案第6号については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第5号 高森町生活安全条例の制定について

日程第5 議案第6号 高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第5号、高森町生活安全条例の制定について、及び日程第5 議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第5号及び議案第6号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） おはようございます。

それでは、議案第5号、高森町生活安全条例の制定についてご説明申し上げます。本条例は、第1条の目的で定めておりますように、町民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図るために制定するものでございます。第3条に町の責務、第4条に町民の責務、第5条に事業者等の責務を定めております。なお、施行日は公布の日からと定めております。

次に、議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本条例は、目的で述べておりますように、職員の公務の円滑かつ適正な遂行を確保することを目的に制定するものでありまして、第1条、目的、第2条、定義、第3条、職員の責務、第4条、管理監督者の責務、第5条、町民等の責務、第6条、不当要求行為等の行為者への警告等、第7条、警察との連携、第8条、委任を定めております。本条例の施行期日は、平成16年4月1日からと定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第7号 工事請負契約の変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第7号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第7号、工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

社倉～蔵地線交差点改良工事に伴い、物産館側に用地が入り込み、従来のバス駐車場が狭くなり、スペースの確保のために既設構造物の撤去及び拡張分の駐車場舗装工事100平米が必要であること、また、物産館と町道社倉～大楯木線との境界に横断防止柵、延長4.2メートルを追加すること、併せまして、国道側溝は既設側溝の布設替えとなっておりますが、老朽化等により、再利用ができないものがあり、3.0メートル分新品を使用すること、以上、3点の内容により、変更するものであります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

この工事につきましては、契約変更ということでございます。本契約については、私も議会の中でちゃんと認めております。また、これに伴う契約変更につきましても、実際、契約変更せざるを得ないような状況が出ているのも確認しているところでございます。

しかしながら、このような設計変更、契約変更をせざるを得ないような状況になること自体、本当に当初の計画そのものが議論されておったのかどうか、そこらがどうも私どもといたしましては、納得いかない状況ができてきているような状況でございます。あそこの現場を見てみますと、本当に旧町道ですか、あれとの交差点、それにバイパス、それにまた社倉～蔵地線と、大変入り込んだ交差点になりつつある状況でございます。その取り付け、いろいろな状況等を勘案すると、もう少し具体的にしっかりとした計画があつてしかるべきではなかったらうかと、かように考える次第でございます。その点について、担当者なり、お尋ねいたしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 確かに、おっしゃいます内容は私も感じる部分がございます。ただ、この問題につきましては、国道、それから町道、それと警察との関係で、関係機関と調整が十分にできなかった部分もあろうかとは感じております。でも、今回、変更をお願いしておる状況の中では、これがベストということをお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 当然契約変更せざるを得ないという状況は確認はいたしております。しかし、これに到達するまでの議論が本当にできておったのかということが一番私の聞きたいところでございます。担当課長といたしましては、これは当然、異動が、計画が終わった段階でされておまして、なかなか厳しい答弁になろうかと思ひます。そこらあたりが担当課長としては苦しい答弁になろうかと思ひます。この議論をお願いしたいのは、当時の計画ですね、これを担当された現在はどうなっておりますか。そこらあたりの方の説明をしていただければ、幸いかと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） これにつきましては、建設課長が申しあげましたように、担当の地域振興局と警察といろいろ協議をいたしまして、十分なる協議をしたつもりでございましたが、やはり抜けていた部分もあつたかと思ひます。今後につきましては、このようなことがないように、十分お互いに連絡をとり合ひまして、対処してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） なぜ、申しあげたかと申しますと、物産館もあるわけす

ね。物産館も今休業状態ということで、町の事業の中であれだけの金を掛けてつくった物産館が休業せざるを得ない状況、それは、要するに、入る状況が本当に不便であるというのが第1点、それに町道が中に入っていると、その中に今度は交差点が今度は複雑になってくると、そういう状況を勘案すると、もう少し町道あたりの変更等ができなかったのか、そこらあたりが本当に当初の計画がもう少しそこらあたりがはっきりできておったならば、今のような工事変更あたりもできなくて済んだんじゃないだろうかというようなことです。初歩的な段階で当初の計画そのものがもう少し具体的にやられておったなら良かったんじゃないだろうか、あえて感じましたので、質問した次第でございます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第7 議案第8号から日程第24 議案第25号までは、本日は提案のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第25号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第8号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

この条例につきましては、下町住宅建て替えによります内容でございまして、下町住宅、それからそれに伴いまして、津留の団地1カ所廃止するものでありまして、公営住宅法に基づきまして、改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げております。

十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第9号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第8 議案第9号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第9号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

現在、納税組合の構成員が口座振替による納税に移行された場合、組合を脱退していただく取り扱いをしておりますが、条例に明文化されていないために、この事項を追加し、明確にするものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第9 議案第10号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第10号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第10号で提案いたしました平成15年度高森町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成15年度の最終補正でありますので、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、全科目全般にわたり補正を行うとともに、財政状況から今後なお一層の厳しい状況が予想されるため、その財源として基金の積立を計上しております。

今回の補正予算は、総額で346万6,000円の増額となり、これを現計予算と合算いたしますと、45億2,939万5,000円となります。

9ページの第2表、地方債の追加は、県道改良事業に伴います負担金の財源として、県支出金の借入をするものでございます。また、地方債の変更は、各事業実施に伴います限度額の補正であります。

次に、歳入予算の主なものを申し上げます。

12ページから、町税につきましては、町民税・固定資産税・たばこ税・入湯税など、現段階での収入見込額で補正しております。これは、厳しい経済情勢の中にあつて、積極的な徴収を目指し、その結果によるもので、今後とも自主財源である地方税収入の確保を図ってまいります。

14ページ、移動通信用鉄塔施設事業の負担金は、事業費の減額に伴います整備事業者負担金の減額であります。また、これに伴う21ページの国庫補助金につきましては、減額補正し、交付決定者が県知事であることから、予算措置の上で26ページの県補助金に組み替えを行いました。

また、20ページの民生費国庫負担金の支援費負担金は、身体障害者、知的障害者の支援費施設分の減額に伴うものであり、これに関連する26ページの県補助金も減額をしております。

33ページの雑入の阿蘇広域行政事務組合負担金過年度返納金は、南部火葬施設と衛生処理施設の建設費に伴う関係調査費の返納金であります。また、社会福祉協議会運営費の返納金は、社会福祉費により支出しておりますので、補助金の精算によるものであります。

次に、34ページ、町債につきましては、現在の各事業債の許可見込額による調整をいたしました。また、町村振興資金については、第2表で説明してまいりました県道改良事業の負担金に充てるものでございます。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算に関わる人件費につきましては、人事院からの給与の減額勧告に基づくものと、臨時職員等の経費の調整により、総額で4,429万円の減額をいたしております。

51ページ、介護保険事業費は、介護保険給付費の増加によります町負担金の増額分を補正をするものでございます。

54ページ、児童福祉施設費増額補正につきましては、大分県玖珠町への保育園実施委託料の発生と、高森保育園乳児増加による運営費等による増額補正でございます。

ます。

68ページの土木費は、町道社倉～蔵地線、御矢村線等の事業費減額による補正でございます。また、単県道路事業負担金は、熊本～高森線、津留～柳線、国道325号線等の整備に伴います事業費増による補正であります。

83ページの基金費につきましては、これから財政の弾力的運用を図るために、財政調整基金などの積立を行うための予算を計上しております。財政調整基金につきましては、この積立金をすることにより、平成15年度の3月補正後の現在高は4億3,837万7,000円となる見込みです。なお、他の基金につきましても基金利子相当分を計上しております。

最後になりますが、平成15年度会計も年度末となりましたので、予算の執行に万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられますよう、なお一層、事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営の推進を心がけ、平成16年度へとつないでいく所存でございます。

以上、今回、提案しております補正予算については、その概要をご説明を申し上げましたが、本議案につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第11号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第11 議案第12号 平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、及び日程第11 議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第11号及び議案第12号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から2,175万1,000円を減額し、総額を9億1,179万8,000円とするものです。

歳入の款1国民健康保険税は、徴収見込額により増額補正、他の国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金等については、各事業の歳出見込みにより増額、または減額補正をしております。

歳出については、各費目とも執行見込みをもとに補正をしております。

次に、議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算第4号について、説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から1,334万9,000円を減額し、総額を11億4,293万7,000円とするものです。

医療諸費の医療給付費、医療支給費の負担金、審査支払手数料の支出予定額に基づいて、歳入歳出予算を減額補正させていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第12 議案第13号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第13号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） おはようございます。

それでは、議案第13号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,278万2,000円とするものです。

主な補正の内容としましては、平成15年度の介護サービス費等の保険給付費の増に伴い、歳入として国庫支出金、支払基金、県支出金、一般会計繰入金を増額したものです。

慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第13 議案第14号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第14 議案第15号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第14号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について、及び日程第14 議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを一括議題といたします。

議案第14号及び議案第15号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） おはようございます。

議案第14号でご提案申し上げました平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出からそれぞれ1,089万7,000円を減額し、予算総額を1億4,260万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、7ページの歳入からご説明いたします。歳入の款1の使用料及び手数料の目1水道使用料の現年度分478万2,000円を歳入減額いたしました。減額の理由といたしましては、昨年4月より上色見、色見小学校が高森中央小学校に統合いたしまして、プールの使用料の減、それから休暇村の節水による使用料の減、昨年来の冷夏による使用料の減が要因と考えられます。また、款8の地方債の640万円の減額につきましては、工事請負費の変更に伴います起債分の歳入減額補正でございます。

9ページの歳出補正の主なものでは、人件費79万5,000円の減額、事業費の光熱水費108万7,000円、節15の工事請負費の入札残及び変更による712万2,000円の減額補正が主なものでございます。

次に、議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

農業用水事業の補正につきましては、既定の歳入歳出からそれぞれ2万5,000円を減額し、予算の総額を1,619万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページの歳入、款1の財産収入の目1利子及び配当金2万5,000円を減額補正計上いたしました。2万5,000円につきましては、C基金の利息が来年17年の3月31日で満期でございますけれども、本年中間払いにより70%で2万5,000円が減額されますので、その分を減額補正いたしました。

7ページの歳出につきましては、管理費の光熱水費の不用額を減額し、予備費に補正計上いたしました。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第16号 平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正
予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第15 議案第16号、平成15年度高森町鉄道経営対策

事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第16号でご提案申し上げました平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、基金運用に伴います利子が確定したことによる財産運用収入及び積立金の調整を行う補正でございまして、既定の歳入歳出予算に43万4,000円を追加して、予算総額を50万7,000円とするものでございます。

今回の利子積立によります基金現在高は、自治体基金3億3,681万5,000円、住民基金3,310万9,000円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第16 議案第17号 平成16年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第16 議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第17号で提案をいたしました平成16年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明を申し上げます。

国は、平成16年度予算編成の基本方針として、地方財政についての方針としては、国と地方に関する三位一体の改革の推進により、地方の権限と責任を拡大し、地方から自らの責任で自主的効率的な行政システムの構築を図ること、さらに、国庫補助金負担金の廃止、縮減により、補助金事業の抑制、定員の計画的減少による給料関係費の抑制、地方単独事業の抑制などの措置を講じることにより、歳出規模の抑制に努めるなどを示しております。特に、地方交付税につきましては、地方財政対策債とともに、大幅な減額が予想され、今までにない厳しい状況となっております。

このような厳しい経済情勢の中で、編成いたしました平成16年度予算は、歳入については、町税、使用料、手数料等の自主財源の確保並びに町債及び基金の有効活用を心がけ、歳出においては、補助金、助成金、研修旅費、食糧費、既存事業についても従来に増して徹底した見直しを行いました。中でも単独の補助金につきましては、補助金検討委員会の答申を踏まえ、思い切った見直しを実施したところで

ございます。このことにつきましては、現在の町財政状況から判断したところでございます。何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、一方では、町総合計画に基づいた主要な施策、少子高齢化対策等、限られた財源の中での事業量の確保を行い、予算の重点的効率的な配分を行い、質的にも充実した予算となるよう編成をいたしました。

今回、提案しております一般会計の予算総額は43億6,600万円で、平成15年度の実質的予算と第1回補正予算後と比べて、マイナス2.0%となっております。

その主な財源は、町税4億9,361万円、地方交付税18億2,400万円、使用料及び手数料1億9,868万5,000円、国庫支出金2億4,309万2,000円、県支出金2億3,114万8,000円、繰入金3億6,791万9,000円、町債6億5,890万円などであります。

まず、歳入予算の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、長引く経済不況の影響から、大きな伸びは期待できず、15年度の実績見込みなどにより計上をいたしました。

次に、歳入の大半を占めます地方交付税について申し上げます。地方交付税につきましては、三位一体の改革による算定方法の見直し等により、厳しい状況になる見込みであり、現時点で予想されます数値を用い試算を行い、計上いたしました。

繰入金についてであります。増大する行財政需要に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金繰入金を計上しております。

次に、町債についてであります。昨年に引き続き、発行されます臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額から振り替えられるものであり、県資料等を参考に発行可能な額を計上いたしました。なお、臨時財政対策債については、後年度普通交付税に100%算入されることとなっております。その他、町債充当の主な事業といたしましては、中心市街地拠点整備事業、町道整備事業、高森中学校プール建設事業等の財源として計上いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

まず、議会費については、議会活動に伴います経常的な経費や各特別委員会等の活動経費を計上しております。

次に、総務費について申し上げます。職員の意識改革を目的とする人材育成のため、委託研修や職場研修等の経費を計上しております。地域づくり対策費では、中心市街地に地域住民と観光客が交通交流できる空間を整備することにより、賑わい

を創出し、活力を取り戻すことを目的とした中心市街地活動拠点施設整備事業関連の経費を計上しております。その他に町民一人一人に交通安全意識を普及し、交通安全の意識の高揚を図るとともに、事故のないまちづくりを推進するため、交通安全施設の整備費用を計上し、安全なまちづくりに努めます。

選挙費では、平成16年4月執行予定の熊本県知事選挙及び7月執行予定の参議院議員通常選挙に係る経費を計上しております。

地籍調査費では、大字津留地区の一部及び大字野尻地区の一部、3.83平方キロメートルを調査いたします。今後の地籍調査については、第5次10年計画、平成12年から21年で完了するように推進をする予定です。

次に、民生費について申し上げます。社会福祉総務費では、民生委員活動費、敬老の日、戦没者追悼式等の事業及び各種団体への負担金、助成金等を計上しています。また、社会福祉協議会への運営助成を行い、地域福祉の充実を図ります。障害福祉費では、身体障害者住宅改造助成事業、精神障害者居宅生活事業、在宅生活支援事業等による在宅福祉事業を推進し、安心して暮らせる環境を創出いたします。老人福祉費では、基幹型、地域型、在宅介護支援センターの積極的な運用を図るための経費を計上しております。また、年を追う毎に急増しております高齢者の一人暮らしや二人暮らしへの緊急通報装置の設置等により緊急体制の整備を推進します。

同和対策費では、行政、企業、各種委員会を中心とした人権啓発事業の人権意識の普及、高揚のために、第4回スマイルフェスタインたかもりを文化祭健康づくり推進大会と合同で開催し、一人でも多くの町民の方々に参加していただき、人権啓発に努めてまいりたいと思います。

また、地域改善施設費については、施設の環境整備及び地区住民の生活環境保全に資するため、憩いの家の浄化槽設置及びトイレの改修工事を行います。

児童福祉費では、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、その他の場において、子育ての意義について理解を深められ、且つ子育てに伴い、喜びを実感する目的の次世代育成支援行動計画策定のための経費を計上いたしました。

町立保育園につきましては、今後の運営のあり方について、協議してまいります。また、通園のしやすい環境の整備、延長保育促進事業等を取り入れ、保護者のニーズに応じる保育を行います。その他就学前家庭教育講演会の実施や同和教育研究会への参加により、保育関係者への資質の向上を図ります。

次に、衛生費では、住民の健康増進のため、住民検診及び各種検診を本年度は一元化し、健康開始時期を早め、住民の方々の受診率の向上を図るための経費を計上しております。

また、各地域の公的施設を活用し、機能訓練教室等の開催により、閉じこもりがちな老人を誘い出すことで、心身に刺激を与え、体力の維持の増強、脳機能の活性化を促し、寝たきり予防に努めます。

環境問題については、阿蘇広域ゴミ処理施設未来館を各種団体を対象に見学していただき、分別収集の徹底を図ります。また、阿蘇保健所、不法投棄監視員と連帯を図り、町内で発生した不法投棄を速やかに調査し、処理するよう努めます。し尿処理及び生活排水については、基本計画により、本年度も合併浄化槽50基を整備するための経費を計上いたしました。

次に、農林水産業費について申し上げます。特定農山村地域市町村活動支援事業として、施設トマト実証展示圃の設置を行い、高収益、高付加価値型農業の発展を図るとともに、担い手の育成のための研修や特産品開発の経費を計上いたしました。また、畜産振興総合対策事業では、機械化による労働力の省力化、野焼き助成を行い、有畜農家を支援しています。農業経営基盤強化事業では、農業経営支援センターの活動を強化し、経営感覚に優れた農業者の育成と経営に対しての強化を図ります。

林業振興費では、林業を取り巻く状況は厳しさが増しており、山林の荒廃が進み、森林の持つ多様な機能を低下させ、暮らしに重大な損害を与えかねません。このような状況の下、本年度も引き続き、間伐事業を促進し、森林給付金事業も活用しながら、水源涵養機能の強化を図りたいと思います。また、森林基幹林道阿蘇東部線につきましては、用地交渉等、所有者との交渉を重ね、速やかに早期完成を目指します。

次に、商工費についてご説明を申し上げます。年間約32万人を超える観光客が訪れる湧水トンネルの公園の施設並びに駐車場整備工事経費を計上しております。湧水トンネル公園につきましては、昨年から試みて開催いたしましたクリスマスファンタジー、また恒例になっております七夕祭り等の一層の集客努力を行い、自主財源の確保に努めたいと思っております。その他のイベントにつきましては、ハナシノブコンサート、スマレフェスタ、風鎮祭、来春の新酒ふるさと味祭等のイベントの経費を計上いたしました。

次に、土木費についてであります。道路は住民生活の上で必要不可欠でもあり、

産業経済の発展はもとより、教育文化の交流の源であり、社会活動を営む上で最も根幹となる社会資本であります。このようなことから、基本総合計画、過疎計画等に基づき、基線道路である社倉～水迫線、天神～前原線など8路線の整備を行いたいと思っております。また、県道改良に伴います負担金も計上しております。町道の整備につきましては、毎年限られた予算の中で実施してまいりましたが、本年度も町道の発展を図る上から、緊急性、重要性を十分勘案し、施工してまいりたいと思います。既存道路の維持管理につきましても、本年度も道路愛護による町道の草切りを行って、町道の美化と交通の安全に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅費であります。快適で豊かな生活環境を創出するために、住宅建設に取り組んでまいりましたが、今年度は事業計画に基づき、下町団地第2期建て替え工事となっております。木造平屋建て2軒4戸の建て替えでございます。今後も住宅整備につきましては、その指針となりますマスタープランを作成し、実施してまいりたいと思っております。

次に、消防費であります。平成16年度で、導入以来、18年経過し、老朽化が目立ってまいりました防災行政無線の親局、中継局並びに移動系の更新をリース契約で対応しています。自治消防につきましては、通常消防とともに、地域消防の要として活躍を見ておりますが、さらに、若者の消防団加入の促進を図り、消防活動がしやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。また、2年ごとに行われております阿蘇郡消防操法大会の関係経費を計上しております。なお、今年度は、7月に長陽村で行われる予定です。

次に、教育費について申し上げます。学校教育につきましては、複式学級の解消を目的とし、引き続き、高森東小学校において、町単独教員の配置をいたしましたことから、その経費を計上いたしました。また、授業で活用しておりますコンピュータの入れ替えといたしまして、高森中学校のパソコンをリース対応で入れ替えを行い、授業用機材の充実を図ります。施設関係につきましては、本年度の大きな事業といたしまして、高森町総合計画書に基づき、高森中学校プール建設と高森東中学校体育館の改修を行う予定です。高森中のプールは、既存の町営プールの老朽化に伴い、今年度整備するもので、社会体育施設としても活用していただく計画で、町民の健康づくりの施設として利用をお願いするところでございます。また、高森東中学校体育館については、雨漏り等が発生し、早急に改修する必要があるため、その経費を計上いたしました。本年度阿蘇郡を主会場として、県民体育祭が開催されるため、その競技会場となる施設の整備費用と実行委員会経費を計上してござい

す。また、本年度開催されます九州地区のグラウンドゴルフ大会に九州各県から約1,800人ほどの参加が見込まれておりますことから、本町をPRする絶好の機会であり、その成功の期待もいたしているところでございます。

次に、社会教育費についてであります。平成14年度の学校完全週5日制の実施に伴います教育課程の改定により、児童生徒の総合的な教育指導を子供の生きる力の教育に改革することとされています。そこで、本町といたしましても、その改定に適切な対応を行うため、文部科学省の委託事業を本年度も継続して実施してまいります。なお、委託事業が廃止されたモデル事業につきましては、青少年育成町民会議の事業として対応してまいりたいと思っております。また、学校統合につきましては、平成16年1月26日の臨時議会において、小学校及び中学校設置条例が一部改正されたことにより、草部南部小学校及び草部中学校が平成17年4月1日に高森東小、中学校に統合されることに伴い、そのための準備を進めてまいります。その関連の予算といたしましては、今後、保護者等との協議を踏まえながら、補正予算等によりまして対応してまいりたいと思っております。

災害復旧費でございますけれども、公共事業施設及び農林水産業施設災害復旧につきましては、災害時を想定いたしまして、設計委託料等を計上いたしました。

最後に、公債費であります。本年度予算については、公債費の占める割合が20.5%になりますが、本年度が返還のピークであり、来年度は減少する見込みであります。公債費につきましては、注意を払い、今後とも財政状況を見極めながら財政の健全運営に努めてまいります。

以上が平成16年度予算の概要でございます。予算について、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、何とぞ賛同賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。しばらく休憩したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 17 議案第 18 号 平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計予算について

日程第 18 議案第 19 号 平成 16 年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 17 議案第 18 号、平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計予算について、及び日程第 18 議案第 19 号、平成 16 年度高森町老人保健特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第 18 号及び議案第 19 号について、提案理由の説明を求めます。税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 議案第 18 号、平成 16 年度高森町国民健康保険特別会計予算について、説明申し上げます。

予算の総額を 8 億 6,354 万 1,000 円とし、編成に当たっては、健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、厚生労働省が示す予算編成に当たっての留意事項に沿っており、前年度比較 3,628 万 4,000 円の増となっております。

9 ページからの歳入では、款 1 国民健康保険税の一般被保険者分 2 億 1,587 万 8,000 円、退職被保険者分 2,241 万 8,000 円を計上しておりますが、現在、税の申告期間中であり、7 月に本算定を行います。款 4 国庫支出金、款 5 療養給付費等交付金、款 6 県支出金等については、歳出予算の保険給付費、老人保健拠出金、介護保険納付金等の負担に対応するもので、健康保険法に定める基準に従い、算定しております。

歳出予算の主なものは、20 ページからの款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 4 億 8,981 万 9,000 円、項 2 高額療養費 5,019 万円、款 3 老人保健拠出金 2 億 3,425 万円、款 4 介護納付金 4,254 万 6,000 円を計上しております。次に、議案第 19 号、平成 16 年度高森町老人保健特別会計予算について、説明を申し上げます。

予算の総額は 11 億 4,866 万 7,000 円、前年度と比較して 756 万 7,000 円の増額となっております。

11 ページの歳出では、款 1 医療諸費の医療給付費を 11 億 2,970 万円、医療支給費を 1,518 万円、審査支払手数料を 377 万 8,000 円計上、歳入は、この医療諸費をもとに予め定められた計算方法により支払基金交付金 6 億 9,452 万 3,000 円、国庫支出金 3 億 275 万 8,000 円、県支出金及び繰入金を同額の 7,569 万円と算定しております。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

-----○-----

日程第 19 議案第 20号 平成 16年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 19 議案第 20号、平成 16年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） それでは、議案第 20号、平成 16年度高森町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成 16年度の歳入歳出予算の総額は、対前年度比 8,518万 5,000円増の 6億 2,136万 6,000円で計上いたしました。詳細につきましては、11ページ以降に掲げておりますが、主な予算の内容をご説明申し上げます。

まず、9ページの歳入についてご説明申し上げます。款 1の保険料につきましては、第 1号被保険者の保険料 8,600万 1,000円を計上いたしておりますが、現在、平成 16年度の申告期間で、住民税の課税が 6月ですので、7月が本算定となっております。その他歳入の款 3国庫支出金、款 4支払基金交付金、款 5県支出金、款 6繰入金等につきましては、それぞれ歳出予算の総務費、保険給付費等に応ずる金額を計上いたしております。

次に、10ページの歳出についてご説明を申し上げます。款 2の保険給付費につきましては 6億 338万円で、対前年度比 8,238万円の増となっております。款 6の諸支出金 601万 3,000円の主なものにつきましては、財政安定化基金貸付金の償還分を計上しております。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第 20 議案第 21号 平成 16年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 21 議案第 22号 平成 16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 20 議案第 21号、平成 16年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、及び日程第 21 議案第 22号、平成 16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第 21号及び議案第 22号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 議案第 21号でご提案申し上げました平成 16年度

高森町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

16年度簡易水道当初予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,514万8,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、8ページからご説明申し上げます。歳入、款1、目1の水道使用料につきましては、このあと議案第24号でご提案申し上げますが、給水条例の一部改正に基づき、使用料現年分を1億15万5,000円を計上いたしました。伸び率といたしまして5.6%となります。款2の一般会計からの繰入金2,647万2,000円につきましては、現在までの水道施設事業債の起債償還分の2分の1を計上しております。款6の地方債では、16年度施設事業債として1,790万円を計上いたしました。

歳出では、本年度からの水道法の改正により、12ページの役務費、水質検査項目、この中で水質検査21項目検査と原水40項目検査が新たに追加されまして、増額することとなりました。節13の委託料では、納付書の使用料消費税分の電算システムの変更委託分16万3,800円、市街地及び芝原地区の電気計装盤保守点検委託料75万6,000円を新たに計上いたしました。13ページの節15工事請負費では、県道津留～柳谷線の改良によります川田代橋の水道管布設工事並びに天神～前原線水道本管布設替え工事分を計上いたしました。14ページ、節22の補償補填及び賠償金20万円につきましては、河原地区が今回、町の方に町営化させてほしいということで、地元河原地区が30万円を拠出いたしまして、合わせて50万円を水利組合に対して補償するものでございまして、今後一切永久的に要求はなしということでございます。

次に、議案第22号でご提案申し上げました平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成16年度農業用水供給事業の当初予算の総額を歳入歳出それぞれ1,503万6,000円とするものでございます。予算内容につきましては、7ページからのご説明を申し上げます。

歳入の款1財産収入、利子及び配当金につきましては、基金配当金153万1,000円を計上いたしました。款2の基金繰入金につきましては、A及びB基金運用益金からの繰入金1,200万円を計上しております。このことにつきましては、このあとまた議案第25号で農業用水の基金設置条例の一部を改正する条例でご提案申し上げます。

9ページの歳出では、節11需用費の光熱水費の1,120万円が例年農業用水

供給事業で最も必要な経費となっております。

以上、ご提案、説明いたしました但、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 1 6 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算
について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 2 議案第 2 3 号、平成 1 6 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 議案第 2 3 号でご提案申し上げました平成 1 6 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

当初予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 4 万 9, 0 0 0 円といたしております。

歳入につきましては、基金運用によります利子相当分を計上し、歳出は、運用利子の基金積立を計上しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 2 4 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

**日程第 2 4 議案第 2 5 号 高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する
条例について**

○議長（相馬俊行君） 日程第 2 3 議案第 2 4 号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、及び日程第 2 4 議案第 2 5 号、高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 2 4 号及び議案第 2 5 号について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 議案第 2 4 号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の給水条例の一部改正につきましては、水道使用料の地域格差の解消と適正化を図るため、本条例を改正するものであります。

給水条例第 2 6 条第 1 項中、1 月を 1 カ月に改める。同項表中、基本料金 8 0 0 円を 1, 0 0 0 円に、超過料金の 1 2 0 円及び 1 3 0 円を 1 4 0 円に改めるものであります。

なお、この給水条例の改正では、平成6年6月にトン数毎の契約を10年前に廃止しております。また、基本料金の800円につきましては、昭和59年10月以来、20年振りの改正となります。

ご承知のように、水道は町民の皆様の日常生活に密着した不可欠な基盤施設でございます。安全できれいな水道水の安定的な供給は、私達担当者の重大な責務でありまして、水源の確保をはじめ、施設の整備拡充を図り、安定した供給体制を確立するため、日夜努力させていただいているところでございます。

簡易水道事業は、特別会計で独立採算が原則であります。一般会計からの繰入金措置はできますが、繰入基準があり、繰入基準の範囲内で対応するのが当然の措置で、依存型財政であってはならないところであります。

施設は、現在15カ所の水道施設を保有して、現在普及率も94%に達しております。一方で、施設の老朽化が一段と進み、漏水対策、施設の改善設備が大きな課題であります。現在、年次計画のもとに適宜更新を行い、施設の維持管理に努めておりますものの、先行型の施設改善整備が重要視され、需要者のニーズにできていかなければなりません。

したがって、このたびの改正は、需要者の皆様に将来にわたって、精練で豊富な水を安定的にご家庭に届けるために水道財政の基盤を確立する必要から、このたびやむを得ず料金改定をお願いするものでございます。今後ともサービスの向上と給水の安全に努力してまいりますので、水道事業の実情をお酌み取りいただき、ご理解とご協力を賜り、よろしく願いする次第でございます。

次に、議案第25号、高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、これからの農業用水供給事業の維持管理と運営を行うために、本条例を改正するものであります。新旧対照表をご参照いただきたいと思います。第7条第1項中、場合はの下に事業運営上緊急かつ必要があると認める時はA基金及びB基金間相互で運用できるものとするを加え、この限りでないを削るものです。今日まで、政府のゼロ金利政策の中、A基金の維持管理費用分の運用収益金が年々不足しておりまして、維持管理ができない自体となってまいりました。したがって、B基金の大改修用として積み立ててまいりました収益金を維持管理費用分として使わせていただくよう、今回、基金設置条例の一部を改正させていただくものでございます。

以上、議案第24号、議案第25号の提案説明をいたしましたので、よろしくご審

議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでございました。

-----○-----

散会 午前11時30分

3 月 8 日 (月)

(第 2 日)

平成16年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成16年3月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企 画 財 政 課 長	村 上 源 喜 君
商 工 観 光 課 長	佐 伯 実 範 君	住 民 生 活 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君
保 健 福 祉 課 長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水 資 源 対 策 課 長	桐 原 一 紀 君	高 森 中 央 出 張 所 長	田 上 真 一 君
草 部 出 張 所 長	二 子 石 衛 君	野 尻 出 張 所 長	岩 下 健 治 君
収 入 役 室 長	岩 下 昭 久 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	岩 下 生 人 君
監 査 事 務 局 長	佐 伯 秀 和 君	企 画 財 政 課 長 補 佐	甲 斐 敏 文 君

総務課長補佐 古澤 建生 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 長尾 和博 君 議会事務局係長 佐藤 幸一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託を議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第5号 高森町生活安全条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第5号、高森町生活安全条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第6号 高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第8号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第9号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第9号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第10号 平成15年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第10号、平成15年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

33ページ、雑入についてちょっとお伺いいたしたいと思います。節の4阿蘇広域行政事務組合負担金過年度返納金ということで、2,647万8,000円入っております。阿蘇広域の方では、11月議会と12月議会に還付金がまいつているわけでございます。11月の方で760万7,000円、それから、1,887万1,000円ですか、それから12月議会で142万7,000円還付されておるわけですが、これについては、12月議会分の142万7,000円が入っていないように見受けられますが、それについてちょっと説明の方、よろしくお伺いいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） おはようございます。

ちょっと手元に資料がございませんが、今回の返納金は昨年未来館を建設した清算金と霊照苑の返還金を含んで計上いたしております。前回は前の方を見てみないところではわかりませんので、後ほどご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 確かに11月、未来館関係の衛生処理施設建設費等の償還金利子、割引料ということで760万円入っているわけで、それから南部火葬施設費の償還金利子の割引料が1,887万1,000円、それから12月議会に出てきた分においては、リサイクル施設運営費ということで、これも償還金利子割引料なんです。これが実は、一応12月議会でも通っておりますので、たぶんここに入っておらないかんような気がするわけですがけれども、計算上、それが入っていないので、あえて尋ねたわけです。よろしくお伺いいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第11号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第12号 平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第13号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第13号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第14号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第15号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第16号 平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第17号 平成16年度高森町一般会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 甲斐廣國君。

- 8番（甲斐廣國君） 私は2件ほど、86ページと88ページ、これは福祉課にちょっとお尋ねをいたしますが、敬老会のあり方、私も5年ほど敬老会に出席をしてきていますけれども、今年も88ページの中で75歳以上1,047人、5,000円でございます。よくわからなかったわけでありましてけれども、この5,000円というものは、費用として例えば、地域の婦人会任せとか、あるいは地域ごとに違うようでございますけれども、こういった形でこれは今まで支払われてきたのか、また、今年のこの予算はどのようなふうな形で支払われるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

- 議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

- 保健福祉課長（岩下光広君） この扶助費ですが、受付の時にお渡しを現在やっております。会場で職員が受け付けた時に交付をしております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） そうしたら、この5,000円というものは、各敬老者に5,000円ずつ渡しているんですか、全員に。そうすると、敬老会のあり方ですが、例えば、婦人会に対して、ここに書いてありますね。6カ所2万5,000円掛けるプラス3万5,000円プラス2,000円と、前のページ、86ページ、いろいろ私も聞きますと、地区によって敬老会のあり方がちょっとやり方が違うということでございまして、何かしら、初めて敬老会に出席された方からびっくりされて、私は、町主催であると思ってきましたところ、婦人会主催であったとかということで、ちょっとびっくりしましたというような話を聞いたわけですね。ここらあたりの敬老会の開催の仕方、それとまた敬老の日に1日で今開催をされておりますけれども、前はちょっと日にちをずらして、町長さん、ちょこっとでも顔を出しておられたらと思っておりますけれども、1日に同じ時間みたいな形になってございまして、せっかく私は長生きして今回どま町長さんの顔が見たかったばってんという話を何人かの人から聞くわけですね。確かに、町長さん、忙しい身体でありますので、毎年回るということは非常に難しいというふうに思っておりますが、できれば、4カ所であるならば、2日ぐらいにして、ちょこっとでも顔を出して、年寄りの方に長生きしてよかったなと言葉でもかけてもらおうと、また年寄りの人達も喜ぶんじゃないかというような気もするわけでございます。

そういうことで、それと、やっぱり地区ごとに接待の仕方も非常にまちまちのようでございます。どういうふうな形で宴会に補助みたいな形で出されておるのかもわかりませんので、よければ、中身がある程度無理というなら、それと、一応お願いをいたします。町長さん。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変すばらしいお話だと、今までの私も流れがよく敬老会の方がよく理解をしておりますので、きっと簡素化されたことだったんだろうというふうに思っております。今、せっかくの8番議員さんのご意見でございますから、また、各課担当とよく相談して、できますものなら、そのような方向性を見出したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） 前のはちょっと知っておりませんが、現在は、婦人会を主催ということで、一応婦人会の代表者の方に集まっておりますので、私どもと協議した上で、開催するようにやっております。ただ、司会とかというのは、婦

人会の各地区におきましては、役場の方にしてほしいということであれば、職員の方が進行等はやっている状況です。そういうことで、一応婦人会が主催ということで対応やっております。

○議長（相馬俊行君） 8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） わかりました。いろいろ事情があるようでございますけれども、中身をよく検討されて、改正できるところは一つ改正をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、134ページ、これは、観光課にちょっとお尋ねをいたします。遊歩道の整備とか、遊歩道の設計費、これは134ページの遊歩道等整備人夫賃、これは9,000円掛ける40人、これがどこに支払われているのか、それと、もう一つ、次のページ、136ページの遊歩道設計委託料、これは50万円、これはどこをされるのか、それと、いろいろここに人夫賃が出ておりますけれども、ちょっと今、非常に不景気で9,000円とか1万円とかの人夫賃が全部割り出してありますが、お互いにこれはもう少し人夫賃が高過ぎはせんかというような気もしております。私達が農家で雇うのが大体普通草取りとか収穫作業6,000円ぐらいで雇っております。9,000円で支払われるというようなことであります。これは非常に予算も厳しい時ではありますので、もうちょっと人夫賃あたり、これはほかのものも一緒でございますけれども、中身を検討する必要があるんじゃないかと思っておりますが、まず、今さっきの2点、観光課にお尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） お答えいたします。

134ページの遊歩道等整備の人夫賃でございますけれども、これは、うそぐいの滝を今、整備をしております。人夫賃と原材料の方で分けて、擬木等をやっております。それから、そのほか、遊歩道の修繕等が出た場合に、人夫賃として支払う予算でございます。

それから、136ページは、遊歩道の設計委託でございますけれども、今現在、うそぐいの滝、そういうことで整備しておりますけれども、下の岩場の方が何しろ危険な箇所がちょっと多くて、普通の整備ではできないようでございますので、来年度は1回設計をやってみて、検討しようということで、予算をあげておるところでございます。以上です。

それから、単価につきましては、町の統一単価で行っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

先ほども8番議員さんがおっしゃったように、とんとんと進んでまいりましたので、準備ができておりませんでした。正直何から聞こうかと順番にちょっとあれしますけども、まず、全体的なことからじゃあお伺いしたいと思います。

今回、予算を組まれる中で、財政的には非常に厳しいものがあるということで、当然、懸案事項でございました補助金等の見直し等も町長の方でされておりますし、まず、その補助金等の見直しをされた経緯と、報告に基づいてされたと思えますけども、そのどういったご指摘があったか、それを第1点にお聞きしたいと思います。

さらに、その補助金がらみの中で、特に、高森町は今後、観光開発を進めていくというふうに町長の方の考えの中でございますように、観光開発する中で、観光部門等におきましては、観光協会とあるいは商工会、そういった助成金等も減額されておりますので、減額をされた分をどのように補って観光開発を進めていこうとされるのか、言うならば、例えばを申し上げますと、観光協会等ございますけども、あれはあくまで任意の団体でございますし、高森町全体の観光を考えるならば、予算的な配慮を削れば、当然、人的な配置といいますか、人的な応援、そういったのも考えては当然かというふうに考えておりましたので、その辺を併せてお答え願いたいと思います。

さらに、今回、財政的には非常に厳しいものがあつた中で、公債費関係では、20.5%となっておりますけども、これはあくまで、負担率ですよ。公債費は負担比率の方ですね、予算の中に占める、20.5は、負担率ですよ。ですから、公債費の負担じゃなくて、公債費の比率、12%から要注意、15%が警戒ライン、20%が危険ラインですね、15%ほどが警戒ラインと、公債費負担率の方は、さらには、公債費比率の方は12%を超えない、これが大体目途だというふうに考えておりますけども、そのあたりが今回の予算、最後まで終わりませんのでわかりませんが、大体見通し的には、どの程度のものかをさらにお聞きしたいと思います。そのあたりからお願いいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 商工会等の全体的な見直しということでございますけども、今回は、補助金等検討委員会の結果を踏まえまして、ご無理を皆様方に言ったところでございます。委員会の答申といたしましては、約2割ほどのカットはどうだろう

かという、2割を基準にしたらどうだろうかというご意見でございます。いわゆる情勢を取り巻く状況がとても悪化が厳しいのみでなく、長年にわたります継続的な支出も、補助金等も今回見直すべきじゃないかということでございましたものですから、そのあたりを今回は見直しをさせていただきました。商工会、また観光と一緒にありますけども、基本方針としては、観光という時に補助金カットはどうかということかと思えますけども、商工会の方に関しましては、大体が国・県の方の補助の方が大体でございます。町の補助というのは一部でございます、人件費が大半であるということでございましたから、あまりにも人件費に与えるのはどうだろうかということで、商工会の方は1割をカットさせていただきました。また、観光協会に関しましては、もうお祭り、風鎮祭とか、そういうものに関しては、カットはしておりません。商工会は民間団体でございますから、その意味でもご無理を申しましたけども、2割をカットさせていただきました。

全体的にカットはしたくないのが心情でございます。しかしながら、全体的な見直しは今回だけじゃなくて、今までずっと見直しはやるべきじゃないかというご意見等もあったのではなかろうかなと思っております。今回、こういう皆様方の許可を得ながら、またそういう検討委員会を補助金等の検討委員会をつくっていただきましたものですから、それを基本にし、それを尊重しながらということで、今回はそのようになったところでございます。何もカットしたから観光をダメにするとか、商工会がいりませんか、そういう決してご意見じゃございませんで、そういう時代に即した、ニーズにあった対応ではなかったかなと、そのように思っております。

また、公債費につきましては、20.5というのは、全体的な公債費じゃなかったかなというふうに思います。その比率は、ちょっと財政の方に担当課長の方に聞きますと、宙に覚えておりませんが、15、6%近くじゃなかろうかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えします。

公債費比率につきましては、現状で12.1%、公債費負担比率につきましては18.3%ということでございます。今後につきましては、償還を見てみますと、16年度で大体8億9,400万円程度の償還がございます。来年度以降、見てみますと、来年度が約7億8,600万円ということで、現在が16年度がピークになっております。その後は、暫時、減少していきますので、私どもで試算しました

結果によりますと、大体年間に約5億円の建設関係の予算を、地方債を借り入れました時に、それも合わせまして、大体来年が1億減ると、そのあとも最終的には20年度で約8億円という数字が出ております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 数字的な部分は過ぎてみないとわからない分もございますけども、この予算的には非常に厳しいというのがある中で、やはり、厳しい、厳しいで事業を押さえるだけではなくて、やはり人件費をどうにか抑える策というのが私はちょっとほしかったような気がいたしますので、極端な話ですけども、カットした分、どこの方に回していくというふうなお考えのもとにされたのか、全体的に減らして足りないから補うんじゃないかと、やはり育成する部分とカットする、削除する部分というのは出てくるかとは思いますが、その平均して2割程度削減された中で、その削減された分を全体的な予算が少ない中で、どのような配分で高森の特色ある財政として町長がうたわれておるのかを再度お聞きしたいと思います。

併せて、次に、もちろん中心市街地の予算等のことなんですけども、実は、この間、県立大の学生さんからいろんなお話をお聞きしまして、その中でもご質問が1つありましたけども、私自身が1つ理解していないところもありますので、再度、お聞きしたいと思いますけども、中心市街地、これは当然、やっていかなければいけないことですね。しかしながら、質問もございましたように、昨年度の3月議会においては、予算凍結で議案としては流れたわけですけども、再度、今回、中心市街地ということで予算が計上されておりますし、やっていかなければいけない部分ではございますけども、そのあたりの経緯を以前は、総務委員長をされておりました町長ですので、わかりやすいような説明をしていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、カットした分に関してはということでございますけども、カットということはもちろん補助金全体、交付金等が元々足りないわけですから、カットをするやむを得ないということに決したところでございますし、また、カットした分は高森町の総合計画に基づいて、重点的にカットした分は向けたい、そのように考えて、今回は配分をしたところでございます。

また、市街地に対しまして、確かに私、総務委員長時代に、時代といいますが、まだ1年前でございますから、少し覚えておりますけども、市街地の中に民有地の方がございまして、あれを1つの凍結と申しますか、その時は凍結と申しましたけ

ども、地権者の方とあの人ともう少し土地の交渉をして、本当の全体的な整備はしたらどうだろうかということで、凍結になったのも現状でございます。

その間、確かに商工観光課は交渉に行かれた様子はありませんでした、今回、私は、4月予算になりましてから、早急にその土地の交渉に行くべきじゃないかということでございました。今回、計画にのせましたのは、何とか、地権者の方々が協力ができるんじゃないかと、そういう返事をいただきましたものですから、これは地域活性化のために、またこの前から県立大学の方からも来ていただきましたように、皆さんもご存じのとおりでございます。その方向に向かって、開発、市街地活性化をやるべきじゃないかということで、今回は予算化をしたということでございます。まだまだいろいろとそれに対しての国のいろんな施策があるんじゃないかなと期待もしております。早急に調査をし、できるものは少しでもそういう予算等を張り付けと申しますか、いただいてきて、それで市街地の活性化に役立てたいと、このように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はっきり申し上げて、ようと意味がわからなかったのが本音でございます。中心市街地活性化をせないかんということで、何をやるかの目的の部分がはっきりまだ私自身としては理解できていないし、ましてや、風と森ですかね、その会の方々にいろんなワーキングでご苦労をかけておりますけども、その結果の方もまだはっきり私としては見えない。簡単に申しますならば、建物をつくる、あるいは建物はいらぬ。その辺の議論が行政とあるいは受益者の方では食い違いがあったかのように感じておりました。したがって、今回のこの予算で、どういうふうにするのかの絵を示していただきたいというのが再度お聞きしたい点、さらに、これはもうすぐ見てわかりますように、公有財産購入費として130万円あがっておりますので、この公有財産は何であるのか、この2点、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 活性化の中にももちろん6番議員さんもこの前も一緒にご同席したところでございますし、誰がやる、何がやるじゃなくて、この前、皆様方と一緒に見ていただいた、あれが目的でございます。

また、今、公有財産のことにつきましては、担当課の方が今一生懸命交渉に当たっておりますので、現在の結果のみをお知らせしたいと思っております。よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） お答えいたします。

今回の計上しております予算でございますが、設計監理委託料といたしまして850万円、工事請負費ということで2,150万円を今回、ご提案申し上げておりますけれども、中身は設計委託、それと工事請負の方は今年度はこの予算の範囲内で造成に取り掛かりたいと考えております。

それともう1つの公有財産購入費でございますが、これは、所有者の方が所有しておられます土地の上にご存じのように家屋がございます。その家屋を購入するところで考えておりますが、公有財産購入費ということで、この前、県立大学の学生さんの話、また、先日は総務委員会の方の研修に私達も同行いたしまして、豊後高田市に行ってまいりましたけれども、やはり既存の建物あたりを有効に活用されているというようなこともございますので、その意味も含めまして、公有財産購入費ということで、今回、計上させていただいておりますが、まだ、私達もあの辺の具体的な建物の今、どういった状況にあるのかというのを存じておりませんので、もし、使えなくなった場合につきましては、公有財産購入費で買ったものをそのまま取り壊すということもなかなか難しゅうございますので、その際は、所有者に対します財産損失補償という形でまた次回の議会にお諮りしたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 財産の予算の上げ方でもあるんですけども、わかっている範囲ですとなると、こういう形でしかしょうがないのかなという気もしますけども、あくまで公有財産ということになりますと、簡単に崩すわけにもいかんし、財産を購入して崩すというのはおかしいだろうし、その辺は慎重に進めていただく分だと思えます。あくまで質疑ですので、その程度にします。

最後に、もう1つだけどうしても合点がいかない点でありますので、これ、教育委員会関係、自分の委員会関係にもなりますけども、ランドセル購入費というのが再度また上がっておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。ランドセル購入費が、以前の議会でも4番議員さんからございましたように、報償費で上がっているのはおかしいんじゃないかという点もございました。節の説明についてもはっきりしない点もございました。さらに、そのランドセル購入費が文教委員会の中ではいかがなものかという結論で進めておりました。それが突如じゃないけど

も、この当初予算の中に再度計上されておりましたので、私の伺っている範囲では教育委員会の中ではランドセル等の購入費は計上するのは難しいということで、委員会の中で報告もされておりましたし、委員会の方でもそういうふになっておりました。それが再度、こういった形で上がってきた、その予算が上がってきた経緯、ランドセルが悪いんじゃないかと、その予算が上がった経緯について、町長の方からお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 岩下生人君。

○教育委員会事務局長（岩下生人君） ただいまのご質問に順序よく申し上げてみたいというふうに思います。9月定例議会に予算を計上した段階で、議会の方からいろいろご意見をいただきましたので、早速私達の方では幼稚園、保育園、小中学校の保護者の会長会議を開催しております。その時は、委員長さんにもご報告申し上げましたように、せっかくランドセルとなっておりますので、賛否いろいろありましたが、一応ランドセルでお願いしたいということで決定したということで、文教厚生常任委員会の方には私の方で申し上げたというふうに思っております。

その後におきまして、いろいろ会議があっておりますけれども、ご存じのとおり、昨年12月の上旬だったと思います。ちょっと日にちについてはちょっとここに持ち合わせておりませんが、熊日新聞の「はい、こちら編集局」ということで、ランドセルでいいのかということで、保護者の方が1つ投稿をされております。子供の夢を掴むんじゃないかと、子供と一緒にランドセルの購入をしたかったというようなご意見もあったということで、早速私達の方では、この意見も顕著に受け止めて、教育委員会を12月22日頃だったと思いますけれども、開催しております。その時の教育委員会でいろいろ検討いたしました。これにつきましては、今後、いろいろ保護者の方々とも相談していく必要があるということで、委員会の方では結論を見ております。

その後におきまして、今回のまた教育委員会に予算を計上したということになりましたが、2月6日の日に管内の小中学校のPTAの今度は会長会議ではなく、三役さん会議を一応開催させていただきました。その席上で議題といたしまして、ランドセルの件についてということで、議題にあげまして、三役さんのいろいろのご意見を拝聴いたしております。その中におきましては、結論から申し上げますと、1年間で終わっていただくのはどうなのかと、それから出ましたのが、確かに保護者としては非常に助かるという意見もありますということで、最終的には、今後もしできましたら、ランドセル、もしくはそれに見合うもの、何かしていただくならあ

りがたいという意見がその時には出ましたので、そういうことで、今回、また教育委員会といたしましては、入学支度品ということで一応計上させていただきました。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ランドセル購入費でなくて、入学の支度金という形で節の方は理解して審議したいと思っております。

以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 佐伯でございます。

一般会計予算について、いくつか質問させていただきたいと思いますが、まず、繰入金の中で、収入で、財政調整基金から3億5,000万円歳入の方に入っておりますが、そういうふうに繰入がされますと、財調基金の最終残高というものがどんどん減ってくるような気がいたしますが、その後の財調基金の残高及び見込みについてをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、温泉館の委託料をこちらの方で観光の方で組んでございます。温泉館にかかる費用が総額で7,650万円ですね。温泉館の方の温泉館使用料及び売店の寄付金等を含めると7,100万円ですから、その差550万円ほどでございます。その550万円の内容が修繕費とか、いろいろと工事費等が入っておるわけですが、使用料をうちが温泉館に出した、その中にすべて私は温泉館で行う施設の修繕費等は全部入ってくるものというふうに思っておりますけれども、その分担の仕方ですね、どこまでは町がみて、どこからは温泉館がみるのかという、その位置づけについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、福祉の方なんですが、人間ドックが毎年予算を組んでございますけれども、なんか年々年々、人間ドックの予算が減ってきているような気がいたします。私は、当初から予防医療の方が重要であるというふうな位置づけでございますから、人間ドックについて、どのように考えていらっしゃるのか、担当課が。節目ドックとか、45歳、50歳、60歳だけのドックじゃなくして、やはり40を過ぎた方達については、働き盛りの方達については、やはり日頃から健康に留意をしていただくためには、人間ドックの受診希望者については、広く門を開けておく必要があると思っておりますけれども、その点をどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、建設課なんですけど、町道の改良工事に伴いまして、設計委託料が1,400万円ほど出ております。設計はしやすいんですね。絵を描くのは簡単に絵が描けますけれども、問題は、それを物体化させるというのが非常に難しいわけですが、その設計委託をする場所を教えてくださいたいと思います。

それと、消防費なんですけれども、非常消防の出動手当が1人2,500円と組んでございますが、広域消防の方が出動された時に、出動手当が出ます。時間外とかですね、その人達との差をどの程度広域消防の場合はいくらなんですよというのを教えてくださいたいというふうに思います。

あと、今、野中議員の方からランドセルの件がございましたから、重複しないように聞きたいと思いますが、教育委員会の方にお伺いをいたしますが、福祉の方でもいいんですけれども、どちらの方でも結構でございますが、民生費の児童福祉費の中で就学前の家庭教育講演会の講師謝礼が10万円組んでございますが、就学前のランドセルを教育委員会でみるとなると、就学前の方の予算もすべて教育委員会の方で組んだがよかったんじゃないかなと思います。その点についても、どこからどういうふうにして分けるのか、4月1日からしか私は教育委員会の担当じゃないような気がいたします。ランドセルについては、就学前にやる場合は、ですから、就学前はあくまでも僕は福祉の方、民生の方の担当だというふうに私は思っておりますから、入学前の子供達にランドセルをやるんだとしたら、私は教育委員会じゃなくして福祉の方だと思うんですが、その点、なぜ教育委員会の方にきているのかなというふうな疑問がございます。ですから、就学前の家庭教育講演会講師謝礼が10万円、これもついでに教育委員会の方で組んだ方が私はいいような気がいたしますが、福祉課長さん、あなたに聞きましょう。その辺の考え方をお願いをいたしたいと思います。

あと、総務の方なんですけど、コピー機等のリース料がございまして、何か高いような気がするわけですね、ずっと。これ、何年も払っていくと、1台買った以上にあるやせんだらうかなと私は思いますが、今電気製品は非常に価格が下がってきております。保証の問題もあると思いますが、新規購入した場合と見積もり入札等で購入した場合とリースでした場合、どちらの方が最終的には得なのか、そちらの方の計算もされていたら、よろしくお伺いをいたしたいと思います。

あと1つ、最後に聞き忘れてましたが、温泉館の入館料が先ほど6,000いづらか組んでございましたですね。総額の7,100万円ですが、寄付金も含めて。これは主に温泉館の入館料ということになっておりますけれども、入館料のシステム

についてお伺いをいたしますが、町内の方200円、お年寄りの方100円、町外の方400円という位置づけでございます。町内の宿泊施設に泊まれた方達は大体300円でお入られるというふうに聞いておりますが、じゃあ、個人の家に親戚の方達が来て、泊まって、温泉館に行った場合は、おそらく私は往々にして町外の方達は400円払っていらっしゃると思うんですね。ですから、その400円と300円の差ですね、私は観光で来ている人達からも400円は僕は取るべきだというふうに思っておりますけれども、今後、そのあたりの取り扱いについていかがお考えであるのかということもお伺いしたい。この温泉館の入館料については、これは理事長は町長でございますから、その辺もよろしくお伺いをいたしたいと思っております。

それと、財政調整基金の取り扱いについては、助役さん、あなたがいつも崩すのが得意でしたから、あなたにその財政調整基金についてはお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 財政調整基金のお尋ねであったかと思っております。確かに当初予算では、3億5,000万円繰り入れるということで、財政担当課の方からご相談ございまして、どうしてもこの分を繰り入れなければ当初予算の編成が難しいというふうなお話を聞きまして、やむを得なき編成となったような状況でございます。

財政調整基金の見込みであろうかと思っておりますが、これは、財政課長の方が詳しいわけでございますが、平成15年度につきましては、冒頭、補正予算の折り、説明があったかと思っておりますが、現在のところ、4億3,000万円程度と、また、特別交付税の決定がなされていないようでございますので、この分がおそらく6,000万円か7,000万円程度あるのではなかろうかというふうに見込んでおります。

したがって、後ほど、専決処分をお願いすることになろうかと思っておりますが、平成15年度末で約5億円程度になるのではなかろうかと思っております。この財政調整基金につきましては、なるべく繰り入れなくて、予算編成をするのがいいのですけれども、現状は三位一体改革でありますとか、非常に厳しい状況でございますので、やむを得ない部分のご了解をお願いいたしたいと思っております。

それから、16年度末は今からスタートするわけでございまして、数字的に申し上げるのはなかなか難しい状況でございますけれども、今までの財政状況等を勘案

しますと、大体3億5,000万円、16年度で繰り入れますけれども、執行過程の中で、抑制をしたり、また、歳入の確保ができるやつについては、十分に組み込んでまいりまして、4億円台にはのせていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 温泉館の委託料につきましてお答えいたします。

7,100万円の入館料は15年度の大体決算予定の見込みで、16年度もあげております。

それから、工事費の差額でございますけれども、これは今までずっと修繕及び工事等は町の方で予算が組んであります。軽微な修理につきましては、温泉館の方でやっていただいておりますけれども、今までの予算がそういうような組み方だったので、一応、今回は浄化槽の工事費、改修工事をあげておりますけれども、そういうことで、予算をあげております。

それから、入館料につきましては、町内、町外、何しろ見分けがちょっと困難ではございますけれども、特に、宿泊をさせていただいておりますので、できれば、やっぱり平等に不公平にならないように割引をして、なるべく統一した料金でやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） 人間ドックの件ですが、非常に13番議員さんのおっしゃられるとおり、健康には予防が一番大事じゃなかろうかと思っております。従来は、節目ドックとかいろいろうちの方でも検診率が上がるように、本年は一応一斉に回ったらどうだろうかということで、受診率の上がるような計画を立てております。前は、国民健康保険から人間ドックが600万円ほど補助が出ていたんですが、現在、これが廃止されたものですから、一般の方で私どもの方で人間ドック、節目ドックとか、例年反省をしながら改良を加えながら、人間ドックを実施しているところです。

それから、就学前のお話ですが、就学前と申しますのは、ランドセルの場合は、本年4月1日から学校に行かれるというような方が対象なんです。就学前と申します言葉の意味は、0歳から学校に行かれるまで、一応それを対象に講演会をやるというような気持ちでおります。一応就学前というのは、学校に行かれるすぐ前ということじゃなくて、そういうことで、私どもは考えておりますので、よろしくお

願います。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 道路関係の測量委託関係ですが、路線名につきましては、色見環状線、それから、井上線、それから村山1号線ということで、一応予定しております。内容につきましては、なかなか道路の狭い部分があるから、危機管理道路として進めていきたいということでしております。井上、村山につきましては、幅員4メートルというようなことを原則に考えております。それから、色見環状線におきましては、ちょうど前原～西原線の交差する地点で、毎年雨時期になりますと、あそこにずっと泥が寄ってきますし、毎年毎年あそこは維持費の中で結構金を食っておりますので、その部分で思い切った改良が必要かということで、今回あげております。

ご指摘のように、絵に描いた餅にならないようにということで、議員の方からご指摘を受けましたが、私達も皆さんの協力を得ながら、一生懸命設計できたところは改良していくというような方向でがんばっていきたいと思いますので、どうぞご協力方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 広域行政の消防の出動手当でございますが、これにつきましては、大変申し訳ございませんが、1回の出動手当把握しておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

それから、コピー機のリースでございますが、これにつきましては、今現在、5年なり10年なりのリース契約をして対応しております。入れ替え時点におきましては、ご指摘のような買い取り方式あたりでも検討して対応を考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 町外、町内宿泊等の料金の改正かと思ひます。今まで温泉館審議委員会というのがございまして、その中で宿泊施設等に関しましても、配慮がなされた分が今300円になっているんじゃないかなと思っております。今、13番議員さんがおっしゃいましたように、当然、今後、温泉審議会等で十分検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） それぞれ唐突に質問をいたしました関係でなかなか担当課長さん達はお困りだったと思ひますが、まず、温泉館の方から行きますと、温泉館は

今まで財務管理的に減価償却等もやっていらっしやらない、要するに、あれだけの莫大な機械を入れていながら、減価償却をせず、要するに、基金積立等についても、一切なっとらんわけですね。そうなりますと、やはり建ててからもう何年も経ちますと、あれだけお湯を扱う施設というものはいつかは大規模改修というものが出てくるわけですね。そういうことも考えました時に、自転車操業でやっておきますと、これだけ財政厳しい折、先ほど助役が言うたとおりの、財政調整基金も今回、3億5000万円も崩してやる、そして、財政調整基金も増えるか増えないかわからないような状況の中で、私はもし、温泉館のポンプとまた中の施設等が壊れた場合についての修繕というのが速やかにはできない状況になってくるような気がいたします。

ですから、この収支について、財政の取り扱いについては僕は温泉館は慎重に扱っていくべきだと思っております。ですから、宿泊客の300円については、今後は考えていなければならないんじゃないかということにつながるわけですね。親戚が各個人の家に泊まられて、温泉館に行くと400円払う、その方達は元々そこに住んでおられる方達も町に対していろんな協力もされておるし、負担もされているわけですね。観光施設の方達も町に対していろいろ協力はされておるんですけども、その差があってはおかしいんじゃないかなと思います。ですから、各個人の家に泊まった方達を300円に下げるんじゃないかと、私が考えておるのはもう一律負担は一緒だと、そうすれば、一律400円であるべきだという私には考えがあるわけですね。で、町内の方は町内に住居を置く方達については200円であるし、町外の方達については400円であるという位置づけをやっぱりちゃんとするべきな時期に来ておるといふふうに私は思います。もし、温泉館等について赤字が出た場合、いろんな場については、税負担によって、町民がその赤字負担をするわけですから、私はこの件については、もうぼちぼち300円という値段設定よりも、僕は400円であるべきだといふふうに思いますから、よろしく願いをいたしたいと思います。後ほど、水道関係の特別会計でも出てきますが、水道料も町民に対して負担を強いるような予算が出てまいります。それなのに、よそから来られた方達については、町内に泊まれば100円安いのかという問題も生じますから、その点の不公平感がないように私はやっていただきたいし、将来、温泉館の大規模改修じゃないんですけども、大規模修繕が出た時の、その分担の仕方についても、的確にしておくべきだと思います。使っておるのは、あくまでも温泉館の職員です。その施設、機械を使っておるのは稼働させておるのは温泉館の職員であります。どちらに

責任があるかわからない状況の中で、もし生じた修繕料についてまで町がみる必要は私はないと思います。もし、向こうに不手際があつて、機械等の修繕が必要になってきた場合については向こうとか、ただ自然になった場合については、町とか、そういうふうな分け方もあると思いますけれども、私は温泉館の機械設備を使っているのは、あくまでも温泉館の職員であると思いますから、できれば、そのようにしていただきたいと。そのあたりを的確に明確に私はしていただくべきじゃないかなと思います。

それと、町道の測量設計なんですけど、私達の地元もありますから、あまり言えませんが、がんばってやっていただきたいなと、早急に、あと5年、測量が終われば4、5年ぐらいでしていただきたいと、広域、森林基幹林道阿蘇東部線みたいに、20年も20何年もかかるような道じゃいかんわけですね。やっぱり測量設計した時にはそこに住んでおられる方達はもう期待されるわけですよ。測量された、杭が打たれた、さあいつ始まるかなという期待があるわけですから、そのあたりのことを念頭に置かれて測量設計はしていただきたいと、ですから、財政の根拠をちゃんとつけた上での測量設計を僕はしていただきたいと思います。

それと、総務課長の方から言われた消防の出動手当の2,500円なんですけど、広域消防の方達は非番の方達が土曜日とか日曜日出たり、時間外に出たりすると、確か一般の出動手当よりも若干高かったような気がするんですね。私も記憶にあまりありませんけれども、ですから、その時に私は広域で言ったんですが、地域消防の方達は土曜日出ようが、日曜日出ようが、勤務中に仕事を休んで出ようが、夜中に出ていこうが、出動手当は均一でありますと、統一でありますと、なのに、消防職員として採用された人間が非番の日出ていったからいくら高いですよって、延長だからいくらですよとか、そういう差額が出てくるのはおかしいといったわけですね。ですから、町長は、その広域の理事でございますので、それを認めておる理事会であるならば、私はこの地域消防もそういうふうな差をつけるべきであると思います。広域消防が下げることができないならば、地域消防も広域消防並に日曜日出た場合についてはいくらか、何割増し、夜中の12時とかに出た場合についても何割増しとか、私はそういうふうな出動手当の手当編成をすべきだとそのように考えております。理事である町長がそれを認めていないというのであるならば、私はこのままでいいと思うんですが、広域の議会、広域の理事会の中で町長がそれを認めておるといふことであるならば、広域の消防と地域消防がそういうふうな差があったら私はおかしいと思います。ですから、そのあたりの予算の立て方について

も、僕は慎重にやっていただきたい。向こうは許すけれども、こっちは許しませんよ、向こうはもう私が言うことはないからという形で軽く投げてもらって、地域消防、そんなふうに軽く見てもらっては私は困るわけですね。地域消防もそれだけの差を付けていただきたい。そのように思っております。

それと、財政の方にお伺いいたしますが、財務規則上、使用料手数料の位置づけですね、これは一般会計にどんぶりとして入れていいものか、それとも何らかの目的としてお金として扱うべきなのか、どんぶり位置づけでいいのかどうかというのを財政課長さんの方にお伺いしたい。

それと、出動手当の件については、町長の方でご答弁をいただきたい。温泉館についても、同様でございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、温泉館のことをお答えいたしますけれども、温泉館は私も大変今、13番議員さんがおっしゃいましたように大変苦慮しているところでございます。当然、長年、例えば、水中ポンプにいたしましても、大きな事故といたしますか、修理等が出てくるのも当然でございますし、その準備は十分するべきじゃないかなと常日頃から思っているところでございます。今のところ、井勘定と申しますか、そのようなことで大変情けない会計等になっておりますけれども、そのことに関しましては、早急に1つの独立した温泉館といたしますか、そういう会計面でも独立したものではなくてはならないなど、そのように思っておりますし、今回も今7,100万円ほど出ましたけれども、あれも1つのやり方としては、消費税でも少しでも安くなる方法はないかなと、そのようなことで、今回は少しミスがあったところも現実でございます。十分そのあたりは温泉館審議会等もございますから、そのあたり十分注意しながら、また答申をいただきたいと、そのように思っております。

また、消防の方でございますけれども、私も今回、5月から初めて行きましたけれども、私が行ってですね消防が1億どれしこもかかっている分を私は脱退するって、そがんで言うたとも事実でございます。全体的なものが消防というのは、何か特殊なそういう給料体系と申しますか、何かそのようなルールがあると、そのようにもお聞きいたしましたし、私も少し勉強せにやいかんなど思っております。その消防の向こうの手当、また地区消防団に関しての手当はどうかということでございますけれども、この広域事業の消防に関して、私自身が1人だけどうのこうのというこ

ともございませんし、よく調査してまたご報告を申し上げたいと思っております。
よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 使用料手数料の問題でございますけれども、まず、使用料手数料を予算上、どういったふうに配分するのかということだろうと思いますが、一応例えば、使用料につきますならば、その財源を生んだ歳出予算項目に充当いたします。それから、余分が出ました場合は、それぞれ一般財源として現在は他の予算の方に充当しております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩いたします。10分間。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 引き続き、質問をさせていただきますが、広域の会議に私も所属しておりましたが、その際に、広域消防の予算等について、高森町の負担というのが非常に大きいわけですね。約1億円ございます。じゃあ、1億円負担をして、高森出身の消防署員が何人いるかということも計算いたしました。11人ぐらいいらっしゃるのかな。ちょっと私も記憶がはっきりといたしていませんけれども、その程度であつたらうと思います。

それと、分駐署が祭場の分駐署だけ、そちらの方も機械、いろいろな消防車、それに救急車両等についても、なかなか高齢者が非常に多い地域にあるにも関わらず、車の入れ替え等はあると思いますが、ちょっと白水とか阿蘇辺りに比べると、ランクが落ちるんじゃないかなと、そのように考えておりました。ですから、この出動手当の件についても喋らせていただいておりますが、なぜそうあえて言わせていただくかというのは、広域消防の職員は1日勤務をいたしまして、2日が自宅待機という形で休みになっております。それをローテーションを組んでやっておるわけですが、その自宅待機の期間にもし火災、また応援をするような災害等が発生した場合については、そういうふうに手当等が出ておるわけですから、そうなりますと、これは3ローテーションで行った時に、3分の2の人達にそれだけ

の手当を負担するというようになってくると、広域消防の予算も膨れてくるのは当然である。そのように思っておりますので、私はこの広域消防の予算等については十分考えていく必要があるんじゃないかなと、これだけ財政が逼迫していく中に、今回もうちは財調を3億5,000万円も崩す、それに地方債でもまた別な方法で臨時的に2億円ほど借りるというように非常に切迫しておる中において、そこまで住民の安全を守るためには、それだけのことをするべきかというふうには思いますけれども、私は、広域消防の方達が出動して来られるのはわかるんですが、祭場の分駐署から近隣のところは確かに祭場の分駐署から出てくる消防車両というものは大変早く高森管内には到着をいたしますが、往々にして、白水にある消防署からは地域消防の方が早かったりすることが往々にしてあるわけですね。そうなってきた場合において、やはり早期発見、早期消火という位置づけからすれば、私は地域消防の方達に対して、もう少し重きを置く必要がある時期に来たんじゃないかなと、当初500人いた地域消防が現在では300人足らずと、非常に消防団員も減ってきておるわけですね。なぜ、減ってきているのかというのは、やはりその地域性もありましょうし、社会情勢もあるとは思いますが、私はある程度の予算的な措置をしていただければ、私は地域消防の方も僕は充実をしてくるような気がいたします。そちらはなかなか難しい、わかりませんが、僕はそのように考えております。ですから、町長の方のご答弁、考え等をいただきたいわけですが、今後の地域の消防、地域の防災について、どう考えていくのか、広域消防との兼ね合いをどうやってバランスをとっていくのか、予算的な措置をどのようにして調整をしていくのか、お願いをしたいと思っておりますし、私の家がバイパス沿いにありますが、救急車の音が聞こえてからなかなか救急車の姿というのはなかなか見えませんですね。救急業務についても、白水から、高森に来るよりも私は高森に救急車を置いて、高森町内の急病人の搬送については、そういうふうなやり方というのも考えられるんじゃないかなと思っておりますが、それも含めて、広域の消防業務、火災、災害、それに救急、その取り扱いについて、この高森町の計画というものをどのように今後やっていくつもりがあるのかということをお伺いしたいと思っておりますが、先ほどから言われているとおり、今年の4月からということで、まだ1年足らずでございますから、なかなかわからない点があると思っておりますが、そのあたりの組み立てもある程度していかないと、長期的な予算の編成は私は無理が出てくるんじゃないかなと思っておりますので、最後に、町長の方に広域消防について、どのように考えていらっしゃるかということをお伺いしたい。

何しろ、広域消防、西原辺りは入っていないわけですよ。あそこは。確かあそこは高遊原か何かじゃなかったかなと思うんですね。広域行政事務組合の中には各部門毎によって、町村が入っていない部分があるわけです。ですから、蘇陽町が入っていて、変則的にはなると思うんですけども、でも、蘇陽町はゴミ収集とか、火葬場とかは広域行政には入っていらっやしません。し尿汲み取りも広域行政の中に入っていらっやらない。で、広域消防と介護保険等については、広域行政の中で一緒にやっていらっやるけれども、そういうふうにして、各町村毎の考え方、また、地域性も含めて、それぞれの阿蘇12カ町村が広域を利用されておるわけですから、私は、今後の取り扱いについても、十分どこでは広域行政は利用するけれども、ここは広域行政では使わないというような考え方、組み立て等があれば、お伺いをいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 全く私も同感のところがございます。本年度、私になりましてから、いろんな広域の理事会等に行きましたけれども、本当のところ、祭場の分駐署、また波野の分駐署を閉鎖したらどうだろうかとか、そのような話が結構あったのも事実でございます。そのために、今一番必要な地域的に私の高森町に一番高齢者、また弱者が多い地域は草部野尻でございますと、そこをやめますということでもございましたから、それは、あなた達は何ば考えとつとなど、一番必要な、今が必要な時にどうしてそがんことば勝手なことばかり言うとかいというような話になりまして、だいぶん激論をいたしたのも事実でございます。そのために、うちは消防署はやめると、あんた達が好きなごつせえというて、喧嘩もしたことも事実でございます。あまりにも私が今思いますには、確かに、その広域的に合併して、事業を行うことはすばらしい計画だったと思いますけども、あまりにも肥大化して、何か独立した、何かちょっと広域の方々を悪く言うんじゃございませんけども、なんか少し勘違いをなされている広域の大多数の方のように思われました。その分からも関しましても、もう少しなら職員だつてもうちょっと雇うべきじゃないかとか、いろんな話もございましたし、し尿処理1つにいたしましても、今回もいろんな地域に平成19年の1月ですか、海洋投棄ができませんということで、急いで今、最終処分場の選定なんか急いでございます。いろんなところで話は出ましたし、本当のところ、長陽村にも希望がございます。産山にも希望がございました。最終的には、また阿蘇町の方にも希望がございました。この前、議会等でも話が出たとおり

でございます。最終的には、流す川、有明海まではいかにしても、白川水系に関して、十分な承諾がいきますよということになりました。そういうことになりましたものですから、当然、既存の施設を利用したらどうだろうかというような話になったのも事実でございますし、また、改めて、土地購入をすると、そのようなお話も今現在出ております。まだ、今のところ、決定はなされておりません。また、今白水の分署、また救急車等にもつきましてもそうでございますけども、なかなかそれは利用せんが一番よろしゅうございますけども、やはり救急車は必要なことでございますし、やはり弱者に、いろんな病人の方を守るのも当然のことでございます。

また、今、今後の広域的消防、また町独自の消防はどのようにするかということかとのお話もありましたけども、今、1つ1つを十分見直ししながら、それと、今回、合併をするわけでございます。この合併によって、どのような負担が出てくるのか、まだ全然今のところ計算をしてございません。当然、下3村、また、阿蘇町と申しますか、あっちの方にもまた今のところ3ついろいろと合併の条件と申しますか、合併のいろんな施策が行われておるところでございますから、そこをよく見極めて、広域事業については、再度、皆様方とお話をし、一番高森町がこれなら十分だというような方向性を見つけていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長、総務課長からそれぞれ発言の申し出が出ております。商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） 先ほどの修繕費、工事費につきまして、ちょっと訂正をさせていただきます。現在、管理委託制度をとっております関係上、税法上、修繕を向こうで、工事費を向こうでやらせるというのはできないように、税法でなっているようで、今までこのような予算をとられているようでございますので、訂正したいと思います。

それから、現在管理委託制度をとっておりますので、また、自治法の改正がございまして、指定管理者制度ということをとるように指導がまいっております。経過措置等もございまして、法人その他団体に管理を行わせるような制度でございますので、運営協議会等でも今後、検討しながら、議会の議決も必要ですので、検討してまいりたいというふうに思っております。

ご指摘のように、本当に大きい修繕費が今から出てくると思いますので、そういう方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 広域の出動手当でございますが、火災につきましては、消火活動を行った時1回が200円だそうです。救急業務につきましては、管内に出まして搬送した場合が150円、管外に出た場合が550円支払っているということでございます。

それから、先ほど、町長の方から話ございましたように、消防の予算につきましては、行政改革審議会の中でも十分協議はなされまして、今後の対応あたり、課題がかなり出ております。その中において、こういった超勤あたりが出ないような体制、ローテーションを組んで対応しなさいという形でお話も出ておりますので、いろいろ今後、行革審の答申あたりを受けて、私達幹事会の方でも十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 思い出したましたので、再度、重なる部分があるかと思えますけども、簡単にお答え願いたいと思います。

まず、温泉館、温泉館は委託料払っておりますけども、利益が出ているのかどうか、これだけですね。

次に、中心市街地の整地される意味と目的、それと期限、この3点、あと、小さいことですけども、観光案内、高森町の観光案内は誰がやるのか。

次、もう1つ、これは小さいこと、ゴルフコンペの方がありますけども、いろんな事業等、いろいろ節約しておりますけども、ゴルフコンペの成果、あるいは意味合いについて町長の方からお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） それでは、お答えいたします。

温泉館の収益につきまして、お答えさせていただきます。14年度決算でございますけども、先ほど申しましたように、委託料を町から支払いをいたしまして、入館料は今町に入ってきているわけでございますけども、そういうのを引き延ばしまして、寄付金がまた温泉館から入っておりますけども、そういうのをトータルしまして、決算が大体241万8,000円ぐらいのマイナスと、赤字ということになっております。ですから、修繕費その他除いた決算におきましては、以上のようなマイナスになっている状況でございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 温泉館の収支決算については、以上でよろしゅうございますでしょうか。

中心市街地、それは今申しましたように、この前から県立大学との1つの森と風の会の計画の案を示されておりますから、それを皆さんと一緒にこれが一番最良だと、そのようなことを見極めましてから、その整地の方にも掛らせていただきます。また、期限と、いつまでするかと言われますけども、それは今後、地元の地主さんとも今、おっしゃいましたように、既存何とか財産といいなつたですな、そういうこともびしゃっと片づけてから、日にちは決めたいなど、そのように思っております。内容については、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） それでは、観光案内につきましてお答えいたします。

今、いろいろ観光協会の方でも部会をつくられていろいろ話し合いが行われておりますけど、観光案内人というか、町でそういう人をつくったらという話も出ておまして、今からいろいろ観光案内の勉強をしながら、そういう人達を増やして、よそから来られたお客様達に案内ができるようにしたいということで話し合われているところでございます。

次に、ゴルフコンペにつきまして、お答えいたします。

ゴルフコンペもいろいろゴルフ練習場、福岡県内、ずっとチラシ等をやって、宣伝をしておりますが、現在、なかなかゴルフ人口も減りまして、なかなか参加者が少ないようでございます。ですから、今は熊本市内をはじめ、近郊の人達に呼びかけをしているところでございます。最近、ここ1、2年、特に、県外からのお客様さんが少ないようでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 抽象的な質問で申し訳ございませんでした。1つは、温泉館が240万円ほど赤字が、いわゆる委託料に換算して戻ってくる分と計算していけば、240万円赤字と、これは産業の振興、僕が一番求める産業の振興につながれば、240万円、これを減らすような努力をされれば、それ以上の効果は上がっていると私は判断いたします。温泉館自体が何千万儲けるとかという話ではなくて、それに伴う産業の振興がこれで図られているというふうに考えれば、大成功と、中心市街地につきましては、はっきり申し上げまして、昨年の3月の否決の部分と今

回の部分がまだ未だに私は理解できませんので、整地予算があがっていて、目的が今から見つめます、期限もその話のあとにしますとか、じゃあ、何か今一説得力がないような気がいたします。再度、町長がどういうふうに中心市街地のこの予算をもとに高森町内の活性化を図っていかうとされるのかをもう少し具体的に説明願いたいと思います。

それと、観光案内については、やはり観光案内人という話が今出ましたけども、非常にすばらしいアイデアだと思っております。観光協会に一任して、何もかもという部分ではなかなか観光協会の方も任意の団体でございますので、今一、お手伝いが不十分な点が出るかと思えます。できますならば、そのあたりに人的配慮があれば、観光協会としても充実するのではないかと。

ゴルフコンペにつきましては、もう担当の方が一生懸命やられています。これは苦勞が非常に多いと思えます。ただ、その中でこの物産等を町から購入して配ってやるわけでございますけども、今一、参加がない場合には、やはりこのあたりの予算等も考え直す必要があるのではないかと、そういうふうを考えて質問した次第でございますので、総合して町長の方から全体的な考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 市街地につきましては、先ほど申しましたように、この前、県立大学のいろんな提案を受けまして、森と風の会の提案を受けまして、それを皆様方と一緒に今後、相談しながら、いつ整地するかと言われましても、まだまだ民間のこともございましたり、いろいろまだ計画、今、ご相談といいますか、先ほど担当課長が申しましたように、今、やるところでございますが、明日から整地するかと言われても、もっと具体的に言えと言われても、なかなかそこまで考えておりません。それがほんなところでございます。もっと私も言いますならば、具体的にこうするああするというような賛否両論ございまして、当然、皆様方の了解を得ないことにはできないわけございまして、5月1日から整地をすぐやると勝手なことを言っても、まだそこまでいっとらんとも事実でございます。たった今、そういう1つの森と風の会の計画等をいただいて、それを1つの素案としてそれを踏み台として、次の計画をやりたいと、その次のパターンに移りたいというのが現状でございます。何と言いましても、野中議員さんが先ほどからおっしゃいますけども、あなたが凍結しとったと言われるが、凍結じゃないんです。ちゃんとあれを片づけないと、あそこの2階建てがあると、下に構造物をつくったら、上から小便たれたじゃ困るでしょうが、あそこだけはどうでん1つのゾーンとして入れていただく方法

を見つけないということ、凍結をしたというのが現状でございます。何もあの家が悪い、この家が悪いとか、言っているではありません。総務委員会の皆に聞いてもらうとわかることだけですね、そういうことでございます。どうぞご理解をいただきたい。町の活性化、活力を生むためのせつかくの場所でございますから、無駄にするようなことはないように、十分協議をしながらまいりたいと、そのように思っております。

また、観光の方は、今、うちの課長が申しましたように、すばらしい各課、すばらしい職員ばかりでございます。一生懸命考え、プロジェクトを組みながらがんばっていきよるところでございますから、どうぞひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 三森ですが、今、町長の答弁の中に森と風、森と風と言われておりますが、風と森でしょう、一本化しとかんと、非常に聞きづらくて、本当に行政のトップが森と風という言い方をされると、非常にこれは全体的に困りますので、その点、意思統一の方、よろしくお願いをいたしておきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変失礼いたしました。今後は一本化をしていくようにいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番です。

すみません、議長の許可をいただきまして、追加で質問をさせていただきたいと思っております。冒頭、町長の方にさっきから何回も質問がいきよりましたから、町長の発言聞きながら思っていたんですが、提案の日に保育園の統合問題が出ていましたですね。今回も保育園の集合保育の予算が福祉課の方から出ておりますが、その統合の内容というのは、河原僻地保育園、草部北部保育園、それに野尻保育園、それと草部保育園、4つですね。この今日いただきました総合計画の中にも保育園の統合を進めるといふふうに書いてございますが、上の4園については、学校統合が可決されまして、草部南部の小学校、草部中学校が東小学校と中学校に行くということで、機能性を考えた時に、統合も仕方ないのかなと、そのように考えておりますが、それを言うんだならば、高森中央小学校も色見と上色見一緒になっているですね。で、色見保育園は町立で、高森保育園は社会福祉法人ですから位置づけは違うと思うんですが、僕は統廃合という言葉にすべきじゃなかったかなと思うんです

ね。もう色見保育園も廃止するなら廃止して、高森保育園の方の社会福祉法人の方を尊重するとかということも僕は考える時期に来ているんじゃないかなと思います。で、草部保育園は現在、園児が結構いますね。それも含めて、草部の地域の人達はやっぱり子供達、要するに、就学前の子供、先ほど課長が言われる就学前、入学前の子供達については、非常に事故率が高い、急に熱が出たりするんですね。した時に、救急車搬送をする、また、園の人達が保護者に連絡して病院に連れて行かせる、そういうことにした場合において、園の位置というのが、非常に重要視されてくると思う。それによっては、草部地区の人達からもまた、反対者がどんどん出てくる可能性があるわけですね。ですから、上の4園については、建設地については十分各地域の保護者の方達、また、保護者になる予備軍の人達の話聞いて、考えて、慎重にやっていただきたいと思います。

それと、色見保育園の取り扱いについても、私は今後は触らないでいいということはないと思います。僕は触っていくべきだと実際思っておりますけれども、その点については、保健福祉課長さん、よろしくお願いをいたしますし、統合について、最終的に町長の方、意見言われましたので、どう考えていらっしゃるのか、統合するということでしたけれども、全体的に保育園については、どういうふうな構想を持っていこうと思っておりますのかというのを最後によろしくお願いをしておきます。聞くだけです、私は。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 岩下光広君。

○保健福祉課長（岩下光広君） 実は、先日、統合推進協議会が15年の11月ですか、設立しまして、児童民生委員さん、それから、役場からは助役、総務課長、それから、保護者会長ではございませんで、保護者代表者ということで、各地区から入っていただきまして、それに各地区の議員さん、文教厚生常任委員長ですね、入っていただきまして、立派なご報告をいただいているわけです。山東部につきましては、一応4園を18年4月に統合するというような意見をいただいております。

それから、位置につきましては、多数の委員さんの意見が東小中の近辺がいいということで、少数意見として、奥阿蘇物産館のそばがいいというような意見が出ております。当然、私どもご意見をいただきまして、また、内部で町長の方とも検討しまして、このご意見を尊重しながら、実施に移していきたいと思っております。

それから、非常に私も山東部統合やっていくわけですが、平地部の色見保育園、今議員さんからも提言がございましたように、色見保育園の取り扱い、本年は17名ですか、園児数がそのようになっております。高森の方が私立保育園で高森保育

園、それに幼稚園がございます。近い将来は、はっきりは言えませんが、議員さんのお話のとおり、そういう方向に向いていくんじゃないかなろうかというような気持ちは持っております。今のところ、この5年間のところで計画している部分につきましては、山東部をまず18年の4月に統合したいということで考えております。

その状況で、振興計画も当然、これは今決まったからずっとこれに束縛されるわけですが、途中で見直すことも必要な場合が出てくるんじゃないかなろうかと思っています。ただ、現在のところ、山東部をまず、非常に統合というのは、河原にしても、野尻にしても、北部にしても、南部にしても、痛みは確かに地元に置きたいという気持ちは全部同じと思います。それを何とかクリアして、統合推進協議会の意見を尊重しまして、18年4月を目指して、統合推進していきたいと思っておりますので、そういうことでよろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、担当課長が大体お話をしたとおりの方向でございます。場所等につきましては、今のところ、調査検討委員会の報告に関しましては、まだ今のところはっきりと場所等については、まだ明記してございません。今後、そのあたりは地元の方とよくご相談申し上げながらやってまいりたいと、そのように思っております。大変統合というのは、先ほど、小学校等の統合もやったばかりでございますが、痛みもよくわかりますから、十分検討してやってまいりたいと、そのように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番、本田生一でございます。

私は、本当にちっちゃなことをお願いするわけでございますけれども、今、温泉館等につきましても、今、14年度の決算につきましては240万円ほどの赤字になっているというようなことでございますけれども、今、野中議員も言っておりましたが、この240万円は私はこの金額につきましてもどうでもいいんですけれども、やはりこの温泉館におきまして、町の活性化になり、いろんなところで大変地元におきましては、いろんな経済効果も出ていると、私は思っております。

総務課長さんと商工観光課長さんにこの前、ちょっとお願いをしたんですが、時間がありますので、あえてまたここでお願いしておきたいと思っておりますけれども、この温泉館の入り口の看板ですね、看板があります、温泉館と書いてあります高森町温泉館の看板、これが非常に見にくいと言われる方が多いわけでありまして、私はちょうど温泉館から外れまして、高森町一番外れの洗川にありますけれども、この洗

川まで来て、温泉館はどこですかと聞かれる方が非常に多いんですよ。この前、総務課長さんと観光課長さんをお願いをしておきましたけれども、金の掛からないような看板でもいいから、何か目印になるわかりやすいようなことをやってほしいというようなことを一応お願いをしておきたいと思います。

また、根子岳に登る方が非常に多うございまして、やはり、観光の登る地図も私はある程度金を掛ける必要はないと思いますけど、できますならば、簡単でもよございまして、そういうことを考えていただけるならばと思っておりますので、観光課長さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひしておきます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 佐伯実範君。

○商工観光課長（佐伯実範君） お答えいたします。

観光案内板につきましては、来年度の予算でも少し組ませていただいておりますけども、やはり町内のそういう観光看板が不足しているというふうに思っておりますので、金の掛からない方法で数多くわかりやすい看板を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番、後藤でございます。

高森町は、林業の町、また農業の町でございますが、堆肥センターですね、これがもうできて軌道に乗りつつあると思っておりますが、どういう状況であるか。

それから、森林基幹林道阿蘇東部線、これがいつ完成するのか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） それでは、お答えいたします。

森林基幹林道阿蘇東部線につきましては、平成21年度竣工の予定となっております。また、堆肥センターの現在の状況でございますが、本年1月27日アグリセンターの管理運営委員会を開いております。その中で、本年の見込額について、ご説明を申し上げます。基本的には、現在購入して販売する方法、それに作業受託部分をやっております。金額的には、12月の議会の折り、12月までの収入のご報告は申し上げます。基本的に申し上げます、現在、堆肥販売しておりますが、総額でいきますならば、堆肥部門では約400万円程度を見込んでおりますし、また、機械の受託部分が250万円程度になろうかと思ひます。

現在、担当職員、係長をやっておりますが、その経費を入れなくて、要は、臨時

を雇っておりますし、経常的経費を含めまして、3月末の決算見込みとして、約200万円程度の赤字が出るかと思えます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 今、農協も何か昨年は不景気で作物も悪くて、やっぱりかなりの取り立てをやりよるような気がいたしますが、やはり農業は減ってしまうような気持ちになりますね。どうお宅あたりは思いでございますか。わかりませんが。やはりこれは農業にかえた産業を真剣に町としても取り組まないと、大変なことになる気がいたします。今から執行部議会もしっかりがんばっていかなきやならないと思っております。

それから、東部線ですね、これ、21年度までにつくればいいということですか。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 東部線につきましては、波野、高森が約12キロございますが、平成7年度から現在の予算の状況ですが、国の予算状況からいたしまして、今の見込みとして、平成21年度波野、高森一緒に竣工する予定となっております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） それで、交渉なんかはせずに、それまでにつくればええということで、もうあとちょっとでしょう。大体できるのは。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 距離につきましては、あとちょっと今日、一般質問の答え持っておりませんので、4～500メートル残っております。平成15年度工事を現在やっております。15年度分の工事については、用地交渉も終わりました、現在、やっております。その中で、その工事が完了いたしますと、あとは開設部分が約、宙で申し訳ありませんが、280メートルほど残ることになっております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） お宅の課長の時に是非、完成させるようよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第18号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 特別会計でございますけれども、担当課長の方にお伺いいたしますが、国民健康保険特別会計で生じております不祥事の分の弁済金は、存目で組んでございますが、見込み等について、どのような計画が立ててあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） この件につきましては、現在、総務課の方で対応していただいております。私の方では、実際に入ってきた金額を調定するという作業を行っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 今現在、月に1回、現況報告という形で来ていただいて文書を出していただいております。その際、できる金額で償還をしていただいております。1,000円なり2,000円なり、その時持った金額で対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、担当課長にお伺いいたしますが、一般被保険者滞納金延滞金等についての集金業務はどなたがされていらっしゃるんですか。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） 保険税の滞納分については、税務課で担当しております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 非常に社会情勢厳しい中に、国民健康保険税を納めるにして

も、なかなか皆さん苦勞して納めていらっしゃる。その中で、やっぱり何件かの方達はついつい滞納されるということがあるんですね。滞納された方達に対しては、そのようにして担当課の方が集金業務で集金されて持ってこられる。それは広く考えてみれば、国民健康保険診療、国民健康保険世帯の人達のためにもなるんですが、まだまだ広く考えると、この安藤君がしたこの1億円余りの不祥事のお金、これも行って1,000円、2,000円とるといようなやり方というのは、もう生ぬるい時代になってきているんじゃないかと思いますよ。健康保険の方にも一般会計からかなりのお金がやっぱり繰り入れされてくるわけですね。その繰り入れされるお金は広く考えてみれば、町民の税金なんですよ。前の町長は、皆さんには迷惑を掛けないと言われるけれども、国民健康保険特別会計を維持していくために、そのようにして、一般会計からは持っていかなければならなくなっているわけですから、私は、早急に何らかの手はずをとってくる必要があると思いますし、寂しいわけですね。諸収入の中の6番目に弁償金という形で存目で1,000円組んであるんですね。何か陰が薄れてきているような気がするわけですが、私は風化させるわけにはいかないと思うんですけれども、それについて、町長さん、いかが考えていらっしゃるか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確におっしゃるとおりでございます。ただただ、今、ただただと申しますのは、総務課の方で担当しておりますのは、本人を確認する仕事の内容が糖尿病ということで、仕事あまりよくできていない本人はできていないというのが現状でございます。だから、毎月1回は必ず、お金のできるできないは別としてでも必ず1回役場に来庁していただきまして、ちゃんとした確認をするようには指示をいたしました。また、そのお金の不足に関しましては、お兄さん等もまたおられますし、いろいろとその辺に関しましては、今、少しでも少しでもということをお願いをしまっているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） なかなか出た金額が余りにも大きすぎまして、右から左というふうには簡単にはいかないと思いますが、ただ、町民には迷惑が掛かっているのは事実なんですね。先ほどの一般会計の予算の中で、保健福祉課長が言われたけれども、人間ドックの補助金、健康保険特別会計の方に来ていたのが来なくなった。それだから一般会計の方でそういうふうな予算措置をしてやっておる。一般会計でするからこそ、人間ドックを受診される方達を限定しなくちゃならなくなっ

てくるわけですね。だからこそ、やはりその件については、ちゃんとしていかないと、人間ドックをもしかして、1年に1回ずつでも受けていけば、ガンの早期発見で国民健康保険診療も安く済んでいた方がいらっしゃるかもしれないわけですね。それが遅れたがために、末期治療という形で莫大な国民健康保険診療費用を払わなければならないようになった場合もあるわけです。だからこそ私は、予防診療、予防医療をするためには、人間ドックの充実を図りなさいというわけです。ですから、国民健康保険特別会計で昔は人間ドックの方の予算まで出たのが出なくなったから一般会計で組みました。一般会計はご覧のとおり、財政が厳しいから限定させていただきますって、結果的には町民の健康まで損ねているわけです。だからこそ私はこの問題については、避けては通れないし、町民に迷惑を掛けておるといわけです。だからこそ、その点については、責任を持って人間ドックあたりも健康保険特別会計でできるように、私はやっておくべきだと思っております。で、これについては、将来において、税務課長さん、人間ドックは必要でしょうか。どうでしょう。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 後藤秀希君。

○税務課長（後藤秀希君） おっしゃるとおり、疾病の早期発見、早期治療という観点ではドックは必要と思っております。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第19号 平成16年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成16年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第20号 平成16年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成16年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第21号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

先ほど、国民健康保険特別会計についてのご質問がございましたけれども、全くそれと同様でございまして、水道料を上げるということになりますと、住民の皆さんに迷惑が掛かるという前町長の内容かになるろうかと思えます。したがって、今回、この水道料の実質値上げになりますけれども、安藤君がやっていた部分の残金を再度、ここで示していただきたい部分と、いわゆる取れない部分ですね、あとは、その措置について、極端な言い方ですけれども、不能欠損扱いで議会の承認を得ればできる範囲でございまして、そういった方法等については、お考えがないかをまず、町長の方にお聞きして、担当の方にお伺いしたいと思います。

- 議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。
- 町長（藤本正一君） 今のところ、そういう不能欠損等は考えておりません。
今のところ、そういう扱いができるほどまだ確認しておりませんが、扱うつもりはございません。
- 議長（相馬俊行君） 総務課長 渡辺哲郎君。
- 総務課長（渡辺哲郎君） 手元に償還金の明細を持ってきておりませんが、後ほどご報告させていただいてよろしいでしょうか。すみません。
- 議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。
- 6番（野中謙三君） 実質総額でいたしますならば、使用料的には、約1,000万円ぐらいでしたかね。使用料が伸びるということになりますけども、果たしてこれが住民の皆様にきちつと言い訳として成り立つかどうか、巖夫君がやっとならしたら、あるいはそれがきちつと償還できておれば、またそれも上げていいじゃないかという形になりますけども、確かに水道を維持するためには、その分を負担していかないことには、また、安定供給にもつながりませんから、その部分は確かに資金を確保する分としては、値上げも致し方ないという気はいたしますけども、いかんせん、やはり住民からの感情からすれば、不能欠損ではございませんけども、とれる分に関して、措置をきちつとりましたかというふうになりますと、私としては、なかなか返事に困ると、その点について、町長が同様の質問をされた場合に、どういうふうに住民の皆さんに説明されるのか、そのあたりを再度、お聞きしたいと思います。
- 議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。
- 町長（藤本正一君） 先ほどから全体的な健康保険等について申しましたように、何とか回収をすべきということはもちろんでございますし、また、不能欠損、そういうことを出して皆さん方に迷惑をかけることはしないということでございます。ただ、お兄さん等がおられまして、何とかがんばりたいと、そのような意見でございますから、あの方を信頼していく以外はないかなと、そのように思っております。よろしく願いいたします。
- 議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。
- 6番（野中謙三君） いつまでも尾を引いておってもなかなか解決はせんわけですね。何かどこかで区切りをきちつと入れないことにはほかの事業とか、そういった次の進展はつながらないと思います。もう本当に極端な言い方ですけども、不能欠損扱いの処理、これはある意味は、思い切った決断で一番理解してもらいにくいけ

ども、理解してもらわざるを得ない点だと思います。その点、その扱いについては、町長、いかがお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、今のところ、そのようなことは考えておりません。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 私、さっきから出ている数字の問題について、あまり出ましたので、ちょっと発言をさせていただきます。どうせ、総務委員会でこれは審議しなきゃなりませんけども、前の議会でもうこれは決着ということを私は申し上げたというふうに思っております。今、またこれを持ち上げて、またどうのこうのと言えば、おそらく法的にもどうしようもならない時期に来ているんですね。法的にもこれが措置ができるならば、何とせにやならんというふうに思っておりますけども、もうできない状況になってから、またいろいろ起こし立てても、おそらく手当はないというふうに思っております。

そういうことで、前の議会の時に総務委員会で証人まで呼んで、これで一応決着ですと、私は報告をびしゃっとしたつもりですので、このことについては、もう総務委員会で取り上げて、審議するつもりはございません。

それから、今、次の質問ですが、水道料値上げ等につきまして、これは関連しますけれども、私は、前の建設経済委員の中の時に、一番最後に農業用水供給事業基金条例の改正もありますが、非常に電気料金、いわゆる農業用水、それから、水道、すべてを掛けますと、どのぐらいになるか、1億円にはならないと思っておりますけども、かなりな電気料を高森町は毎年払っているというふうに思っておりますので、今、ちょうど環境庁が非常に緩和を和らげて、国立公園内でも風力発電あたりができるということになっておりますので、今、試験をされておりますが、おそらくあの場所なら、可能だというふうに私は信じております。毎日ものすごい勢いで回っておるようでございますので、可能であるならば、これ、いち早く取り組んでいただいて、風力発電、そうすることによって、やっぱり財源の自主財源の確保なり、なるというふうに思っておりますので、この点につきましては、特に、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今まで風力発電の調査につきましては、蔵地、生コンの上の清栄山、何カ所か調査がございました。その間、データを見てみますと、少し風が弱

かったりというようなことが書いてございます。今回、再度、東京にございます何とか開発公団と申しますけども、その方の方からご依頼がありまして、再調査がっているのも現状でございます。ただ、今回、西原に10基出てございます。10基出るそうでございます。もうここ1週間ぐらい前に起工式があつて、取り付け道路等も終わってございます。俵山のトンネルを2キロ超したところからすぐ左手に見えるわけでございますけども、そういうことで、西原村は国立公園と申しますか、あの中に許可が出たということでございますから、今緩和されたとお聞きいたしましたし、また、私どももこのクリーンエネルギーは大事にしていかなければいかんということ、また、この環境の中に観光面の1つにもなれば幸いかなと思っております。そういう風の強さと申しますか、風力の強さがクリアできれば、どうしてもお願いしたいなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 佐伯でございますが、歳入のところで、使用料及び手数料のところは前年度予算から増えてきておりますですね。これ、やっぱりその使用料条例の改正、後ほど出てきますが、それによって、増額ということだというふうには聞いておりますけれども、一般会計予算の時に財政課長の方にお伺いをいたしましたですね。使用料及び手数料の財務上の取り扱いの規定はどのような根拠でやっていくのかということで質問いたしました。が、大まか、その使用料等をとる施設に関わるいろんな予算の歳出を基本としてやって、残った分については、一般会計に繰り入れしてというふうな話でございます。そうなりますと、私は、その湧水館の湧水トンネルの使用料というのが、予算が組んでございますけれども、そちらの方が6,700万円、湧水館、上の建物とか、トンネル、その中でいろんなものをする場合における経費等が2,800万円、約ざっと3,900万円ほどのまだ余剰金が出るわけですね。そうすると、私は、その湧水トンネルの使用料をその電気代の不足分、要するに、簡易水道、農業用水の電気代の不足分に私は充てるべきじゃないかなと思うのです。なのに、あえて、その使用者である受益者に対してその負担を仰ぐというやり方というのは、ちょっと私は住民をあんまり軽く見た私は予算の立て方というような気がいたします。

ですから、元々この予算案については、私は反対なんですけれども、当初、簡易水道、農業用水はあとからなんですけれども、農業用水はあとからでいいとして、含めて考えた時に、電気代、いろんな施設設備代の不足分の取扱いは、私は湧水トンネルの使用料から持っていくことは考えられなかったのかということをお伺いした

いと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） お答えいたします。

湧水トンネルの使用料分を簡易水道の電気料に入れていただけないかということ
は、以前、町長にご相談をしております。使用の方法はいろいろございまして、簡
易水道につきましては、少し待ってくれというご意見が町長の方からございました
ので、2、3年後ぐらいにはこの会計の方に入れていただけるものと私は信じてお
ります。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 湧水トンネルの入園料の上った分を水道料ということだっ
たと思います。水道は今後、そういうことに関しましては、検討させていただきます
ので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 値上げしたあとに検討してもおかしいんですね。これは値上
げする前に私は検討すべきことであると思います。確か、私が建設経済常任委員長
の時に基本使用料、また、トン当たりの使用料を上げたわけですね。トン当たり2
0円上げたんですね。その時の理由というのは、やっぱりその基金利息が下がって
きておると、その中で、最初は10円上げようかという話だった。でも、10円では
またすぐ上げなければならないからということで、じゃあちょっと町民に対して
負担を仰がなければならないけれども、仕方ないということで20円上げさせてい
ただいた。その時に、山東部と平坦地の方で、また高森と色見辺りでも若干の水道
料の格差は出てきたわけですね。それを認める時に、地域格差をなくしましょう、
それも目標にしましょうという話はあったんです。それは目標としてやっていたん
ですけれども、それは今回、使用料、また基本使用料、または1トン当たりの利用
料金あたりも上げることによって、格差をなくすということなんですけれども、そ
の当時は、湧水トンネルを利用して私達はお金を生んでなかったんですね。使用料
はとっていない。湧水トンネルでは使用料はとっていないんですよ。その時期は。
だから、仕方なく、町民に対して、それだけの負担をお願いする結果になったわけ
ですよ。今回は、その時とちょっと違うんですね。低利息時代というのはまだ変わ
らず一緒なんです、水源地を利用した観光をやっているわけですね。水源地なん
ですよ。湧水トンネルは水源地じゃないかと言ったら、水源地なんですよ。同じ
水なんですよ。ですから、そこを利用して6,700万円も収益を見込んである

のならば、私はそこから予算の不足分については持ってくるのが筋だと思っておりますが、そのあたりはこれは、町長、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かに今おっしゃるとおりと申しますか、入園料は去年に比べれば約倍以上、ちょっと2倍強上がっているのも現状でございます。今回、こうやって料金改正をお願いするのは、先ほど、13番議員さんがおっしゃったように、地域の格差、また、今回、入園料で上がった分に関しましては、他の一般会計に入れて使用したいと、そのように思っております。これも今の時代に即応した水道料金の改定と申しますか、安いか高いかはまた別にいたしましても、そのように思って、今回、お願いをしたところでございます。こういう時代でございます、住民の皆様方に大変ご無理、ご難題をあてるわけでございますけれども、どうしてもご理解をいただきたいと、そのように思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 値段については、後ほど、改正条例が出た時に意見を述べたいと思いますが、予算を、要するに、使用料を上げながら、水道の中の工事費はちゃっかりと出てきているわけですね。工事請負費が2,300万円ほどね。私は、こういうのを一遍にしなくても、3年計画とか、4年計画でしていけば、私は分けていいんじゃないかなと思うわけですね。500万円ずつ4年でしましようかというような工事でも私はいいと思うんですが、あえて使用料を、水道料を上げた時に工事請負費をこういうにどかんと上げにゃいかんもんかなと思うわけですね。もう少し予算の立て方というのがあったんじゃないかなと思いますけれども、その点は、予算の専門家である助役さん、いかがお考えでございますか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 13番議員さんのご意見も尤もなことかと思えます。先ほどから湧水館の収入について繰り出しができないかというお話もございましたが、本来、使用料手数料はその歳出目的について充当されるものでございます。したがって、このオーバー分については、一般財源かと、一般財源であれば、一般会計から簡易水道特別会計へ繰出をしておると、やっぱり間接的には繰出をして、そこに充当をしているというような状況でございます。

それと、今の工事計画につきましては、これ、水道担当課長が後ほど説明するかと思えますが、これは、町道の改良に併せまして執行するものでございまして、今年このような予定になったものと思っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたしますけど、休憩したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長から発言の申し出てありますので、許します。総務課長 渡辺哲郎君。

○総務課長（渡辺哲郎君） 6番議員さんのご質問にございました簡易水道返還額です。未返還額は1,055万2,920円となっております。以上でございます。

-----○-----

議案第22号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、建設経済

常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第 23 号 平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 23 号、平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第 24 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 24 号、高森町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） 6 番 野中でございます。

先ほどの質問と重複する部分もございますけれども、簡単にお答え願いたいと思えます。この条例を提案するに至った理由を再度お願いいたしまして、この議案に対して、地域に対する説明も私ども必要でございますので、地域の方々に理解し得る提案理由を再度お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 今回の給水条例の一部改正につきましては、先の 9 月定例議会におきまして、委員長報告の中で簡易水道は独立採算性が原則であるということで、早急に条例改正を行い、これに対処してほしいという意見を受けまして、今回、条例の改正を行ったわけございまして、近隣の町村の水道料の結果をみてみますと、ほとんどが産山村を除きまして、ほとんどが高森町の簡易水道よりも 10 トン契約がオーバーしております状況ございまして、今回、1,200 円と 800 円の体系でございまして、料金の適正化を図るために、是非、1,200

円に近づけて、適正化を図りたいという意味で今回、提案してまいったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

大義的な文面といたしましては、確におっしゃるとおりだと思います。あとは、先ほどもありましたけども、今、総務課長の方からございましたけども、1,000万円ちょっとですね、その金額がまだ実際、焦げ付いているような状態でございますので、その分の理由と併せて、住民の方から解決しないまま上げるとは何事だと言われた時の理由、そこを端的に教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、担当課長が申しましたことと、また、今度値上げにおきましては、大変今まで工事等を行って大変老朽化をいたしておるところが大変ございます。そのためにも、ちょうど今、やりかえ時期と申しますか、各地域の水道事業に関しましても、ちょうど新旧交代と申しますか、そのような時期に来ているための対策の一環でもあろうかと思っております。

理由といたしましては、やはり草部地区におきましても、まだエタパイのところがあったり、ちょいちょい修繕等が大変苦慮しておりますし、また、地元の方に大変ご不便をかけております。また、それから中学校線にいたしましても、住宅等が大変建ち並びまして、水道本管等を持って行かなければならない地域がたくさん出ております。このバイパス325に関しましても、水道管もまだ1本も本管の方に向かっていないのも現状でございますし、両サイドに関しましても、すばらしい住宅地ができて、町の方が安心安全のためにも水道、また火災等におきましても、防火と申しますか、そのような事業に関しましても、する必要がきているということでございます。そういう意味に関しましても、そういうことに利用させていただくということで、値上げをさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 提案の意図する部分は非常にわかるんですけども、やはり手前を片づけないことにはなかなか理解は得ない部分があろうかと思っております。どこかでリセットボタンを押す必要は僕はあると思います。先ほどもございましたけども、不能欠損扱いはしないということであれば、その1,000某かのお金はどういうふうにされるか、不足分をどうやって補うのか、そのあたりの対応策を今一度

示していただかないことには、住民の方にもなかなか私は説明しにくいというふう
に思っておりますので、最後の質問ですけども、その1,000某かのお金をどう
いった対策で処理されるのか、再度、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほどからそのことに関しましては、申し上げたとおりでござ
います。不要のどうのこうのじゃなくて、どうしてもできるものなら、先ほど申し
ましたように、親戚の方と申しますか、身内の方、お兄さん方におきましても、そ
の返済をする気持ちは十分あるということでございますから、今、500万円もつ
てこい、1,000万円持ってきなさいということじゃなくて、相手の家庭の事情
もでございます。それを十分考慮しながら、相手の善意を今のところは考えておりま
す。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 佐伯でございます。

先ほどの特別会計の予算とこれ、かなり重複するんですけれども、継続するよう
な形になると思いますが、助役さんの答弁で、水道会計の財政について、私は、湧
水トンネルの入場料からという話を申し上げましたところ、間接的には一般会計の
中に入ってきて、余分なものは一般会計に入ってきて、それからまた一般会計の方
で一般会計繰入金という形でできていますからということなんです、湧水トンネル
の入場料というのは、ここ2、3年前から取り始めたものなんですよ。一般会計
の繰入金というものは、以前からずっとあったものでございまして、じゃあ、新た
に入場料を取り始めたんだっただらば、その分の利益の配分からすれば、もう少し入
ってきても、私は当然だと思っております。で、率直に申しますと、湧水トンネル
の入場料300円とっておりますが、湧水トンネルはなぜ観光地として位置づけさ
れるのかということをもう少し考えていただきたいんですが、毎分32トンだった
でしょうかね。湧水量が。その中で、農業用水に、また、簡易水道にその水を使う
わけですが、それプラストンネルの中を流す水というのがあります。私達、受益者
なんです、簡易水道を使う人達と農業用水を使う人達が昔は町内に水を潤沢に流
れていましたから、農業用水の水が。町中の衛生面はよかったわけですが、乾季に
なりますと、月に1回とか、週に1回とかという形になってくるわけですね。それ
を電気代がかかるからという形で節約して、流す期間を短めて、短めた間、トンネ
ルの中に水がその分流れてくると、その流れる水を皆さんは利用して、観光に使う
ということになってくると、流れる分の水の見た賃ということで、私は300円を

見るわけですね。そうすると、按分して、農業用水の方達に水を流してくださるから湧水トンネルの入場料の一部はあげますよと、簡易水道の方達が節約するからその分、トンネル内の水がたくさん流れるから、じゃあ、その分は簡易水道の方に流れた分のいくらはあげますよという解釈も僕は湧水トンネルの使用料を取り始めたからこそ新たに設定できるんじゃないかなと思いますが、その取り扱い、その考え方については、誰がわかりますかね。まず、水資源対策課長、よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 湧水トンネルの中に出ました湧水につきましては、農業用水、それから簡易水道の水ということで分けはしてありますものの、どこまでが分けしてあるのか、私としては、ちょっと存じませんので、大体そのような形になっているということは聞いております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 結果的に湧水トンネルの中を流れる水については、農業用水、簡易水道の水であるということ、元々の高森町に住んでいる皆さん方達のための水であるということですね。その水が湧水トンネルの中を流れる、そうすると、湧水トンネルの中が夏は水温が低いですから、涼を求めて来られる、また、冬場はその中でまた温度も下がりませんので、また観光地としても使える、ということは、もし、農業用水の方達が自分達で電気代負担するからということで、1日中、毎日365日農業用水を使わなくても上げられたと、簡易水道の水をオーバーフローさせて町中に流すために、オーバーフロー、城山の水源地にオーバーフローさせて、町中を流すために1滴たりともトンネルの中に水を流さなかった、そうなった場合には、湧水トンネルは観光地の意味合いがなくなってしまうわけですね。そこを農業用水を使っている方達がやっぱり使わない時には使わないなりに水を流してもいいと、トンネルの中を。そして、簡易水道もやはりある程度節約をしながら、流されているという解釈でいけば、もし地域の受益者の方達の協力がなければ、湧水トンネルの水は潤沢には流れてこないわけですね。当然、田んぼの田植え時期等になれば、湧水トンネルの中の水位は下がるわけですから。そういうことも考えれば、水が流れるからこそ、湧水トンネルの入場料がとれるという解釈でいけば、流した水の何トン分かをやっぱり何トンいくらかで概算計算でもして、農業用水と簡易水道会計の方に私は繰り入れる、そうすることによって、値上げをしないでもできるんじゃないかなというふうに解釈をいたしておりますが、その点、町長、いか

がでございますか。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） いろいろな考え方、いろいろとあるかと思ひますし、確かに農業用水の方からもそういう陳情を受けているのも事実でございます。今のところ、検討する課題として、話をしているところでございますけども、今のところ、結論は出ておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 結論が出る前に値上げありきというのもおかしいものですね。大体地域格差をなくすのであるならば、安い方に普通なら合わせていただきたいわけですね。高森町内が1トン当たり120円であるならば、もうすべて120円にするか、そして、できれば、値下げした分を基本使用料で調整するか、基本使用料を上げるのであるならば、トン当たりの使用料については、なるべく据え置きにしたり、やっぱり両方上げるといふこと自体が私からすれば、新たな財源を生んでいるわけですね。年間6,700万円、そして、湧水トンネル、湧水館の管理委託あたりも含めても2,800万円、3,900万円あたり残っているわけですよ。助役は先ほど言われたとおり一般会計から間接的に入っていると言ひますが、一般会計から入っているのは、今始まったことじゃないわけですよ。以前から一般会計から繰入はありよったわけですよ。あつていたということなれば、新たな財源が確保できたということになれば、その財源からまた持つてくれば上乗せができるわけですよ、そうすれば、当然、簡易水道の水道使用料あたりも上げる必要もない。農業用水あたりの方達に対しても負担を仰ぐ必要もないと思ひておりますが、その点について、助役は先ほどそのように述べられましたけれども、解釈的には、以前から一般会計から繰入はありよったはずですよ。新たな財源が今回できたんだから、じゃあ、それで今度はまたおまけですよという形でやることは私は可能だと思ひてはいるんですが、助役さん、いかがお考えですか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 簡易水道の繰出金は、繰出基準が決まっております、ご意見のように、昔からあつてはいます。それで、先ほど申し上げましたら、一応湧水館から上がるのは一応その歳出目的にしたがつて、充当し、なおかつ余剰財源として一般財源化をしてやる、その一部が少なくとも簡易水道の方にも流れているし、また、湧水トンネル公園の整備等々にも振り分けられているというようなことで申し上げたわけでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 一般財源に充当して、そこからまた繰り入れられるというのは、要するに、入園料を300円に上げた去年からなんですね。正式に正確に言うなら。それ以前は、賛助金という形でいただいていたから、それを充当するという形はなかなか難しいわけです、財政上。しかし、使用料という形で入ってくると、使用料手数料という形で入ってくることになったわけですから、新たに9月から、そうなってくると、私は、今回は、その分についての予算計上は何らかの形で簡易水道、農業用水の方にすべきことじゃないかなと思うわけです。簡易水道と農業用水の協力があるからこそ湧水トンネルの中に水が流れるわけですし、水が流れるからこそ300円入場料をとって、観光化ができるわけですから、そうなると、流しているんだから、流している側の人達に対して、やはり何らかの1トン当たりいくらかの補償をすべきことじゃないかなと、私は思いますが、その補償について、再度、助役、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 13番議員さんのいろいろな角度からのご意見は、大変すばらしいものがあると思っています。簡易水道事業会計、それから、農業用水事業会計、厳しい財政状況下にありまして、今後、一般会計がいろいろな面で関係してくることは間違いないかと思えます。そうした意見も踏まえまして、今後、そうしたことを配慮しながら、予算編成等に持っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第25号 高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

農業用水供給事業の基金設置条例ということで提案されてございます。今日、この基金条例と申しますと、農業用水の一番の大元でございます。これについて、今日、各議員さん、なかなか中身ということにつきましては、本当に知られていない部分が多いわけでございますので、この基金について、担当課長に基金の趣旨、内容等について、申し述べていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 高森町農業用水供給事業基金設置条例につきましては、例規集でもうたっておりますとおり、目的からご紹介いたします。設置及び目的が第1条、高千穂線建設トンネル工事に起因する農業用水渇水対策対象地区の農業用水供給事業に要する経費の財源とするため、高森町農業用水供給事業基金を設置するというところでございます。

その基金の内容につきましては、鉄道建設公団から基金をお預かりしまして、それを町との契約で預かっておりまして、A基金が現在、7億6,000万円、それからA基金につきましては、維持管理用のA基金ということでございます。B基金が大改修費用としてのB基金で、現在、1億4,000万円、それから、C基金1,579万2,000円につきましては、津留南在地区の基金でございます。現在、15年度の基金利息の計算表によりますと、A基金7億6,000万円につきましては、17年の3月31日までの満期日となっております。114万円が現在利息として予定してございます。それから、B基金が1億9,000万円、これにつきましては、満期日が17年の3月31日、これも同じく肥後銀行でございすが、28万5,000円が予定されております。

それから、A基金の収益利息分が積立がございまして、この分が現在1,650万円、その上の6月、今年の3月31日で1万6,545円が予定してございます。これも本年度1,200万円を農業用水の事業費として1,200万円光熱水費として使い果たしますので、約450万円しか残らないような状況でございます。それから、B基金の2,553万612円が平成16年3月31日までで、2万5,601円が利息となっております。それから、C基金につきましては、これは農協に預けてございますけども、2,539万6,200円です。これ、満期日は来年の

17年の3月31日までということで、中間利息を今年いただきますものですから、この分が5万3,478円、中間利息70%分となっております。これにつきましては、町収入役と協議を重ねながら、利息分等につきまして、有利な方向で、また契約できるようにということで、ご協議を申し上げながら、運営している状況でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、課長が中身について少し触れたかと思えます。A基金におきましては、ただいま触れましたように、これにつきましては、濁水した時点において、公団の方から補償金として来ているわけでございます。これに関しましては、A基金につきましては、要するに、維持管理費ということで、内山坊ヶ平水系師走管水水系そちらあたりの要するに、電気代と、維持費という形で蓄えられているということでございます。この中に一応基金の処分の中に出ております第7条の事業運営上緊急かつ必要があると認める時はA基金及びB基金間相互で運用できるものとするとなっておりますので、この中については、設置条例の中に7条の2項目の中に前項但し書きの規定により処分することのできる基金は第4条第2項の規定により、基金に追加して積み立てられた額の範囲内とするということで、一応利息について運用するというような認識になるうかと思えます。これについては、今、私が申し上げましたことにつきまして、間違いはないでしょうか。ちょっと課長、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 一応そのとおりでございます。基金の処分、第7条2項そのまま積み立てられました額の範囲内とするということでございます。そのとおりでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） わかりました。A基金につきましては、あくまでも原資には手を付けないというのが原則でございます。これをもとに公団から運営しなさいということで、その当時、たまたま金利が高うございまして、利息等々も維持費以上に上がっていたわけでございますけれども、近年、このような経済事情の厳しい中に利息がゼロ金利という形で本当に利息そのものも114万円というような報告がされたような状況でございます。維持管理ができないのが当然かと思えます。

さらなるB基金について申し上げますと、先ほども課長が申したかと思えますけ

れども、これについては、あくまでもこの湧水した施設につきまして、大改修的なポンプ代、いろいろな配管、いろいろな事業についてのみ使えるものとするというようなことをございます。

C基金につきましては、先ほど津留南在地区の維持管理という形でうたってございます。これにつきましては、条例の中にきちんとうたってございますので、問題はございませぬ。

そこで、私が申し上げたいことは、条例化をするということ、A基金、B基金について、うたって運用できるものとするという条例については、結構かと思ひます。先ほど、佐伯議員の方からも簡易水道についてちょっと意見があつたかと思ひます。町長の方にも要するに、水利権者の代表者会という形ができております。湧水館の資料館、湧水館の管理者というものは代表者会名であそこの組合を運営するような形をとってございます。これはあくまでも先ほども話がありましたように、あの水については、公団からの補償はされておらん、あくまでも水利権者という名のもとの水も含んでおるといふのが現実でございます。

旧高森市街化地区の簡易水道におきましては、内山坊ヶ平地区の水を分水し、その水をもって簡易水道を維持しておつたといふのが現実でございます。その水が枯渇をして、今の現在の状況になっておるといふことをございます。そういう意味におきますと、あそこに流れておる水について、営業収益を上げるということについては、何らかの町として、農業用水関係にこれだけの金利効果がない状況の中では、あくまでも事業管理の中に光熱水費の中にその収益の中から補填すべきではないかといふような陳情を行ったところをございます。

しかしながら、今日の当初予算の中には、要するにそれは入っていないと、しばらく待つてほしいといふような話し合いがなされておつて、結論が出ていないといふことをございます。私も申し上げますならば、当然、先ほどの簡易水道に限らず、農業用水といふものが基本でございます。この水をいかに維持管理の方に振り向けていただくのか、少しでも振り向けていただくのかといふのが町の姿勢としてあるまじき姿ではなかろうかと、かように思つているところも事実でございます。ここらあたりは、今後、町長サイドにおいて、いろいろな形で審議がなされるべきであらうと、私はかように思つているところをございます。

また、この事業基金につきましても、先ほど申し上げましたように、利息で運営できない以上は、あくまで基金の利息に手を掛けなければならないといふことをございます。この基金の利息といふものを何年も今の維持費を賄いきるだけの利息は

ございません。そうなりますと、否応なしに原資に手を掛けるような状況になってくるということでございます。そのために、そうならんがために、部内会議という、部内委員会等を立ち上げて、それに対処していただきたいというような要請をしております。それについて、部内の中でそのような委員会等ができておりますならば、ちょっとお知らせいただきたいなと感じているところでございます。水資源対策課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 桐原一紀君。

○水資源対策課長（桐原一紀君） 農業用水の水検討委員会を内部検討会を今組織しております。収入役を座長に、事務局が水資源対策課となりまして、あと建設課長、保健福祉課長、それから、農業土木係長等入れまして、計9名で組織しております。その中で検討しながら、ランニングコストの問題とか、いろいろ考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 先ほど申しあげました収益金、要するに、商工観光課の方で出ております。収益金ですね、6,000某か、その中での使途という形で私も農業用水関係に振り分けていただけないだろうかというような質問をしたわけですが、町長に再度、陳情もしておりますけれども、再度、それにつきましての認識並びに今後についての方向性なるものを示していただければ、幸いかと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど13番議員さんからも意見がありました時に申し述べましたように、農業用水関係の方から陳情も受けているのも事実でございます。これ、私どもも議員の時に、草村前県議会議員さんにお願ひし、県とかいろんなところに陳情に行ったことも事実でございますし、ただただ今の現状から申しますと、今更鉄道公団さんにどうのこうのというのもまた通る話じゃないとか、いろいろと最終的にはお話をしてきたところでございますし、阿蘇地域振興局にそういう担当の方をつくっていただきまして協議してきたのも事実でございます。

今のこの時代の経済状況から見ましても、今現在、金利で運営していく計画がゼロ金利でございますから、そういうことは不可能でございます。ただ今、担当課長から申しましたように、抜本的な見直しをやろうじゃないかと、そのような計画をもとに、いろんなここ数年前から各議員さん、またいろんな方からいろんなご提案

がございまして、そういうことを1つ踏まえて、可能なところを選んで、どうやったら抜本的な施策ができるかをやろうと、それとまた、町全体にも潤った水が流れるような、そのような計画をしたらどうだろうか、今、一生懸命模索をしているところでございます。

計画をのせ、またその計画をどのような方向性と申しますか、どのような国の補助とか、県の補助とか、どのようなものができるだろうか、そのような施策にのせて、抜本的な対策をするように指示をいたしておりますし、大体予めはこんな絵はどうだろうか、そのようなところまでお話は進んでいるところでございます。まだ、今のところ、これはこうする、あれはどうするとか、決して具体的にはまだなっておりません。今後の私どもの課題、また、議員さんと一緒に考えながら、がんばってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 事業については、今、町長の方から縷々説明がございました。それについては、今後、強力に押し進めていただき、いろいろな形で対処していただきたいと、かようにお願いするのみでございます。

私は、もう1点、要するに、入場料、これを某か維持費の中、光熱水費の中に取り組む姿勢はないのか、これを今一度、お願いいたしたいとかように思うわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今後、何分にも検討させていただきたいと、そのように思います。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、6番 野中です。

もう前々から思っていた疑問、本当は三森議員と相談して、本当はわかったんですけども、農業用水のこの特別会計を当初は何で役場がせなんとだろうかと、これが本当に素朴な疑問でした。言い方をかえれば、認識不足という点もありますけども、全くトンネルの水は、役場の水は少しであとは農業用水だから、その基金だけの運用はその受益者だけで賄っていただければ、僕はいいとずっと思っていたんですよ。その疑問を三森議員さんの方にも相談いたしまして、意味がはっきりわからんということで、町があの水に対して、どこまで関与ができていいのか、そして町の権利がどこまであるのか、そして、農業用水、もちろん簡易水道もありますけども、農業用水と簡易水道の区別の部分は用水の部分でどういうふうに当初から整理

されたおったのかが、ちょっとまだ今一わかりませんので、詳しい方がおられましたら、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） それでは、私がわかる範囲内で本に書いてあることで言わせていただければ、その補償工事というのは、昭和52年から、出水事故といいますか、トンネル事故の出水事故だと思います。そのところから、町の大濁水ができて、自衛隊等の応援を受けて、町中の各地域に水が配達されたような気がいたしております。地域によりましては、農業用水はボーリング等をしていただき、補償をしたと、田んぼに反当いくらかちょっとわかりませんが、そのようなことで、地域によりましては、ボーリングをしていただいた地域もあるし、地域によっては、その地域の範囲の中、どういう決め方をなされたかわかりませんが、きっと池か何かですね、坊ヶ平とか、笹原池とか、別所池とか、そういう池のある地域のところはこれに入っているんじゃないかなろうかなと、その水を溜める施設がないところはボーリングの方になったんじゃないかなろうかなと、そのような分け方だろうと思っております。

ただ、この時点に国の鉄道公団の補償というのは、その時点では最高の補償がされて、一生懸命、諸先輩議員さん方が骨折られた結果が今の結果でございますし、ただこれほどゼロ金利になるとは思いません。

水の流れにいたしましても、これはこの水、ここはこうとなかなかそのあたりは難しゅうございますし、できるものなら、農家の方々が今、野中議員さんがおっしゃったように、そういう1つの基金を持って、ボーリング各地域なされていっておれば、こういう結果には、ならなかったらうかなと、そのように思います。

ただ今、何しろ、50年ぐらいからの話でございますので、20年ぐらい経っておりますけん、なかなかもう30年になりますけん、なかなかその時点というのは、今現在、役場の中におられませんものですから、内容についてはもうあとは覚え書き等が見て判断する以外は、現状はないとじゃなかろうかなとそのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 当初の取り決めの部分としては、私もはっきりわかりませんが、ただ、いかんせん、今現在は、今の運用形態というのが、もう一番の王道として通っておりますので、その部分が一番問題になろうかと思っておりますけども、確かにトンネルが今儲かっているから、こういう話があるのであって、あそこで利益が

生まないなら、さあどうしようかって、基金の取り崩しの話しかならないと思うんですけども、その辺の対処の仕方を僕はやはり一度きちんと整理し直して、早急に決める必要があると思います。当然、受益者の方々を入れた中での話し合いだとは思いますが、はっきり最初に申しましたとおり、何で受益者だけの1組合みたいな形なのを役場が仕事をせなんといかんとかなという部分が本当に私の変な疑問でしたので、その部分の解決策を今後検討していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 今、野中議員の方から話がありましたように、ここの議会の中でも中身をご存じの議員さんは本当に少数議員さんです。本当に知っておられる方いないわけでございますので、あえて私の中ではっきりとした形でわかっていただくために出したわけです。再度申し上げますけれども、要するに、農業用水関係の代表者会の中の陳情においては、あくまでも永久的に補償してくださいということではなくて、維持管理費お願いしますということではなくして、金利が持ち直す間だけでも少しでも入れていただけないかというような陳情をしておりますので、その点はお間違いのないようによろしく願いいたしたいと思います。終わります。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時10分

3 月 9 日 (火)

(第 3 日)

平成16年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成16年3月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
2番	白石 博昭	1 森林基幹林道阿蘇東部線早期完成について	1 林道阿蘇東部線に関するこれまでの経過と事業の進捗状況について 2 今後の見通しについて
5番	甲斐 直三	1 学校統合に伴う環境整備等について	1 草部南部小学校及び草部中学校の学校統合が予定されるが、跡地問題について 2 スクールバスの運行に伴う幹線道路の整備について
6番	野中 謙三	1 所信表明を受けて町長の考え方、諸施策を詳しく、具体的に	1 町長の目標とする地域づくり策 2 商工農業者の育成策 3 町村合併の動向と行政サービスの格差是正策について 4 観光開発の諸施策について

日程第2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
14 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

13 番	佐伯金也君
------	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	佐藤昭也君
総務課長	渡辺哲郎君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	佐伯実範君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	岩下光広君	税務課長	後藤秀希君
農林振興課長	廣木富八君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

13番、佐伯金也君から欠席届が出しておりますので、報告をしておきます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） おはようございます。2番 白石でございます。私も昨年の4月に議席をいただきましてから、やがて1年になるわけでございますけれども、一通り、町の議会の流れがわかったかなという様なところでございますが、まだ、いかんせん、慣れないことも多うございます。本日も一般質問をさせていただきますが、お聞き苦しい点多々あるかと思っておりますけれども、最後までよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

高森町の基幹産業である農林畜産業の振興、また、学校統合に伴うスクールバスの運行、そして、観光の振興を図るという観点から見ましても、町内の幹線道路の整備は強く求められているところでございます。しかしながら、本町は面積も広く、道路整備に関してはまだまだ十分ではなく、早急な対応が望まれているところでございます。特に、山東部におきましては、起伏が大きいということもございまして、地形的な問題から南北を結ぶ道路に関しましては、整備が大変遅れている現状であります。

その中で、今回私が取り上げる森林基幹林道阿蘇東部線は、大字河原上玉来から波野村の笹倉をつなぐ総延長12キロメートル、幅員は7メートルの大型基幹林道であります。この林道全線が開通した暁には、国道57号線と国道325号線をつ

なく産業道路としても、また観光道路としても地元や阿蘇東部地区の住民はもとより、宮崎県や大分県をも含む多方面から大きな期待を持たれている大変重要な幹線道路であるというふうに認識をいたしております。

この森林基幹林道阿蘇東部線は、平成21年度の完成に向けて、波野村側、高森町側で現在、工事が進められている状況でございますが、私が聞きましたところによりますと、平成16年度からは用地の交渉ができない状況だとお聞きいたします。このことについて、私は大変危惧をいたしているところでございますが、なぜ、用地の交渉ができないのか、その理由について、また、これまでの経過や工事の進捗状況等について、担当課長であります農林振興課長さんにお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） おはようございます。

森林基幹林道阿蘇東部線に関しますこれまでの経過と事業の進捗状況について説明申し上げます。

平成7年着工いたしました東部線は、総延長12.2キロメートル、うち高森工区2,187メートルを計画し、竣工を平成21年度と予定しております。現在、平成15年度分の260メートルの開設工事を行っており、それが終わった段階で1,919メートルの実績となります。残りが268メートルとなり、用地につきましては、各年度工事に関わります部分の用地を買収してきており、残り268メートル分の用地面積は町道の付け替えもあり、地権者1人、約5,000平米となっておりますが、その地権者お1人の方から、平成14年9月10日付けで町長、議長宛に行政に対する不信感としまして、野尻地区の親水公園に関する補償問題の質問書が提出され、その回答について納得いかないということで、平成16年度以降の用地交渉には応じられない旨、私の方に通告がっております。

以上、林道東部線の現在までの工事、用地交渉の経過報告といたします。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） 2番 白石でございます。自席から失礼させていただきます。

今、課長の方からご答弁がございました。用地交渉ができない理由につきましては、平成14年度に出ました公開質問状に対する町の回答に対する地権者の方の理解が得られないということでした。このことに対して、私もあんまりよくは存じてはおりません。ただ、私が今申し上げたいのは、森林基幹林道の阿蘇東部線のことでございまして、このことに関して、今までどのような対応がとられてき

たのか、また、今後、この問題に対してどういうふうを考えていかれるのか、そのことにつきまして、町長にお尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、2番議員さんからのご質問でございますけども、ただいま、担当課長が申しましたように、全く同じ答弁になるかと思っておりますけども、野尻地区の親水公園建設につきましては、平成11年9月に議会に建設費等を提案いたしまして、議会におきましても、慎重審議の結果、決定をなされていたところでございます。それに基づきまして執行されており、公開質問状の回答にもそのように回答をいたしているところでございます。

今後につきましては、ご理解をいただきますように、今からお願いをしてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） ありがとうございます。

私は、森林基幹林道阿蘇東部線の早期完成に向けてお願いをするわけですが、すけれども、この森林基幹林道阿蘇東部線は、ご承知のとおり、高森町だけの問題ではございません。波野村や熊本県、また国も建設に関係しており、これまでも多額の投資が行われております。建設費もたくさんかかっております。この東部線が今の親水公園問題でできないということになれば、大変なことになるのではなからうかというふうに思います。

このことを踏まえまして、この問題の解決に向けまして、早急な対策をしていただかなければならないというふうに思いますが、このような重要な問題につきましては、町長が日ごろ、おっしゃっておられますように、まず、町長自らが町の首長として直接誠意を持って地権者の方に話をする、対応するというようなことも必要なことではないかというふうに私は考えます。この点につきまして、町長はそういう対応をとる余裕があるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員さんの方からおっしゃいましたように、私も自ら自分で用地交渉等も先頭に立って行くようにしてきているところでございますし、一つ一つとりましても、社倉水迫線にいたしましても、県道28号線にいたしましても、自ら進んで行っておりますし、また、市街地活性化地域におきましても、なるべく地権者の方と接するように、またお話ができますような対応策をとっているの

も現実でございます。

私も今、東部線の期成会と申しますか、先日、陳情を受けまして、いろんな方々のお話も聞きました。今後につきましては、2番議員さんを中心に、各議員さんのご協力を得ながら、また、自ら先頭に立って努力して参りたいと、そのように思っております。

今の段階で、いろいろお話を申し上げますのは、何かと思えますけども、担当者にも慎重に話し、また物事を進めるように指示をいたしております。そのことに関しては、誠心誠意努力して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） どうもありがとうございました。

森林基幹林道阿蘇東部線は、阿蘇東部地区の発展のためにも、また高森町東部の発展のためにも、また地元にとっても大変必要欠くべからざる道路だというふうに私、考えております。そのためにも、一日も早い完成を望む声が強く、本日も地元の期成会や地区の住民の方、傍聴にも参られております。非常にこの問題に対して憂慮をいたしております。一日も早く解決をするように、先ほど、町長、ご答弁にもありましたように、これからもよろしくお願ひする次第でございます。

また、こういう問題につきましては、町当局だけの問題ではないというふうに私、考えます。議会としてももちろんそうでありまして、また地区の住民の皆さんにもいろんな力をお借りしながら、皆でこれから先のまちづくりということも考えていかなければならないかというふうに思います。

高森町を取り巻く諸情勢は大変厳しいものがございます。特に、財政面においては、そのことが強く言われるわけでございます。合併も今のところ、白紙というような状態でございますので、何とか当面は単独で行くということではがんばっていかなければならないかというふうに考えます。地方交付税をはじめ、助成金等も減額をされていく中で、これから先、やっぱり何を皆が考えながらやっていかなければならないのかということを生懸命考えながら、私も取り組んで参りたいというふうに思います。まだ、1年間でございますけれども、本当に高森町を取り巻く情勢が厳しいということだけはわかったわけではございますが、ただ、高森町にはこれらも見てもらいますとわかりますように、すばらしい自然もございまして、いろんな恵まれた環境がございまして、これを生かしながら、今後のまちづくり、皆さんとともに取り組んで参りたいというふうに思います。道路の整備のことも併せまして

お願いを申し上げまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 2番 白石博昭君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） おはようございます。5番 甲斐でございます。

私は、物産館の件につきまして、一般質問をさせていただきたいということでございましたけれども、昨夜、物産館の運営組合の総会がございまして、その場も助役さん、収入役さん、また担当の廣木課長さんもおい出でございましたけれども、一応、今の組合委員会は解散をするということに昨夜決定をいたしました。これも町民の皆様の方にもご報告とお願いをするということで、あえてこの場をお借りしまして申し上げますところでございます。

今後は、新規な体制で4月1日の再開に向けては、少しは触れますけれども、その周辺の各所の工事等も大変立派な工事が進んでおりまして、これから集客に際しましても、よりやすい場所ができるものと思います。どうか、今後また、関係ご当局におかれましても、ご指導方、お願い申し上げまして、ご報告とお願いをさせていただきます。

私は、先般、1月26日に第1回の臨時議会におきまして、草部南部小学校また草部中学校を廃校して、平成17年4月1日をもって、高森東小中学校に統合されると、このことに伴いまして、環境整備等について2点ほど町長の方にお尋ねをしたいと思っております。

高森町の総合計画の基本構想に第2次基本計画書の中にございますように、学校統合の跡地の課題であります。廃校になりますと、今後、さらにいくつかの困難な諸問題が起きてくると思われます。早急に準備委員会等を設置されて時間をかけまして、種々の協議をしていただき、解決されていくことが一番の肝要だと思っております。

先人の人達の築き上げました文化と伝統のある自然豊かな鎮守の森を背景に学んだ児童生徒は、誇りとして広範囲に、また語り継いでいくものと思っております。そのためにも、跡地、また校舎の再利用等ができないか。このことにつきまして、町長のご判断に期待をするものでございます。この点につきまして、お尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 5番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

学校統合につきましては、100年来の歴史がある学校がある時点からもって突然と存在を失うわけでございます。これは地元の方に対しては大変厳しいものがあるかと思っております。願わくば、児童生徒が在学し、一日でも長く、その存在があることが望ましいわけでございますけれども、少子化、過疎化の波にはどうしても勝てない現状があると考えております。大変寂しいことと思っております。

今回は、統合化に向けましてご理解をいただくよう、地元の皆様方に心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後、お願いをして参りたいと思っております。

草部地区におきましても、日本三大下り宮の1つであります草部吉見神社や牛馬の神様でもあります穴迫神社、その他歴史も忍ばせております。このような文化伝統のある風情を失うことなく、統合後のことについても十分配慮しながら、地元の皆様方とご協議を申し上げ、地元の方々のご期待に沿うようがんばって参りたいと、そのように思っているところでございます。

まず、統合後の跡地問題だったかと思えます。ご承知のように、先の臨時議会におきましてご決定を賜りました。早急に教育委員会を開催していただき、さらに2月6日に管内小中学校PTA三役会議が教育委員会主催で開催され、学校統合の報告がなされていたところでございます。その席で、草部南部小学校、草部中学校の三役の方々に今後の学校統合の諸問題の打ち合わせを依頼をしたと聞き及んでおります。そこで、平成15年4月に統合いたしました色見、上色見地区のような学校跡地検討委員会等を立ち上げていただくよう、教育委員会をお願いをした模様であります。町といたしましても、その計画に基づきまして、今後は進めて参りたいと、そのように思っております。今後、こういう問題に関しましては、最大限の努力をする所存でございますから、どうかひとつご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） ただいま、町長より誠意あるご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

草部小中学校も今、町長が話されましたように、上色見小学校、また色見小学校等も似かよった点がございます。この跡地再利用につきましては、この学校の今後の設置につきまして、見守っていきたいと思っております。どうぞまたよろしくお願いを申し上げます。

次に、スクールバス運行等になった場合についてでございます。幹線道路の社会

～水迫線、これは大変に今、落石等々がございまして、危険な箇所がございます。再三にわたり、落石のために交通止めをやむなくされているところがございます。また、生活道路でもあり、福祉バスの運行、また、緊急車両の運行等にも関して、ただただ不安を抱いておるといふ住民の方々のお話でございます。また、残されました区間の改良等も併せまして、お尋ねをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、スクールバス等の運行に伴う道路と危険箇所と、そのようなふうに質問をお受けいたしました。スクールバスの運行につきましては、今後、保護者の方々と十分協議を行い、路線等の決定、また、運行に支障のある箇所につきましては、財政厳しい時でございますけれども、子供達の安心、安全と申しますか、守るために、早急に最大限の努力をして参りたいと思っております。今回の平成16年度には、予算は組んでございせんけれども、当初申しましたように、学校統合に関しましては、各地区の委員会、また委員会設置等ができました時点で、委員の皆様方をお願いをしながら、補正等を組んで参りたいと、そのように思っております。

今のところ、スクールバス運行の計画をいたしておりますには、まだまだ道路整備等がまだ不十分でございます。不安な点が多々あろうかと思ひますし、また、スクールバス停留所にいたしましても、今後皆様方と一番利便性のあるスクールバス停を設置して参りたいと、そのように思っておりますし、今後、4月1日から運行します町民バスにつきましても、できるものなら、そういうことを一緒に兼ねたバス停等をつくったらうまくいくんじゃないかな、また、そうすることにおいて、子供さん、またお年寄り、高齢者の方々とバス停で会話ができたり、お年寄りや弱者の方のお手伝いを子供達がしたりとか、そのような朝晩会話が出来る、また自然と子供達にもやさしさが生まれるような、そのようなバス停をつくっていきたいと、そのように思っております。

何分にも厳しい財政の折りでございますけれども、皆様方の草部南部地区の痛みを十分理解できますから、その痛みを私どもも少しでも分かち合って、一生懸命して参りたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 来年の、17年の4月1日とになりますと、時間がとてもたまるわけございません。このスクールバスの運行につきましては、早急に対処していただきまして、スムーズな運行ができますようお願いをしたいと思います。

す。

また、今日の私の質問は、さわりでございます。これからが諸問題につきまして、協議をなされるものと思っておる次第でございます。いよいよ新しい局面を迎えたなということもつくづく思っております。環境整備の問題につきましても、教育環境の問題につきましても、保護者、また会長を経験されておられます方々もまだ健在でございます。町長、また執行部ご当局におかれましては、意欲的にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 5番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中でございます。

私は今回でちょうど20回目、節目の一般質問となりました。何回もつきあっていて、本当に感謝申し上げます。

今回の質問といたしましては、町長の行政に対する考え方、諸施策について、ご質問をさせていただきます。所信表明を受けてその質問ということにあいなりしました。残念ながら、今回、3人ということでちょっと寂しい思いもいたしますけども、その分がんばらせていただきたいと思います。

最善の上にも最善があると、よく松下幸之助がある著書の中で書いておられましたが、行政に携わる者にとって、常に何事も最善と思ってやっているし、私もそうだと思っております。また、それも町長もそれに基づいて、最大の努力を払っておられると思います、しかし、立場を変えてみますれば、町住民の側から言うと、まだまだこう考えてほしい、あるいはこうあってほしいという希望が出るのもまた当然だと思います。そういうことを考えてみると、ものには最善の上にさらに最善があると、限りなく上には上がある、それを一段一段そういう訴えを聞くたびに素直にそれを聞いて検討するということが永遠に必要ではないかと思うのであります。そういう意見をよく汲み上げて、改める点があれば改めるというようにすることが必要ではなからうかというふうに考えております。

そこで、まず、最初に第1点といたしまして、総合計画に基づく第2次基本計画が先ほど策定されました。その中で基本構想のうちの清らかな高原、豊かな森、やすらぎの美しい町、このコンセプトをもとに5つのテーマが設けられております。第1番目に、豊かな自然と共生した風薫る郷づくり、2番目として、誰もが健

康で安心して暮らせるまちづくり、3番目、時代の変化に対応した産業のまちづくり、4番、一人一人が輝く創造性豊かなまちづくり、5番、協働のまちづくり、このそれぞれ5つの言葉では非常に美しい言葉ではございますけども、その内容と施策について、具体的な例をもとに藤本町長自身、高森町全体をどういうふうなまちづくりをされたいのか、はたまた住民の役割とはどういうものか、こういったことを具体的に示していただきたいと思います。

さらに、付け加えますならば、高森の特色はこうだ、だからこうしたい、そのためにはこうする、だから住民はこうしてくれ、そうすればこうなるといった具合になるべくわかりやすいような回答でお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番議員さんにお答えを申し上げます。

私も町長に立候補いたします時に、3つの視点ということで申し上げましたように、1つは、7,700人の町民、そして阿蘇の大自然、新世紀を迎える新たな町政、この3つの柱を一本化したいということでお話を申し上げてきたところでございます。具体的に申しますならば、高森町を支える人、自然、行政、この3つを機軸として共存させる、大きな課題であったろうと思います。このどれ1つをとりましても、高森町ならではの誇りのある宝物でありますし、欠かすことのできない未来への栄光の財産でございます。何よりもまちづくりの基本でありますこの3つを一本化することが高森町の繁栄を強力にバックアップするものだと考えております。

2つ目に、次世代につなげる明るい未来のある高森町ということでございます。今、地方分権の時代にあって、これから地方の知恵と工夫による地域の特色を出すことが大変求められておるところでもございます。このことは、地域の実情や地域の声に基づく地域独自の施策が行われるような行政のシステムであろうかと思えます。子供から老若男女の全町民の意見を取れ入れたまちづくりということでございます。集大成の1つかということかと思えます。

3つ目に、生活環境、地域産業を充実させる安心で豊かなまちづくりということであったかと思えます。町の豊かな水と緑、そこに生まれる美しい自然を守りつつ、安全で豊かな生活環境をつくり、農林業、商工業の振興を図ると、総括的に地域産業の活性化を促進するということでございました。また、若者の雇用確保、町民の一人一人の人権が重視される夢と希望の持てる町土であり、均衡ある発展に努めることだったかと思えます。

職住遊学と申しますように、生活環境は総合的に整備し、心豊かなふるさとの高森町を仕上げるということであったかと思えます。その中の1つが、今、6番議員さんがおっしゃいましたような5項目の中のものだと思います。今、言いましたように、豊かな自然と共存した風薫る郷づくり、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり、時代の変化に対応した産業のまちづくり、一人一人が輝く創造性豊かなまちづくり、協働のまちづくり、共に働くまちづくりということでございました。これは、今具体的に一つ一つ申しましても、これをやってあれをやるというものなかなか具体化せず、全体的な計画の中で、一番自分達の心の当たるところ、一つ一つこのとおり今流行のマニフェストじゃございませんけども、そのようにするのが一番かと思えますけども、なかなかこれを詳細にわたって、これやります、あれやりますというのなかなか問題点があることと、また一つ一つに農業の問題にいたしましても、何にいたしましても、国・県の制約があったり、いろんな制約事と、国から一般的で言う補助金等をいただく時の制約等とかいろいろございます。ただただいろんな条件のもとに何が一番高森町に必要なか、何が今一番求められているかということを私は第1にやるべきじゃなかろうかと思っております。そのためには、言いましたように、いつも思いますには、何といたしましても、自主財源確保が今、町中では一番大事じゃなかろうかなと、そのようなことで、皆様方にも陳情に行って、この前も衆議院の先生方にもお願いしに行きましたように、ああいう公共的機関とか、また、公共的施設を誘致することにおいて、地域の活性化、活力を生むと思えますけども、そういうことにまず徹したいなと、それが今一番高森町には大事なところに来ているんじゃないかなと、そのようにも思っております。そのことには、皆様方のご協力を得て、初めて実行ができるわけでございますし、まずは、そういう若者の集う1つの職場を誘致すると、そのことが一番今のところ大事であろうかと思っております。ただただ安心して暮らせる活力、創造性豊かと絵に描いた餅では困るわけでございますから、何とかその方向性をこの全体にうたってあるのは、自分達の気持ちをこのようにして進んでいきたいという大きな課題でございますし、また基本計画の中にも6番の文教委員さんも委員でございますし、十分ご理解をいただいているものだと思います。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

全く町長が今おっしゃったように、私も全く同感でございます。まちづくりのた

めにはがんばらなければいけないという点では全く同感でございますけども、1つ考えてみれば、1つの自治会づくり、あるいは自治組織、あるいはいろんな組織をつくる中において、個々それぞれにいろんな役割というのがあると思うんですね、役割。行政の役割、議会の役割、そして住民の役割、何か1つの物事を成し遂げようとする時に、それぞれの役割が1つになって初めて1つのことが集大成する。そういう意味からすれば、もう少し具体的に役割という点を示していただきたい。私はそういうふう以前から考えておりました。役割を与えられることによって、やはり自分もまちづくりに参加しているという、非常に連帯感といいますか、いわゆる協働の意識が芽生えるものと思っておりますので、再度、役割づくり、あるいは含めましたところで、自治組織ですね、そういった部分に関して、町長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

さらに、今もございましたけども、自主財源づくり、あるいは職場の誘致、そういったのがございましたので、併せて2、3、4については混同しながら質問させていただきたいと思っておりますけども、その役割づくり、自治会づくりを踏まえた中で、本年度はこういった形で進めていきたいと、そして、来年度はこういったことをやるというふうにもう少し目標設定を大きい設定とは別に特色のあるような段階的を踏んでいけるような目標設定というのを示していただけるならば、さらに住民側としても理解しやすいような気がいたしますので、併せてご答弁の方、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 役割分担、1つの生きがいを見つけるとは思いますけども、私も全くそのように考えております。やはり人を動かすと申しますか、やるためには、ある程度は相手の方に責任を持っていただきまして、またその人が自分で考えて、自分で行動する、これが何よりでございます。言われてやるぐらいでは何一つ前には進まないと思っておりますし、自分から自ら行動を起こすことが何よりかと思っております。

今、一つ一つ具体的と言いますけども、今年度は当初申しましたように、市街地の活性化と活力ある、人を集める、ものを集めることに応じて、お金を落とさせていただくと、地域的な区切りを人に来ていただいて、お金を早く落とさせていただく、これが手っ取り早い活性化ではなかろうかなと、なかなか活性化というのは聞こえがよろしゅうございますけども、本当の意味での活性化は大変な仕事ではなかろうかなと思っておりますのでございます。

私は、今回は市街地、またそれともう1つは、若者の方々の職業難と申しますか、大変高森の高校は、ちょっと話は変わりますが、高森高校を今度卒業されました99名の方は全員100%就職、進学ができたそうでございます。大変校長先生も誇らしげにお話をされておりましたし、大変私どもも安堵したところでございます。そのようなところから、やはり高森町にも雇用の場を急いで見つけるべきじゃないかということで、議員の皆さん方にも先ほど申しましたけども、国・県、県ではどうしても間に合いませんから、国の方をお願いをして、そういう1つの施設を持っていこうじゃないかということでございます。これもなかなか簡単に右から左、今日言ったけん明日きなはるわけじゃございませんで、また、言い出して5年、10年とかかかるような長期な、ロングランの施策でございます。今日言うたけん明日来ますということでは決してございません。ただ一致団結して、町民の皆さんと一緒に、議員さんも一緒に、私ももちろんでございますけども、一致団結してがんばろうと、全員で誘致すれば、これは人間誰しも人の気持ちはわかるものでございまして、1人が反対すれば、今時この仕事がどこだっけてほしいわけでございますから、反対者がおれば、反対押し切ってまでくる行政はほとんどございません。皆と一緒にがんばっていきたい、そのようなことで、今、企業誘致するといいますが、なかなか民間等は厳しゅうございます。その意味から、国の施策の方が一番無難、そしてまた、この大自然の中でそういうものに育てていただく、また、一方では固定資産税にいたしましても、そういう莫大な投資等もあるんじゃないかなと思っております。

そういうことにおきまして、そういうことが1つの私の気持ちとしては、具体化の例だと思っております。一つ一つこの会社に20人雇う、職員がおんなところに22人にしていただきましょうとか、そういうことじゃなくて、本当の抜本的な意味を議員の皆様方と、また町民の皆様方と努力してまいりたいと、そのように思っております。なかなか具体化と申しますけども、絵に描いた餅ではいきませんものですから、少しは日本人の根回しがいいか悪いかわかりませんが、少しは根回しをしっかりとって、議員の皆様方にご相談を申し上げた方がうまくいくんじゃないかなということ考えているところでございます。できる限り、情報公開の時代でございますから、皆様方にお伝えしながら、進めてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長の方から初めて具体的な話を今お聞きしたわけですが

も、予算にもありましたとおり、本年度市街地活性化等の一つ大きな課題かなというふうに考えております。さらには、若人の住める環境づくりと、そのテーマに基づいて進めていきたいというふうな回答がございました。町長、要領が悪いですよ。こういうすばらしいいい表現はどンドン前もっていわないかんわけですよ。そうすると、皆がなるほど、今年はそれに向けた予算編成で若人が集える場所、市街地活性化に向けた予算編成のもとに旗印のもとに進んでいくんだなど、非常にアピール度があるわけですよ。ですから、わかりやすいことは、若人の住める環境づくりなんか、そういったことで進んでいこうとするならば、それに基づいた各種それぞれの課が予算立てをしてくるはずですし、それも説得材料の1つかと思います。1つ、収穫は若人の住める環境づくり、聞けたのは非常に幸い。じゃあ、そのために何をやるかということですね、あとは。仕掛けをどうするか。町長は、公的施設の誘致ということも1つ、さらには、職場を何とかそれも含めたところで確保していきたいということも1つ、それすべてが関連して事業が進んでいけるような気がするわけです。

そこで、もう1つお聞きしたい点が、最近、新聞紙上とか、そういったところでよく賑わっておりますのが、いわゆる行政特区、私は行政特区というのがよく理解しておりませんので、あえて執行部の方にお聞きしたいと思うんですけども、行政特区というのが大体どういうものか、構造改革に基づく構造改革特区、これ、平成14年ぐらいから始まったのかな、ですね、特区の形はいろいろあるわけですね。教育特区とか、あるいは農村活性化特区、国際交流地方行政、福祉、医療、農業連携、新エネルギーリサイクル、そこで、この特区、このことについて、高森町自治体としてどのようなお考えがあるのか、はたまたこういうのを利用する特区申請しながら、まちづくりを進めていこうという考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私もあまり詳しくは勉強しておりませんで、構造改革特別区域が交付された平成15年の4月1日からだとお聞きいたしております。認定申請が開始されることになりまして、これは、長引く不況に手を打つことができる経済対策に対しての期待感またひそかにかわりつつある状況にあって、地方の経済の活性化に有望な施策だろうと思っております。これは、今、阿蘇の方は、阿蘇カルデラツーリズム維持特区ということでございます。この特区のねらいは、限定された地域の中で、規制緩和を行いまして、民間活力を活かした経済の活性化にあるわけで

ございます。地域の実情に沿ったきめ細かな住民サービスの向上に資するものというところでございます。さらに、その実現を図る上で、様々な利害の調整を図る必要性が生じてくるわけでございますけれども、民間業者の新規参入を促進し、民間の創意工夫や活力を導入することにおいて、地域経済の活性化につながるものというところでございます。

阿蘇の方は、やはり観光開発と、阿蘇郡全体がですね、観光開発ということで、このことにつきましては、国の構造特区に認定された阿蘇自然や農業を生かした観光づくりをする阿蘇カルデラツーリズム推進特区ということで、阿蘇地域が認定をされております。様々な法的制約について、その緩和等が実施されることによりまして、いろいろな問題の解決をされるんじゃないかなと思っておりますし、高森、この地域は自然保護区の環境庁の1種、2種、3種地域に当たる地域でございます。こういうこと、この特区におきまして、高森町に適した活用を探りたいと思っております。結果、今までのように、環境庁のただただ何しちやいかん、かにしちやいかん、瓦屋根はこうせにやいかん、電柱たてちやいかんとかじゃなくて、いくらか緩和されたという意味合いで高森町もできることじゃないかなと思っておるところでございます。

だから、高森町におきましては、1つの私の考え方でございますけれども、せっかくのこれだけの素晴らしい自然があるわけでございますから、よそのまねじゃありませんけれども、癒しの里といいますか、癒しのこの五岳を眺めるような自然道路的なものをつくって、この大自然を生かす方法はなかなかなと思っております。たとえばみますならば、温泉館、休暇村、らくだ山、清栄山、千本桜、羅漢山、別所池、高森駅に戻って、あそこから歩いていただく、約1.5キロほどの距離じゃないかなと、そのようなところに山の外輪山の中の3合目になるやら、4合目になるかわかりませんが、そのようなことをする、また、その折々には車両等が特別通る筋合いもございませんから、せめてこういう時代でございますから、救急車の通るぐらいの幅のものは必要ではなかなかなと、そのようなことをしておりますし、そのコースを整備しながら、町特有の木、また野の花とか、いろんな四季折々のものを集めて、集客に役立てたいと、そのように思っております。また、そういう関係に関しまして、財源等につきましては、今まだあります過疎対策事業とか、地域活性化に限定されます。そうすると、また単独事業に関しましても、事業の75%は地方債で当てられますし、元金の30%が地方交付税で措置されるということでございます。

今、私どもが活性化に利用しようと思っておりますのは、町並みや市街地活性化の再現として、まちづくり交付金というのが新設されました。とてもやりよいというのが、今までのように、お墨付きじゃなくて、国の関与がとても少のうございます。国からこれをつくりなさい、これをつくりなさいとかじゃなくて、地元の意見を十分取り入れた地元の生き方が重視できるような交付金制度のように思っております。今後、この財源に期待をしております。ほかにもいろいろと財源等はございますけれども、地域再生債、やすらぎ支援事業とかいっぱい支援事業はございます。できる限り、一番有利な高森町に有利な事業展開、また補助金等をできるだけ事業に、その整備に利用してまいりたいと、そのように考えております。

これも皆様方のご協力なしでは前に一步も進まないわけでございますから、どうかそのあたりもご理解をいただきたいと、一生懸命夢だけは膨らませて、これを1つでも実現するように、有言実行も大事でございますけれども、無言実行もまた日本人のいいところかとも思います。どうか一つこのあたりもご理解をいただきまして、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自治体にとって特区というのはわかりやすく言えば、補助金交付金、そういったお上からの意識、その意識からいかに自立していくかという自治体づくりですね、早く言えばそうだと思うわけです。そのためには特色を出さなければいけないというわけですが、町長がおっしゃるように、そういった部分にするためには、いかんせん、財源が必要であると、今、財源、おっしゃられましたように、観光立国に基づく政策ということで2004年度から始めた国の事業ですね、国土交通省と農水省、それと環境省、それと文部科学省関係、それぞれで出しているやつで、これはすべて交付金ですね、補助金じゃなくて交付金だと思います。したがって10分の10ではないかというふうに考えておりますけれども、間違いだったら指摘してください。

その中で、特に今、高森の町長の方でまちづくり交付金というふうにおっしゃいましたけれども、全国で1,330億円組まれておりますから、早い者勝ちという部分とあとは申請に計画に基づく手続き等が当然必要ですね。となると、今、中心都市街地の活性化の策定をいろいろやっている中で、それがそのまま計画がまちづくり交付金にあてがうことができるか、併せて事務上の手続き上で、その計画が当然必要となってまいりますので、都市再生整備計画というのを作成するというのが条件になっておりますので、そのあたりについて、再度詳細にお願いしたいのが1

点。

次の質問項目になりますけども、商工農業者の育成策、併せて、そういったまちづくりを進める中で、商工農業策のいわゆる若者の育成策ですね、雇用だけではなくて、育成、育てていく部分に関して、今現在の高森町の取り組み等についてお話ししたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の詳細にわたりますとは、うちに企画財政課長がおりますから、ちょっとお話をさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ただいま、ご質問がございましたまちづくり交付金についてお答えします。

今、中心市街地につきましては、中心市街地活性化計画、風と森の計画がございます。今回のまちづくり交付金につきましても、そういった今回の場合は、都市再生整備計画というのが、これ仮称でございますが、それをつくるようになっております。内容的には、先ほど申しました中心市街地活性化計画の中身が再生基本計画の方針に適合していればよろしいということでございますので、今の計画の中身を基本は変えません。ただし、この交付金事業に合うような形である程度すりあわせをすれば、適合になるということでございますので、2月の初旬でしたか、県の方にはその辺の交付金制度の要旨がきちっとできました段階で、資料等の送付をしてくれということでお願いをしておりますし、県の方からも早速そういった形でお送りしますというような回答も得ております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 商工者の後継者の育成ということだったかと思います。私も商工業の育成対策については、いろんな風と森の会での部会、イベント部会、食のまちづくり部会、町並み環境づくり部会等で話し合いが行われておりますし、観光協会におきましても、企画部会等で話しておりました。また、商工会にも地域問題懇談会というようなことが行われてございます。行政主導ではなく、このような話し合いをもとに、地域の団体、関係者から盛り上がった意見の方が望ましいというふうに思っております。今後、何も投げやるわけじゃございませんけども、十分なる話し合いを行っていただきまして、できることから実行していきたいと思っております。

このようなことに関しましては、会議費等の予算もあろうかと思しますので、厳しい財政状況であります、予算の許す限り必要と思われる予算につきましては、財源確保を図りながら、商工業の後継者の方々のお手伝いを申し上げたいと、ただただ行政がどうする、こうするじゃなくて、地元の方々が話し合いのもと、地元からの盛り上がりが一番後継者の盛り上がりが一番必要ではなかろうかなと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

農業者の部分がちょっと抜けていたのかなというふうな気もいたしますけども、話が前後いたしますけども、先ほど企画財政課長の方からご答弁がありましたけども、これはもう交付金ということで10分の10ですね、まだわからんわけですか。ちょっとそこだけ。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 40%がみれるということです。交付金ですけども、対象事業の40%をみます。ただし、今までの先ほど町長も説明しましたけれども、今までの補助事業につきましては、いろんな制約等がございましたが、今回は、結果を重視するということでございますので、ある程度、今までの、ある程度といえますか、かなり今までの補助金制度とは変わった制度となっております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

60%が自己負担ということですね。となると、僕は全く交付金、交付金と思っておりましたので、10分の10、10分の10とさっきから申し上げておりましたけども、となると、本当は確かにまちづくり交付金というのは大事なことですけども、話が前後しますけども、昨年3月に予算凍結した部分の経緯の補助事業がらみのやつ、あの部分のつくるのはまちづくりをやっていかなん、中心市街地を活性化せなんですけども、その中にあって、負担率ですね、その負担率が今回6割、前回の場合が私はちょっとはつきり覚えておりませんので、できますならば、前回の負担率がどのぐらいだったと、その事業をですね、それを教えていただきたいと思っております。

質問回数が限られておりますので、併せて商工業の方、続けてさせていただきたいと思っております、商業、農業、いろんな若者が定着するためには、確かに職場

も必要ですし、それぞれの自分達の町づくりに参加しているという今の商売、あるいは農業を生かした定着の方法、それも当然考えていかなければいけない点ではなかろうかと思います。私自身をちょっと振り返ってみれば、以前、農業をやっていた時に、若い5人グループというのをつくっておまして、その中で新規作物導入等に一生懸命がんばっておりました。スイカを作りながら、ほかの作物を入れようということで、メロン、花、イチゴ、あるいはブロッコリー、そういったのを勉強グループで取り組んでおりました中で、何とか2、3年かけながら、栽培に成功して、栽培する農家、友人知人を含めまして増やすことができて、今では高森町の大きな農業の柱となっております。

そのことを振り返ってみれば、ある意味では、行政主導型で指導される、農協主導型、あるいは普及所主導型で指導されている作物、農業に関して言えばですね、そういったのも非常にありがたいことですし、大事なことです。しかし、一歩考えてみれば、やはりそういう自由な発想のもとに、夢を与える施策をやってみらんかと、そのかわり、責任をもってやっていこうという、そういう取り組み姿勢、そういったのを私は商工業、農業含めて、1つの施策としてやっていただきたいというふうに考えております。当然、それに伴う原資は必要になってまいりますので、昨日の質疑の方からいろいろ問題かもしっておりますけども、例えばの話ですけども、湧水トンネル公園の入館料というのがございます。これをその一部分、あるいは何%という取り決めのもとに、若者の育成策に充てる金額がいくらになるかは別といたしまして、商工業、あるいは農業に対して、若者の育成策として思い切って充てる、予算的にですね、1年間200とか、そういった形でとれないものか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 中心市街地の拠点施設整備で前回の計画で予定しておりました補助率は50%でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 商工業育成、また商工、農業ということでございます。先ほど、商工のことはお話いたしましたけども、農業にいたしましても、今、6番議員さんがおっしゃいましたように、担い手の減少、また、高齢化に加えて農産物の輸入、自由化や景気の停滞などによる農業物の低迷など、多くの問題を抱えておるところでございます。環境に対応した新たな農業の展開が求められておるところで

ございますけども、先月ですか、4日間ほど認定農業者の方々と地域を回りまして懇談をし、若い方々とお話をしてまいったところでございます。大変、農業政策につきましても、貴重なご意見等を賜りましたし、将来、高森町の農業を担う農業経営者の方々が地区の農業、地域の農業を守るために、本当に自主的な努力がなされております。大変そのあたりも理解をしたところでございます。今後は、意欲のある農業の方々と一緒に農業経営の発展を目指すことによりまして、これを少しでも支援する措置を総合的に実施しなければならないというふうに思っております。

本年度より高森町の新規振興作物として、ナスの新種の肥後むらさきというのを導入を計画しております。他県にはない種苗等の流出がないこと、市場からも早急に産地化の要望があったこと、長く収穫ができるため、長期間現金の収入が得られるということでございます。大変味もよろしゅうございまして、生で食べても甘いということから、調理にとでも適しているということでございました。農業所得の安定が図られるものと思われまして、産地間競争の激化や輸入野菜の急増から低迷している露地野菜のダイコン、キャベツにかわる作物として大変期待をしているところでございます。関係農家とも密に連絡をとりながら、今後の農業政策を進めてまいりたいと、そのように思っております。

それからまた、いろんなところから省みますと、今の子供さん方にいたしましても、学校の先生がおっしゃったのでうそじゃないと思いますけども、魚の絵を描ききらんと、魚の絵は切り身で描きなはったと、鳥の絵を描かせたと、鳥は足がついていない、足がどがん足をしてるか知らないというようなことでございます。そういうところから、考えてみますと、都市の子供さんやら、いろんなところでふれあい農村とか、体験型農業とか、いろんな各地で催されてきておりますけども、なかなか長続きせずに、営業とまではいわず、とうとう自然に解散してしまうと、そのようなことも多くあるんじゃないかなと思っております。

今回も米に関しましても、今までは減反1つにいたしましても、反当割でございましたけども、今年は高森町は960トンの米の重量において制限しております。その補償金はたったの660万円でございます。そのようなことでございますから、その農業施策に対しましても、精いっぱいできる限りのことはしていきますけども、やはり米価にいたしましても、私が高森町が1俵2万円とか3万円と決める品物じゃございませんで、なかなか国の施策、県の方向性によりまして、農業施策はとても優遇される、苦慮するところでございます。今後もそのあたりを十分配慮しながら、町の本当の基盤でございまして農業、商工業に関しましても、今後努力し

てまいりたいと、そのように思っております。

どうか、議員の先生方のご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

6番議員さん、休憩でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 水入り後の取り直しでございます。

商工、農業、その育成策ということでやっておりましたけども、言葉でどうのこうのという部分は確かにわかりますけども、具体的に本当に若い者が聞いて、ああ高森町は若者に対して本当に本腰、力を入れて育成策をやってくれるなという部分をアピールするためにも、やはりきちっとした原資に基づく制度、そういったのを僕は立ち上げていただきたいと、そういうふうに思うわけです。

先ほどの湧水トンネルの入館料についてどうのこうのという部分に関して、それを原資に回したらどうかという返事はいただいておりますので、その返事をあえていただきたいと。

それと、政治というのは子育てと一緒にですね。私も4人子供がおりますけども、手を掛ければ確かに育ちます。しかし、ある時期、手を掛けるんじゃなくて、自立させるような手腕、それがやはり僕は育成策にも必要な部分ではなかろうかと思えます。面倒は見るから自立してやってみろという、そういう育て方、それは行政にも僕は必要ではなかろうかと思えますので、その方法を町長はどう考えられるかが2点。

さらに、話が非常に前後いたしますけども、例えば、高森町が保育園統合、小学校統合、中学校統合、そういった形で進んでおりまして、非常にすっきりした形として進んでおりますけども、せっかくそういった地域の協力を得て、子供達も途中から学校がかわって、統合するわけですけども、さっきの特区ではございませんけど、よく新聞等でもあります教育の方の特区、例えば、高森町は学校統合したか

ら、英語教育は徹底してやりますよと、高森小学校、中学校に行けば、英語がかなり慣れ親しむ、英語なんか教えるものではございません。英語は慣れるものです。となると、高森の1つの魅力がそこで発生すると、やはりその学校統合にしてもそうですけども、住民の皆さんに協力をいただいた分に関しては、十分お返しをする、あるいはそういう魅力を見出す、そういった施策も私はできますならば、やっていただきたいとそういう風に考えておりますので、簡単にその3つの点を答弁いただきまして、次の方に入らせていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、湧水館の料金の入場料に対しての扱い方ということだったと思います。昨日も質疑付託の中で、農業用水の料金、また飲料水に関しましての料金等の援助と申しますか、一般財源からのあれはできないかということでございましたけども、それもその時申しましたように、今後の検討課題にさせていただきたいというように申しました。それをまた商工業の方のなにがしかということでございますけども、これも今後の検討課題にさせていただきたいと、そのように思っております。

また、商工業者の育成化ということでございますけども、先ほど申しましたように、できる限り、自力でしていただきまして、それに対しての支援をしていきたいと、自ら1人でやっていただいた方が長続きもしますし、おんぶにだっこまでいかにしても、今まではそのような形勢が時たま見えておりましたから、そういうこともないように、独自でがんばっていただき、それに対しての援助をしていきたいと思っております。

また、子供さんに対しての独自性のある高森の子育てと申しますか、学校の独自性を出しなさいということかと思っておりますけども、そのことに関しましては、高森中央小学校は先ほども新聞等で載ってきましたように、ソニーの協会からすばらしい科学の表彰も受けておりますし、そういうことも高森中央小学校は1つの独自性がかなえているんじゃないかなと思っております。今後も独自性につきましては、教育委員会ともよく相談しながら進んでまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自立、どの時点から自立させる、自立、最初からしなさいというか、多少のお手伝いをして、自立しなさいというか、その考え方だと思いますけども、私は、多少の応援があれば、自立はできる社会人であろうと思っております。

ので、できますならば、そっちの方をとっていただきたいと。

さらに、学校関係の英語の方を話しましたが、高森中央小は学校独自で教育委員会の認定をいただいた上でやっているわけですが、町が独自にそういった形で取り組むというのが1つの特色ではないかなと、町全体として、そうなると、本当の国際交流とか、そういった部分に関しては何ら抵抗なく、英語にスムーズにとけ込めるような気がいたしますので、そういったことを申し上げた次第でございます。

じゃあ、次の方で、町村合併の動向と行政サービスの格差是正策についてということでお伺いしたいと思います。

所信表明の中で、隣接町村の動向を見極め、検討を深めるという発言が町長の方からございましたけども、この意味が今一私、理解できておりませんので、再度お聞きしたいと思います。

町長は、就任当初から住民と相談をする、あるいは住民に説明する、そういった形で私の一般質問等でもお答えをいただいております。しかし、残念ながら、現在の町村合併に対する町長の考え方、あるいは町の方向性等を住民に知らしめる、あるいは周知する手段がなかなかとられていない。このことは、ある意味では、非常に残念でもあるし、住民の方々からすれば、非常に迷う原因でもなからうかというふうに考えております。この辺について、合併特例法の期限が17年3月にはとりあえずは1回は切れますけども、今日の新聞にも載っていたかと思っておりますけども、さらに5年間については、特例債なしの延長部分、交付税についてはきちっとした残る期間ですね、その分は交付したいという形でも載っておったかと思っておりますけども、その辺を踏まえまして、この高森町が他の市町村に合併を働きかける考えがあるのか、あるいは、単独町村でこのまま進むと、そういうふうに今、この場でおっしゃられるのか、あるいはどっちに転んでもいいように対応すると、前回の一般質問でもそうされましたけども、一番わかりにくいのがどっちに転んでも対応するですね、結局、厳しい方に進んでおって備えておくなら、非常にわかりやすいけども、どっちに転んでも対応するというのが非常に住民側からすれば、一番わかりにくい答えではなかったらうかというふうに考えますので、前回の一般質問の答えと同じにならないような答弁の方をお願いしたいと思います。

単独で本当にやっていけるという裏付けが何かあるのか、はたまた、単独でやっていける財政運営に目処が立っているとか、あるいは、緊縮財政の中で、町長が描くまちづくりが本当に可能であるということが具体的に住民に説明がしていただけ

る材料があるか、その辺を踏まえて、ご答弁の方、お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 合併についてのお尋ねにお答えいたしますけども、合併につきましては、基本的な考え方はこれまでに申してきましたように、南阿蘇5カ町村が枠組みということで、それを基本にしてまいっております。ご案内のように、長陽村、久木野村、白水村の3村は南阿蘇村として来年2月に新村を設置する運びとなっておりますし、蘇陽町におきましても、上益城への合併協議が進んでいるという状況でございます。当面、本町といたしましては、これらの動向を見極めながら、何が一番いいのかを考えたいというふうに思っております。

ところで、一昨年11月に西尾私案という公表がございました。1万人未満の町村の取り扱いについては、もろもろの議論が噴出しておりましたし、また、昨年9月には熊本県は地方制度調査会の諸井会長をお迎えして、地方行政改革特別セミナーを熊本市で開催され、合併の推進の必要性を強くアピールをされたところでもございます。さらに、合併特例法の期限でもあります来年3月ということで一気に加勢し、合併に向けた流れが加速するのではないかと考えております。ここにきて、合併協議会からの離脱など、状況が少しずつ変わりつつあるのも現状でございます。本町といたしましても、現在のところ、単独路線を視野に入れながら、合併は避けては通れないと認識も一方では動いているのも事実でございます。

いずれにいたしましても、議員の皆様方のご意見等も大事でありますし、町民の皆様方のお声も十分お聞きし、結論を出してまいりたいと、そのように考えているところでございます。各地におきましても、身近なところは、産山村につきましても、今まで町村4つから離れて1つ離脱し、また今回は、町村合併で住民投票がなされ、その結果は2分の1には届きませんでしたけども、前の阿蘇市の方に戻ると、そのようなことでございました。

こういうことから鑑みますと、私どもも今、冷静に他町村の動向を見極める時期だと思っております。先ほど、今6番議員さんがおっしゃいましたように、新聞等では交付税の優遇措置を継続すると、そのようなお話も聞いておりますし、先ほど、2月27日の日に私どもの行政の方の部会も津奈木町の方に11名ほど勉強に行ってまいりました。その中で、復命書等もいただいておりますけども、それぞれ各地域によって、地域の方々のエゴが出たり、また地域の方々の思い思い、同じ町におっても思い思いがあるんじゃないかなという部分も出たりとか、いろいろ一元化がされていないのも現状でございます。

今回、私どもは今回の平成17年の3月には、来年度の3月には合併はもう到底間に合わないということがございます。そのあとの5年間において、強い国・県からの指導があるんじゃないかならうかなと思っております。これは、待ったなしでいい加減では通らないと、そのようなことだと思っております。今回、私ども高森町が単独単独といいますけども、決して単独という結論が出たわけじゃございませんで、ご存じのように、5カ町村が3カ町村になったり、2カ町村になったり、そのようなことを踏まえて、このような結果になっているわけでございます。今回の交付税の延長ということでございますから、2009年までには必ず、結論を出すような強い指示があるものと思っております。

また、今まで町民に対する座談会等がなされていないということでございますけども、内容について、動きが町自体の動きもよくまだつかめておりませんでしたし、他町村の動きもまだよくつかめていないことと、高森自体にはご存じのように、この高森地区、この市街地地区に人口は7割で土地が3割でございます。上の草部野尻に上りますと、今度は逆に土地が7割で人口が3割でございます。そういう特殊な地域でございます。そのあたりをよく考え、将来の高森町が上の山東部を含んで、どのようなビジョンといいますか、計画をしたらいいのか、そのあたりをよく見極めて、最終的に2009年の合併のこれが最後だと思いますけども、その方に向かっていくべきではなかろうかなと、そのように思っております。

来年度の3月の合併をよく見極めて、そして皆さん方と本当のご相談をし、進めてまいりたいと、そのように思っております。今、ここはと言っても蘇陽町さんは法定協議に入っておられますし、そこに相手の合併に対する気持ちを我々がどうのこうの、まぜくる筋合いのものではないような気がいたしております。

申しますけども、座談会等につきましては、今後、皆様方に順次、来年の3月を見極めてから説明してまいりたいと、そのように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長とは4回目の一般質問ということで、皆さん、お気づきでしょうけども、町長の答弁が非常にうまくなって、長くなったということで、時間がどんどん経っていると思います。簡単にこの後は時間がありませんので、あとはお答え願いたいと思いますけども、原稿が長い分、非常に町長はうまくなりました。

1つは、単独町村でいく場合どうするかこうするか、その部分もございますけど

も、一番肝心なのは、住民サービスが仮にどう進もうと格差がないようにしなければいけないという点でございます。格差を是正するためには、やはりそれなりの負担は強いけれども、最小限の負担で最大のサービスをやりますという部分です。これは、比較するものがないと、なかなか難しゅうはございますけれども、格差是正をどうするかと言われても、私自身も質問の中で格差是正をどうするなんて言ったら、それは今のところ、比較する対象がないものですから、なかなかそれは答えにくいと思いますので、この辺については、省略させていただきたいと思います。

ただ1つは、町村合併をどの時点で、どういった形できちっと決めるかという、その点ですね、その見極めは非常に大事ではなかろうかというふうに考えております。したがって、阿蘇郡内で合併するのではなくて、これは極端な話ですけども、郡内の合併じゃなくて、熊本市と交渉してみるかというぐらいのはまりで臨む、そういう意気込みですね、町の財政は今こうだから将来的にはこういう形、特に高森なんか自然環境が非常に豊かですから、熊本市内にない自然環境、熊本市内に提供しますよと、そのかわりに熊本市内の人間をこっちにつれてきてくださいよというぐらいの思い切った町村合併の策を考えるのも1つの手段ではないかなと考えます。その点について、その考え方について、町長自身がどういうふうに考えられるか、返事的には難しいかと思っておりますけれども、あえてその辺をお聞きしたいと思います。

それと、時間的にあまりございませんので、観光開発の諸政策についてということで、これはもうお聞きするだけにしたいと思います。その観光開発について、町長自身、町としてどのように今後取り組んでいかれるのかを簡単に答弁願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 合併に関しての質問かと思っておりますけれども、大変6番議員さんの質問にはありがたく思っております。なかなか私は明日から一の宮と一緒になるばいたと言ったっちゃ、なかなか簡単にできることでもございませんし、言えば言うたで、支離滅裂な話になりますけれども、先ほど申しましたように、来年の2月いっぱいぐらいは片が付くんじゃなかろうかなと思っております。それをうまく見極めて、皆様方とご相談を申し上げたいとそういう事でございます。

地域に関しましては、今どうのこうのというのはまだ他町村の名前を出しますと、相手の方にも都合がございますから、そのあたりは差し控えたいと思っております。

それと、観光についてでございますけども、もちろん、今、既存しております観光資源は大事に使いますし、それ以上に先ほど申しましたように、そういうやすらぎ道路といいますか、やすらぎの里と申しますか、そのような阿蘇五岳を眺めたせっかくの湧水トンネルでございますから、それを利用したそのような計画を今からしてまいりたいと、せっかく俵山トンネルの開通によりまして、空港からも高速道路からもとてもアクセスがよくなってございましたし、先ほど、2番議員さんに申しましたように、県道28号線の方も何とか解決の目処が立ちまして、やっと測量も終わった時点でございます。せっかくの30万人以上のおい出になるお客様をそのまま帰してはいかんなどということで、せめて高森町の温泉館までぐらいは引っ張って戻りたいと、そのような計画をして今、担当課ともお話をしているところでございます。ご理解をいただきますよう、また、計画等ができました時には、どうぞ対応ご承認方をお願いいたしまして、ご協力もよろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） あと2分になってしまいましたけども、町村合併等については、やはり住民に対する説明というのは、僕はもう少し必要であるというふうに感じております。1年前も住民に対しての説明をやりたいということでございましたけども、その後、高森の広報誌等を通じてでもそういう合併の話はあまり載っておりません。できますならば、今の現状をきちっと周知していただきたい。これがお願いしたいことでございます。

最後に、私、前回の議員の任期中は1番議席でしたので、その後ろで藤本町長が座っておられました。その時よく教えていただいたのが、謙虚さ、あまり妙なことを言っちゃいかんぞという部分で町長の方から教えていただきました。そういうのを考えてみると、最高責任者、立場に立つと、職員の方々はもちろんですけども、それまで同僚として一緒に働いていた人々の自分に対する見方が変わってまいります。自分は変わらなくても、周りの見方が変わり、本当のことを言ってくれる親友というのが自分の地位が上になればなるほど、少なくなっていくというのが現実ではなかろうかというふうに感じております。そういう点からすると、町長が最近、寂しそうにしておるのは、もしかしたら、好きと好まざるとに関わらず、心の上にいるいろいろな寂しさが出てきたと、いわば、孤独な立場になるということが言えているんじゃないかならうかと思えます。だからこそ、声なき声、そういったものに耳を傾ける謙虚さ、それを再度思い出していただいて、トップに立つ者にとって極めて大

切なことでございますので、その謙虚さを忘れずに、議会に対する相談、あるいは根回しという言い方はしませんけども、相談ですね、そういったのは十分配慮されて、今後の行政にも取り組んでいていただきたいと、そういうふうに感じております。

ちょうど時間です。これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君の一般質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題とします。

10日と11日は休会となっています。なお、両日は各委員会となっておりますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午前11時40分

3 月 1 2 日 (金)

(第 4 日)

平成16年第1回高森町議会定例会（第4号）

平成16年3月12日

午前10時05分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 農業委員の推薦について

日程第2 意見案第1号 郵政事業の民営化に反対する意見書について

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	佐 藤 昭 也 君
総 務 課 長	渡 辺 哲 郎 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	佐 伯 実 範 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	岩 下 光 広 君	税 務 課 長	後 藤 秀 希 君
農林振興課長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君

水資源対策課長	桐原一紀君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	二子石衛君	野尻出張所長	岩下健治君
収入役室長	岩下昭久君	教育委員会事務局長	岩下生人君
監査事務局長	佐伯秀和君	企画財政課長補佐	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 農業委員の推薦について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、議会議員から甲斐廣國君と後藤英範君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は2名とし、甲斐廣國君、後藤英範君を推薦することに決定いたしました。

なお、次期議会で追加推薦を行う予定でありますので、報告をしておきます。

-----○-----

日程第2 意見案第1号 郵政事業の民営化に反対する意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 意見案第1号、郵政事業の民営化に反対する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして2番 白石博昭君。

○2番（白石博昭君） おはようございます。

それでは、意見案第1号、郵政事業の民営化に反対する意見書について、このことにつきまして、提出者を代表いたしまして、郵政事業の民営化に反対する意見書の趣旨説明をいたします。

現在の日本郵政公社は、平成15年4月1日に発足し、ようやくその緒についたばかりであります。国においては、早くも郵政民営化問題について、検討がなさ

れていると聞いております。

しかしながら、住民の福祉向上や広く公平なサービスの充実が図られるためにも、現在の郵政事業の経営形態を維持する必要があると考えます。構造改革の名の下に行われようとしている郵政事業の民営化に反対するものであり、関係機関に強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解いただきますよう、お願いをいたしまして、趣旨説明といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第1号、郵政事業の民営化に反対する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第5号 高森町生活安全条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第5号、高森町生活安全条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第5号、高森町生活安全条例の制定については、3月10日午前11時より、第3・第4委員会室において、総務課渡辺課長、ほか各係の出席を求め、詳細に説明を受け、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号、高森町生活安全条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について

- 議長（相馬俊行君） 議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

- 総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定については、3月10日午前11時より、第3・第4委員会室において、総務課渡辺課長、ほか各係に出席を求め、詳細に説明を受け、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号、高森町不当要求行為等の防止に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

- 議長（相馬俊行君） 議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、審議の結果についてご報告いたします。

3月10日午前10時から、委員全員出席のもと、建設課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 9 号 高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 9 号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第 9 号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例については、3 月 1 0 日午後 3 時より、第 3・4 委員会室において、税務課後藤課長、岩下課長補佐に出席を求め、委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号、高森町納税組合奨励に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 1 0 号 平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 1 0 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第 1 0 号、平成 1 5 年度高森町一般会計補正予算については、3 月 1 0 日及び 3 月 1 1 日、第 3

・ 4 委員会室において、各出張所長、企画財政課長ほか各係、総務課課長ほか各係、税務課課長ほか各係、監査室、収入役室長に出席を求め、詳細に説明を受け、なお委員全員出席のもと、慎重に審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第 10 号について審査の経過及び結果についてご報告いたします。

3 月 10 日午前 10 時より、第 2 委員会室にて、全委員出席のもと、教育長、関係各課長、各補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 10 号、平成 15 年度高森町一般会計補正予算について、審議の結果についてご報告いたします。

3 月 10 日、11 日の両日、第 1 委員会室において、委員全員出席のもと、商工観光課、農林振興課、建設課の各課長並びに各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。議案第10号、平成15年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、3月10日午後3時より、第3・第4委員会室において、税務課長、係長に出席を求め、詳細に説明を受け、委員全員出席のもと、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号、平成15年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、3月10日午後3時より、税務課課長、岩下課長補佐に出席を求め、委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第13号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について審査の結果についてご報告をいたします。

3月10日午後1時より、第2委員会室にて、全委員出席のもと、関係各課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、平成15年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第14号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算の審議結果についてご報告いたします。

平成16年3月10日午前11時30分より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、補正予算内容について詳細に説明を受けました。慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成15年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

- 建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について、審議の結果をご報告いたします。

平成16年3月10日午前11時30分より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、補正予算内容について詳細に説明を受けました。慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成15年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

-----○-----

議案第16号 平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第16号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、3月11日午前10時より、企画財政課村上課長、甲斐課長補佐、沼田財政係長に出席を求め、詳細に説明を受け、委員全員出席のもと、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成15年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成16年度高森町一般会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算について、3月10日及び11日、第3・4委員会

室において、委員全員出席のもと、各出張所長、総務課課長ほか係、税務課課長ほか各係、企画財政課課長ほか各係、監査室、収入役室長に出席を求め、詳細に説明を受け、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、この中で、中心市街地活性化事業については、前回の経緯もございますし、そういうものを踏まえながら、用地交渉とかについては、慎重に早急に進めていただきたいという要望があったことを申し添えておきます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

3月10日午前10時より、第2委員会室にて、全委員出席のもと、教育長、関係各課長、各補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費の報償費の予算を減額修正（小学校新入学児童ランドセル購入費）し、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費報償費の予算を増額修正（就学前児童新入学祝い）とする修正案が提出され、慎重に審議した結果、修正案のとおり、可とすることで、全委員異議なく決定いたしました。

なお、予算書の詳細については、別紙配布のとおりとなっております。

また、その他の予算案については、原案のとおり全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、平成16年度高森町一般会計予算について、審議の結果についてご報告いたします。

3月10日、11日の両日、委員全員出席のもと、商工観光課、農林振興課、建設課の各課長、各課長補佐並びに各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、奥阿蘇物産館については、再開に向けた早急な組織づくり、また、森林基幹林道阿蘇東部線の用地確保に向け、努力されることを、さらに観光公営施設の運営について、経費の軽減、サービスの向上などを含めた内部検討を行い、民間企業感覚を持たせる取り組みを行うようにとの意見が出されました。

以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長の報告は修正です。これから、文教厚生常任委員長の報告の修正案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、文教厚生常任委員長報告の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり決定したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、文教厚生常任委員長報告の修正案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く各常任委員長報告について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く原案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く原案については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第18号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めま

す。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第18号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算について、3月10日午後3時より、税務課課長、及び岩下課長補佐出席のもと、委員全員出席の上、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

中でも要望が2、3ございましたが、人間ドックの件について、これは付託前にも2、3の議員さんから意見がございましたように、もっと広く人間ドックが受けられるような予算の編成というか、そういうものを進んでやってほしいという要望がっておりますので、これは内部で検討していただいて、できるだけ多くの方が受けられるような方法をとっていただきたいという要望がありましたことを添えて、全員異議なく可とすることに決しております。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成16年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成16年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第19号、平成16年度高森町老人保健特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 総務常任委員会に付託されました議案第19号、平

成16年度高森町老人保健特別会計予算については、3月10日午後3時より、第3・第4委員会室において、委員全員出席のもと、税務課課長、及び岩下課長補佐、ちょうど今税務申告中でございますので、ほかの係は出席はできませんでしたが、さっきから報告をいたしておりますとおり、税務課については2人の職員出席のもと、この議案についても、慎重に審議をした結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成16年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成16年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（相馬俊行君） 議案第20号、平成16年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成16年度高森町介護保険特別会計予算について、審査の経過及び結果についてご報告をいたします。

3月10日午後1時より、第2委員会室にて、全委員出席のもと、保健福祉課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成16年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第21号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算について審議の結果をご報告いたします。

平成16年3月10日午前11時30分より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、簡易水道当初予算内容について詳細に説明を受けました。

平成16年度高森町簡易水道事業当初予算については、本年7月から水道使用料値上げの予算措置が組み込まれておりますが、水道は地域住民の福祉と日常生活に必要な不可欠な社会基盤施設であり、今後も住民への安全かつ安定した飲料水供給体制を維持されるよう要望し、慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

私は、質疑付託の際から申し上げておりましたとおり、今回の特別会計予算につきましては、水道使用料の値上げ条例が後ほど出てまいります、あくまでも使用料または基本料金を値上げをした上での使用料増額予算が組まれております。

私の本来の考えからいたしますと、湧水トンネル内の水を流す権利と申しますか、それを踏まえまして、今回、一般会計にも組んでございますが、4,600万円の歳入が組んでございますけれども、そちらの方から不足分については、本来ならば、水道使用料の方に上げてくるのが私としては当然だと思っております。

しかるに、この平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算案については、以上のことから、再考をしていただきたく反対の討論をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。賛成討論はないのですか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

私といたしましては、先ほど、委員長報告のありましたように、会計法上、どうしてもやむなしという感がするわけでございます。この値上げにつきましては、あくまでも飲料水というものは生活する上で、一番不可欠なものでございますし、会計処理上、どうしてもやむなしという感がしますので、賛成とするものでございます。

○議長（相馬俊行君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 議案第21号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算の採決については、起立採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） それでは、議案第21号、平成16年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。したがって、議案第21号、平成16年度高森

町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第22号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、審議の結果をご報告いたします。

平成16年3月10日午前11時30分より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、当初予算内容について詳細に説明を受けました。

この農業用水供給事業については、基金運用収入により、運営されていることから、超低金利政策の中での会計収支が非常に厳しい状況下にあるため、経費削減に向けての役場内部検討委員会や農業用水代表者会議への節水策についての協議は行われているようですので、実現化に向けた取り組みを要望して、慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成16年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 23 号 平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第 23 号、平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 議案第 23 号、平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計当初予算について、3 月 11 日午前 10 時より、第 3・第 4 委員会室において、委員全員出席のもと、企画財政課課長、甲斐課長補佐、ほか沼田係長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、平成 16 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 24 号 高森町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第 24 号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 24 号、高森町給水条例の一部を改正する条例について、審議の結果をご報告いたし

ます。

平成16年3月10日午後1時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐の出席を求め、給水条例の改正内容について詳細に説明を受けました。

昨年9月議会でも申し述べましたように、水道事業特別会計は公営企業の独立採算が原則であります。今後、水質の維持管理、老朽化した送配水管の布設替え等に莫大な事業費を必要とします。

内容といたしましては、高森町市街地域において、新興住宅への拡張工事、色見地区においては、既存水源地の改良整備及び新たな水源地の確保、草部地域においては、水道未普及地域の解消、町営化、野尻地区においては、老朽管による赤水の解消、また、全地区における水道老朽管の布設替え等の事業が山積しており、将来の水道事業の適正運営を行う上で、今回の水道使用料金の値上げ改正は水道財政の基盤を確立するものであり、今後の地域住民に対するサービスの向上と安心で安定した飲料水の供給に万全を期することを要望して、慎重に審議した結果、全員可とするに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私は、簡易水道の特別会計予算で反対をいたしました。これが関連が一番深いんですけれども、給水条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど述べましたとおり、今、委員長の方からは老朽管の布設替え、また本管等のいろいろと補修、布設、新規住宅地への本管の布設など、いろいろ言われております。それにまた新規加入者に対する施設設備ということも言われておりますけれども、本来、湧水トンネル内の水の水量と申しますのは、毎分32トンというものでございまして、それを農業用水、それに簡易水道が扱っておる。その残りがトンネル内を流れております。そのトンネル内を流れておる水が観光の資源として、湧水トンネルの入園料ということで300円とられておるわけですが、もし、老朽管の布設替えをせずということになりますと、今の水道供給システムからいきますと、そのもとであるタンクの水位がどんどん下がるとどんどんそのタンク

にトンネルの水源地から水を送り込むシステムになっております。ということになりますと、老朽管の布設替えをしないでおると、トンネル内に水が流れる余裕がないということになります。水が流れないと、湧水トンネルは観光地として使用することは不可能である。そういうことで、私は水道使用料を上げて、老朽管布設をするんじゃなくして、できれば、湧水トンネルの使用料によって、その不足分を簡易水道の不足分を補っていただきたい。そうすることが、トンネル内の水の安定供給に私はつながると思っております。

それと、新規簡易水道加入者に対する施設設備というふうに話も言われておりますけれども、一時期、全国的な渇水期というものを日本は受けております。その際に、いくつかの部落水道組合の方達が簡易水道に加入された経緯がございますが、その際に、各町内の部落水道、また個人水道に対する働きかけが高森町の方から行われておりました。しかしながら、その際に、いろいろな条件等を出されたり、その際、水が渇水していなかったりということで、簡易水道加入を断られた経緯がございます。また、その時に新たに新規加入をされた際に、すぐ施設整備をするわけですが、本来ですと、簡易水道使用料、または基本使用料、基本水量等を払われた方達はその施設の維持管理に対する費用を町から負っていただくというのは当然なのですが、今まで全く町に対して水道使用料を納めていない地域に対して、町がいきなり布設の施設設備費を補うというふうなやり方というのは、従来の考え方からすると、不公平感も生ずると思っております。

その意味からしまして、私は、この給水条例の一部を改正する条例につきましては、もうしばらく皆さん方、真剣に考えていただきたいと。できれば、湧水トンネルと一緒に考えていただきたく、反対の意見を述べるものでございます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。賛成討論はありませんか。10番 甲斐正一君。

○10番（甲斐正一君） 本当に私達の委員会の中で賛成討論というのは、本当に私も慎重審議した結果のもとでございまして、非常に委員長の報告のとおり、高齢社会を迎える地域もたくさんございます。そういう中で、やはりこの必要性はあるということで、私は賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかにございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 大事な話ばかりでございまして、時間がございませんので、ちょっと協議会に切り替えたらいかがですか。

○議長（相馬俊行君） 暫時休憩いたしますか。ほかに討論ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は、この議案については、私個人的には、もう少し慎重に進めるべき点があるかと思しますので、継続するという意味からして、反対とさせていただきます。

中身につきましては、先ほどもありましたように、簡易水道の部分と農業用水の部分について、まだはっきりしなければいけない点がいくつか残されているような感じがいたします。私はその点について、もう少し明確に出していただいた形で、結論を出していただきたいというふうに考えておりますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

議案第24号については、起立によって採決をいたします。

議案第24号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。したがって、議案第24号、高森町給水条例の一部を改正する条例については、可決されました。

-----○-----

議案第25号 高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第25号、高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第25号、高森町農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例について、審議の結果をご報告いたします。

平成16年3月10日午後1時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長及び課長補佐、並びに前水資源対策課長の芹口収入役の出席を求め、本条例の改正内容について詳細に説明を受けました。

農業用水供給基金の改正内容については、現在までの基金の低金利により、運営収益金が減少し、A基金だけの維持管理が困難となり、B基金収益金の範囲内の

利息分を相互に運用し、事業運営を図るとの説明を受けました。農業用水の年間の経常経費から見ると、電気料が主な経費であり、維持管理費の軽減方法を検討されるようお願いし、本条例の改正内容については、慎重に審議した結果、全員可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。12番 三森義高君。

- 12番（三森義高君） 12番 三森でございます。

農業用水供給事業基金設置条例の一部を改正する条例につきましては、先般の質疑の中でいろいろと意見を出したところでございます。その意見の中で申し上げましたように、この農業用水供給事業そのものすら職員の認識と申しますか、以前の方向性さえもわかってもらえていないような状況を見受けつつあります。

そこで、私は、もう少しこれは具体的に原点に立ち返り、町長をはじめ、執行部新たにそこらあたりの原点からの方向性をしっかりと見極めた上での基金設置条例ではなかろうかと考えるところでございます。私はこれに対しては、あえて反対するものでございます。

以上、報告をいたします。

- 議長（相馬俊行君） 賛成討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

- 13番（佐伯金也君） 反対ばかりしちゃいけませんから、たまには賛成もしたいと思いますが、農業用水供給事業につきましては、先般、町長が言われましたとおり、昭和52年に湧水をいたしまして、その後、町の議会、執行部、またはそれに付随する国会議員、県議会議員も協力をいただきまして、その湧水対策に一生懸命努力をしていただいた、その中での基金が生じまして、基金運用という形での条例が制定されたわけでございます。

先ほどから執行部、または議会の中でも話がありましたとおり、大変現在の金融状況というものが厳しいもので、当初、基金を設立した当時の利息と現在の利息というものは雲泥の差がございまして、そういうふうな中において、やはり先ほど建設経済常任委員長も話されましたけれども、簡易水道と一緒に、農業用水の施設についても、かなりの老朽化、また施設維持管理等について、かなりの金額を労しておる

というのは現実であるというふうに思っています。

その意味からいたしまして、やはり基金の運用について、新たな考え方を持つという意味からいたしますと、この基金条例の改正についてはやむを得ないものがあるというふうに私は考えております。

その意味からしまして、三森議員が反対討論で言われましたけれども、その意見も十分に尊重しながら、今後、庁舎内で過去の文書、会議記録等を十分読んでいただきながら、農業用水、受益者の皆さん方、権利者の皆さん方に迷惑のない供給をやっていただきたいということで、この条例改正については、賛成をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

議案第25号については、起立によって採決をいたします。

議案第25号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、決定いたしました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第5 特別委員長報告を議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会の報告いたします。

平成16年3月8日午後2時半から、第3・第4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課長、同補佐、保健福祉課長、同補佐、係長、建設課長、教育委員会事務局長、同次長、企画財政課長、同補佐、担当者に出席を求め、委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、教育委員会事務局長から現在のスクールバス運行に係る問題点について、結果を取りまとめ、運行事業者に今後の指導を求めていくこと、また、平成16年度運行については、平成15年度同様安全運行の確保を第1として、指名競争入札に寄らず、地方自治法の規定に基づき、随意契約により運行することの報告を受けました。このことについては、児童生徒の安全確保が最重要課題であり、一層の安全確保に万全を期するよう申し入れ、承認いたしましたところでございます。

次に、平成16年4月1日運行開始予定している町民バスについて説明を受け、協議を行いました。昨年12月の委員会では、町民バスの運行回数を色見環状線については、毎日5往復運行とし、その他の地域においては、週2回1日2往復運行とした計画を承認いたしましたところですが、しかしながら、色見環状線を除く運行ダイヤ編成において、1日2往復として、運行した場合、大津方面へ出かけた場合の夕方の帰りのバスが確保できないなど、様々な問題が発生し、1日3往復の運行としなければ、利用者に多大な負担となるため、計画の変更をいたしたいとの報告があり、住民の利便性の確保が重要との意見があり、承認したところでございます。また、色見環状線については、1日5往復を4往復とすることで承認をいたしました。そのほか、色見環状線以外の地域においては、週2回の運行を週3回から4回にしてほしいとの利用者の方の要望等もあるようございますが、運行回数の増加は今回設定しております200円運行の料金を大幅に値上げしなくてはならなくなるなど、問題点が多く、より安く利用していただくためにも、当面は現状のままの計画で運行することを確認したところでございます。

なお、当委員会といたしましては、実際の運行状況の把握のため、試乗し、6月議会において、今後の運行について、再度協議検討することといたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長

本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

議会広報誌につきましては、大変皆さん方、ご承知かと思えますけれども、私ども1年になりませんが、12月の広報誌を出しましたけれども、いろんな方々からのご批判もございまして、前回の私どもの先輩の広報委員さん方が一生懸命にやっておられたかどうかわかりませんが、私どもは今、委員会の中で、私どもなりに一生懸命に努力をしているつもりでありますけれども、まだまだ私どもの広報誌では何か物足りないというようなご指摘なり、ご意見をいただいております。今後におきましては、一生懸命広報委員会一同、努力をいたしまして、より良い広報誌づくりに努めてまいりたいと、今回の3月の定例会の広報につきましても、なるべく早めに広報誌が出せますように努力をしてみたいと思っておりますので、報告を申し上げます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町村合併検討特別委員長の報告を求めます。町村合併検討特別委員長 三森義高君。

○町村合併検討特別委員長（三森義高君） 12番 三森でございます。

町村合併検討特別委員会の結果をご報告申し上げます。

3月11日に午後3時半から第3・第4委員会室におきまして、全委員出席のもと、また、総務課長 古沢課長補佐にも出席を求めています。町村合併の現状と今後の動向ということで、熊本県の阿蘇地域振興局の草野室長、西野主幹、寺本参事を迎え、国・県における市町村合併の現状と今後の動向についてと題し、平成16年度地方財政対策の概要及び管内の状況、また、国及び県内の市町村合併の状況、また、市町村合併に関する合併関連三法の概要について、資料をもって縷々説明を受けたところでございます。

また、職員で組織されております町村合併対策検討委員会の津奈木町研修についての報告も併せて受けたところでございます。

委員会といたしましては、いろいろな状況を勘案し、今後においても、隣接町村の合併の動向を見極めながら、今後も検討会を進める旨の決議をしたところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会運営につきましては議会運営委員会に、また交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成16年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成16年第1回定例会

平成16年3月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111